

国家権力犯罪に“時効”はない

「12月8日」を 記憶し続ける

1941年のこの日、札幌で何が起きたのか？



北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 事務局

国家権力犯罪に“時効”はない

「12月8日」を 記憶し続ける

1941年のこの日、札幌で何が起きたのか？



目 次

はじめに 3

第1章 「12月8日」を記憶し続ける 5

第2章 冤罪事件の“痕跡”を追って 21

① 冤罪事件に関わる「場所」 22

② 冤罪事件に関わる「人」 30

③ 冤罪事件に関わる「時」 38

④ 冤罪事件に関わる「文献・資料」 45

参考資料①

「真相を広める会」刊行の主な書籍・冊子 61

参考資料②-1

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」関連年表① 87

参考資料②-2

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」関連年表② 95

参考資料③

「マスコミ報道の主な記録」 103

あとがき 106

表紙デザイン 杉山百合子

はじめに

84 年前の 1941 年 12 月 8 日、レーン夫妻と宮澤弘幸ら北海道帝國大學（北大）の教職員・学生ら 7 人が特高に検挙された。同じ日、太平洋戦争開戦と同時に、スパイ摘発を口実に、当時の内務省が主導した全国一斉検挙の一環だ。

明らかな国家権力による弾圧であり、それは戦後 40 年余にして発掘された当該判決等によって十分検証されている。だが、元凶たる国家権力に対する弾劾はなされておらず、事件を根源から糺す組織的な運動もなお十分とは言えず、北大当局は自らの教職員、学生を護ることなく、国家権力に隸従してきた。

事件の掘起こしと検証は、1986 年 11 月、北大生・宮澤弘幸の妹・秋間美江子さん夫妻が声をあげ、弁護士・上田誠吉さんが応えたことで始まった。兄・弘幸の遺品アルバムを北大に寄贈してもいる。これらをきっかけに、門戸も口も閉ざしていた北大当局の目を引き付けることにもなった。

運動の組織化は、毎日新聞と北海道大学の O B 有志らが開いた。おりから発足の安倍第 2 次政権が「秘密保護法」制定を画策していることに危機感を抱き、2013 年 1 月 29 日に札幌で開いた集会の、その場で、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」（以下、「真相を広める会」）を結成した。賛同者は 1000 余に及んでいる。

以来、自らの教職員・学生を見捨てた北大当局の姿勢を糺す取組みを突破口にして、真相究明に取組み、その成果を冊子『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知りて欲しい』、一般刊行『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』（花伝社刊）などに著し、究明と普及に努めてきた。

さらには、思いを同じくする活動団体などとの連携、共有も進め、成果を積んでいる。「共謀罪法」をはじめとする自公政権による暴走の危険性に警鐘をならすため、過去に引き起こされた『松川事件』『レッド・ページ』など国家権力犯罪を改めて問い合わせる冊子・書籍の刊行などが、それだ。

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は、国家権力が戦争体制強化のために「捏造」した冤罪事件であった。いまこの「冤罪」に陥れられた人々はすでに故人となってしまった。また捜査・裁判記録のほとんどは、敗戦前後に国家権力によって焼却・破棄されてもいる。しかしながら、「国家権力犯罪に時効はない」との強い視点から、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の『痕跡、を可能な限り突き止め、記録することが必要だと』の思いは広く共有されている。

いまなお、国家権力による冤罪事件は惹き起こされている。最近では、2013～14年の「大垣警察市民監視事件」（岐阜県大垣市の風力発電施設建設をめぐり、岐阜県警が情報交換のために事業者の中部電力子会社と面会し、反対住民ら4人の個人情報を提供していた事件）、2023年3月の「大河原化工機」外為法違反事件（同社社長ら3人が、軍事転用可能な機器を不正輸出したとして逮捕・起訴された事件）など、耳に新しい。前者は、名古屋高裁が違憲判決を下し、440万円の賠償も命じた。後者は、初公判直前に検察側が取り消し、東京高裁は逮捕・起訴の違法性を認め、国と都に1億6600万円の支払いを命じた。

いずれも、当事者たちの「国家権力による犯罪は許さない」との断固とした姿勢と、広範な世論に訴えた闘いが組織された。この二つの事件と闘いは、今後とも起り得る冤罪事件への警告となり、対する運動・闘いの重要さを示している。

2025年12月8日に至る今、世界と日本は、「平和・友好・親善」の方向ではなく、「戦争・分断・対立」の傾向が激流となっている。この事態に立ち向かう決意と運動をどう構築するか、世界の全ての人々に問われていると考える。

この時にあたり、「12月8日を記憶し続ける」を旗印に、改めて「この日、札幌で何が起ったのか」の原点に立ち返って、この冊子を刊行し、ひろく、みなさんに訴える次第である。

2025年12月8日

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会
事務局

第1章

「12月8日」を記憶し続ける

1941年12月8日、札幌で何が起きたのか？

北海道帝國大學（北大）予科の英語教師ポーリン・レーン（52歳）は、この日いつものように朝の支度を終えると、午前8時からの授業（communications）に間に合うように同じ大学構内の外国人教師官舎を出て、予科校舎へと向かった。

だが校舎に着くなり、事務職員から「すぐ、総長（学長）室へ行くように」との伝言を受けた。朝早くから何が？ と思いながら行くと、既に今裕・総長が在室していて、「（ラジオで）聞いたかもしれないが、アメリカと戦争になった。したがって、（アメリカ人である）あなたに授業を続けさせるわけにはいかない。今後のことは、追って知らせるので、官舎に戻って待機するように」

と、告げられた。

寝耳に水で、有無も是非もない。言われるまま官舎に戻ると、同じ予科英語教師である夫のハロルド（52歳）が先に帰宅していて、同じように指示されていた。日本と母国の関係が日々に険悪になっていることは肌身で感じてはいたが、戦争となれば、これまでの日々とは一変せざるを得ない。そんな予感もあってのことか、ハロルドは「銀行へ行ってくる」と言って出かけた。

尋常小学校5年生の子供たち、キャサリンとドロシーの双子姉妹（11歳）は学校に行ったままだったから、自宅・官舎には病弱の義父（ハロルドの父）ヘンリーと家事手伝いの石上茂子（シゲ）が居た。昼どきになってヘンリーと昼食を摂っていると、玄関のベルが鳴った。

戸を開けると、11人の男たちがいて、見るなり警察官と分った。中の一人に顔見知りの特高刑事（外事担当）が居たからだ。この刑事を、ポーリンはX氏と呼んでいるが、このXから勾留を告げられ、同時に家の中をかき回しての家宅捜索が始まり、ポーリンは札幌警察署に連行され、地下留置場に入れられた。

しばらくして、夫ハロルドの声が房外から聞え、別の房に入れられる気配を感じた。銀行から帰ってきたところで勾留されたと知る。追って、Xが来て、自宅・官舎にあった化粧道具などを渡してくれ、ハロルドが真上の房に入れられて居ると教えてくれた。

午後、キャサリンとドロシーの双子姉妹は、両親が連行された後の官舎へ、担任教師・古川光範（札幌師範学校附属尋常小学校）に付き添われ戻った。まだ家宅捜索は続いている、祖父のヘンリーとお手伝いの石上茂子は部屋の隅に追いやられていた。幼い姉妹は身がすくんだが、学校へ戻ることもできず、泣くことさえ許されず両親の居ない家で居場所を失った。

【註】

夫妻検挙時の状況は、ポーリンの母校 Middlebury College の News Letter 1947-01-01 に収録されたポーリンの手記 Prison Life in Japan に拠る。同双子姉妹の状況は、Katherine F Berry 記者の記事 Memory of Own Jap Horrors Fade に基づく。

両文献の検証は、「真相を広める会」編・刊の『総資料総目録 補遺 2020 年』に詳しいので参考されたい。同刊には両文献の原文も収録（手記は全文、記事は当該部分）されている。

1941年12月8日、

戦争権力は対米開戦と同時に国内一斉抑圧を開始した

1941年12月8日は、太平洋戦争に於ける日米開戦の日。同時に、国内にあっては外諜防止・治安維持の名の下で、国家による過酷で徹底した人権抑圧が極限へと向かった日となる。

外諜とはスパイ行為。摘発の元締め、内務省警保局外事課の内部文書『外事警察概況』によると、

「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し、綿密なる内偵を遂げつゝありたるが、十二月八日午前七時以降、司法及憲兵当局と緊密な連絡の下に左の如く全国的に一斉検挙を実施せり」

——との記録があり、8日だけで111人、その後の15人を加え、全国で計126人

が検挙されている。

レーン夫妻も、この一斉検挙の一連で、同夫妻との絡みで教え子ら 5 人も前後して勾留された。

宮澤弘幸（25 歳＝北大工学部学生）、渡邊勝平（26 歳＝北大工学部助手）、丸山護（29 歳＝会社員）、黒岩喜久雄（25 歳＝北大農学部繰上げ卒）、石上茂子の 5 人で、レーン夫妻にこの 5 人を加えた 7 人を「レーン関連 7 人」と仮称する。

宮澤弘幸ら 5 人は、いかにして検挙されたのか

内務省文書は「全国一斉」としているが、同日同時刻の一斉ではない。宮澤弘幸の場合は、当時、北大工学部の書記（会計係）だった村田豊雄の著作『白堊館の人たち』（定年後の 1969 年刊行の隨想録）の中で

「その日の午後、M君は蒼白な顔をして学部に現われ又去って行ったが、その下宿でたい捕されたという事を聞いた」

——と記されている。M は宮澤にほかならない。同じ隨想録の中で、宮澤が学部職員らの目には比較的目立つ存在だったと記しているから、見誤ることはない。

また、宮澤弘幸のアパート（同市北 4 条の茅野アパート）の家主の言に、

「今朝、特高が宮澤さんの部屋に踏み込んで、めちゃめちゃにしていった。宮澤さんは（そのとき不在で）北大で検挙されたらしい」

——がある。

検挙の場所につき、工学部書記は「下宿で」といい家主は「北大で」といい、食い違っているが、双方ともに想像の域であることは言外に読み取れる。また「蒼白な顔」との表現も、思わずぶりに読み取れるが、後年の隨想録だから、前後錯綜の可能性も否定できない。確かなのは、拘束の場所、時刻は不明ながら、『外事警察概況』によって、12 月 8 日に検挙されたのは間違いない。

【註】

ポーリン手記が日本で明るみに出る前の 1987 年刊の上田誠吉著『ある北大生の受難—国家秘密法の爪痕』では、宮澤弘幸が 8 日早朝にレーン夫妻を官舎に訪ね、変わらぬ交流を確認した後、同官舎付近で相次ぎ検挙された——などと回想録風に記述されているが、ポーリン手記によって宮澤による訪問自体がありえない

い「思い込み」になる。

事件解明の先駆者でもある弁護士・上田誠吉は、右著作「あとがき」の中で「とくに思い込みがいけません。間違いは多くの場合、思い込みの強さに発しているようです。しかし同時に、多少は思い込みがないと、なにも新しい知見は得られません。そのへんの加減が難しいようです」と述べており、伝聞を基にした事実解明の難しさについて示唆するところあって深い。

黒岩喜久雄は、上田誠吉の対面検証に応じており、その言を要約すると、8日は郷里・長野県にいて同15日ころ札幌に戻り、27日早朝に下宿で勾留を告げられ家宅捜索を受けたが、たまたま同日は北大の戦時繰上げによる卒業式の日で卒業生総代でもあったことから式出席を求めて容認され、式後に札幌警察署へ出頭し勾留された。これは『外事警察概況』等の記録とも一致する。

渡邊勝平、丸山護については、検挙の前後を含め、状況を知り得る文献、伝聞とも見当たらない。石上茂子は先のBerry記事によれば、夫妻連行後も官舎に居たことになるが、家宅捜索終了まで留め置かれたのか否か、このへんの状況も全く知れない。

限りなく些末な、軍事機密とは言えない軍事機密の正体

一斉検挙の目的はスパイ摘発で、容疑は軍機保護法による軍事機密の探知と同漏泄（漏洩）になる。だが最重刑を課されたレーン夫妻・宮澤弘幸の一件で見直しても、軍事機密というには余りに些末な「事実」が重罪の因にされている。宮澤判決から例示すれば

- ① 旅行中に車窓から見た根室・海軍飛行場の外観
- ② 課外の労働実習で見聞した樺太・大泊での港湾油槽の築造外観
- ③ 樺太旅行中に見た上敷香・海軍飛行場の外観
- ④ 右近辺で見聞した工事中の電気通信所、高射砲装備の防空灯台の外観
- ⑤ 見学便乗した灯台巡視船で見聞した宗谷岬灯台付設の海軍信号施設の外観
- ⑥ 同、千島列島の海軍砲台の存在
- ⑦ 同、海軍・松輪島飛行場の存在
- ⑧ 同、占守島の陸軍駐屯と軍施設の存在

——と、いった外形見聞に止まる。

いずれの対象も、地元や、少し関心を持てば知れる存在であり、海軍の根室飛行場に至っては、アメリカ大使館付海軍武官による見学要請を公式に受け入れてさえいる。まして関係各国の諜報部局なら先刻承知の外形情報と言っていい。渡邊、丸山、黒岩を経由した「機密」も大同小異であり、国家・軍を害するような軍事機密の漏洩とは言えない些末を羅列している。

漏洩と断じた軍事機密による軍・国家の実害は限りなくゼロに近い

軍事機密の漏洩は、敵対国の手に渡って初めて害をもたらす実体となり、脅威となる。そこで、漏洩の時日と漏洩先をレーン夫妻の判決でみると、

- ① 1939年6月10日頃、札幌市内・北星女学校でフィリピン駐在アメリカ陸軍武官へ渡邊から探知の一部（1938年9月2日頃までに探知）を漏洩
- ② 1940年4月24、25日頃、同女学校で駐日アメリカ大使館附海軍中尉、同大使館附外交官補へ宮澤、渡邊、黒岩から探知の各一部（1939年10月頃までに探知）を漏洩
- ③ 同女学校で毎週金曜日に開かれる社交会に出席し同会常連を通じて「駐日アメリカ大使館員らに通報せらるるものなることを予想し乍ら」探知事項を申し告げて漏洩

——と、なっている。

以上、漏洩経緯の詳細については「真相を広める会」編『引き裂かれた青春』（花伝社刊）で検証しているが、探知後直ちにアメリカ大使館など敵国官憲に通報（漏洩）したとする件は皆無で、

①②の場合は、早いものでも半年後、遅くは2年後の漏洩となっている。③に至ってはスパイの常識では論外と言つていい。

言い方を換えれば、せっかく探知しながら半年余も棚ざらしにしていたわけであり、重要な機密ではなかったことを判決自体が自認している。これが判決の実相であり、些末な容疑で重刑を科したことを、判決自体が「証明」していることにもなる。もとよりレーン夫妻、宮澤弘幸ともに漏洩容疑を否認している。

些末に重刑を科した軍機保護法とはいかなる法律なのか

軍機保護法は、1899年に制定された。その原型は軍内部の規律法だったが、戦争翼賛体制が進むにつれ改悪に改悪を重ね、特に盧溝橋事件さ中の1937年8月の「改正」では、関係者が「新法」と呼ぶまでに条々を改めた。要点を挙げれば、

- ① 軍事機密の範囲を作戦、用兵等と限定するかにみせて「其の他の軍事上秘密を要する事項」を付記することで無制限拡大を可能にし、
 - ② 軍事機密の指定権者を「陸海軍大臣が命令を以て定む」として軍による専権化を明記し、
 - ③ 国内要地に、軍の恣意による「秘匿地域」を設定して国民に当該地での行動制限を課し、
 - ④ 過失、偶然による「機密」の見聞、未遂、扇動をも探知罪、漏泄罪の対象とし、
 - ⑤ 最高刑を死刑にまで拡大した
- となる。

一言にすれば、全てが軍の自在になるように仕立てられ、軍が白を黒といえば黒になるように仕込んだのだから、旧・憲法下の臣民の権利からいっても到底容認出来ない条々が列挙されている。

そこで、貴族院の学識議員・織田萬らによる重厚緻密な議論が展開され、陸海軍側も法案を通すためか、

「軍事上の秘密は……統帥事項又は統帥と密接なる関係を有する事項に関する高度の秘密……即ち尋常一様の手段では探知収集出来ぬ、不正手段を以て是等の秘密を探知収集する者を処罰するの意味」

——等々と、条々の運用面での扱いを限定する答弁を重ね、これらを
「本法に於て保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当りては、須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」

——との付帯決議に織り込み、これをもって原案可決となった。

条文を修正しての明記を控えながらも、立法時における共通認識として

▽法で保護する「軍事機密」の範囲を「高度」なものに限定し、

▽探知の手段を「不正」なものに限定し、

▽犯意の有無を明確にすること

——を以て本法適用・加罰の要件とした。当時の、議会情況の中で、ぎりぎりの歯止めを掛けたといえる。

軍・国家権力は付帯決議を無視、法の精神を踏みにじった

当付帯決議をもってしても冤罪防止に十分とは言えないが、軍・国家権力は、法が成立した途端、あろうことか当付帯決議も、議事録に残った限定答弁の数々も全て無視し、警察も検察も、さらに裁判官までもが軍・治安権力に追従した。その何よりの証拠が、宮澤レーン冤罪事件そのものになる。

即ち、宮澤弘幸の「見聞」行為自体は事実だったとしても、その全てが「不法な手段」による「見聞」ではなく、見聞した内容も、石油タンクの数とか、工事就労者の数とか、飛行場の存在や格納庫の数などで、いずれも素人目にも分かる公然であり、「不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密」ではないことを、判決自体が「証明」している。

加えて、犯意の認定においても、証明がなされていない。仮に、これら「見聞」が判決の断じる軍事機密だったとしても、宮澤弘幸、及びレーン夫妻がこれら「見聞」を「軍事機密」と認識し、認識した上で犯した、との証明も全くなされていない。

つまり、軍機保護法成立の前提となった「付帯決議」に照らすならば、軍機保護法違反の犯罪となる要件（高度な機密、不正手段による入手、犯意の証明）を一つも満たしていないのが宮澤・レーン事件なのだ。一言にすれば、法を悪用した国家権力による冤罪事件だった。

軍・国家権力が仕組んだ冤罪づくりの構造

以て、本件は、国家権力あるいは軍事作戦にとって重大な支障・損害が勃発したことによって起り、その捜査の結果、重罪にあたるスパイ容疑者が検挙されるに至った、という経過にはなっていない。

最初に検挙ありきで、レーン夫妻と宮澤弘幸らを検挙し、そのうえで容疑をとつてつけた、国家権力による故意の冤罪事件という構造をなしている。

言い方を変えれば、スパイ摘発は目くらましで、一斉検挙の本当の狙いは別次元にあった。おそらく身柄を拘束して非日常の空間に隔離し、長期にわたって理不尽

に締め上げ、抵抗すれば拷問さえ加えて極限まで心身を痛めつけ、もって地域社会に恐怖と委縮をもたらし、国家権力への批判・抵抗を壊滅させることにあった。

これは一斉検挙 126 人の刑事処分をみれば歴然となる。先の『外事警察概況』によれば 1942 年末時点で懲役 18 件、禁固 5 件、罰金 14 件、起訴猶予 40 件、不起訴 21 件、嫌疑なし 10 件、未決ほか 18 件となっており、有罪率は 29.3%。ただし「嫌疑なし」の石上茂子にして、100 日を越える勾留の末であり、痛めつけるだけ痛みつけての「嫌疑なし」だった。

レーン夫妻ら、敵性外国人となった在留外国人はそれだけで検挙の対象とし、その周辺で目障りだった日本人を根こそぎ検挙して長期勾留し痛みつけておくことに目的があったのだから、容疑も処分も二の次、三の次扱いで、有罪率など摘発評価の外にあったと言える。

冤罪横行を可能にした法体系の構造

加えて見逃せないのは、これら非道・理不尽な法の運用を可能にする、いわば「冤罪法」体制が周到に仕組まれていたことだ。

一に、国防保安法（1941 年 5 月施行）。軍機保護法関連の身柄拘束では逮捕状なしの検挙を検事の専権で出来るよう刑事手続きに特例を設けた。また「国家機密」の指定を主務大臣の専権とし、指定内容も外国に漏れるのを防ぐとの口実で、内容の詳細を非公示とした。

二に、戦時刑事特別法（1942 年 3 月施行）。軍機保護法関連では、控訴された場合、控訴審を飛ばして、いきなり大審院（上告審）での審理とし、しかも、大審院では法廷審理抜きの書面のみでの棄却（門前払い）が可能となる特例を仕込むことで、事実上の一审制とした。

その一审（地裁）においても、弁護士の選任制限、捜査調書・法廷記録などの閲覧・謄写制限、判決理由・適用法の詳細不公示等を仕込むことで、証拠の明示さえ省かせ、判決文の不交付までを可能としている。いずれも「漏洩防止」を口実として、暗黒裁判を法制化している。

この他にも、軍用資源秘密保護法、要塞地帯法、防衛海面令、国家総動員法、そして治安維持法等々と国民抑圧・戦争遂行の法令が巧妙に連携し、権力にとって目障りな国民を無限定に検挙し、無限定の罪（冤罪）に押し込む「冤罪法体系」が仕組まれていた。

戦後、黒岩喜久雄が上田弁護士に語ったところでは、公判は1回だけ。検事が何分か発言し、弁護士からは一言もなく、即、判決となって、判決文の交付もなかつた。したがつて何の嫌疑で何が罰せられたのか、当の黒岩には全く知れないままの裁判だった。公判後、担当の弁護士（笹沼孝蔵）から「執行猶予がついたのは君だけだ。控訴してもいいが、いつまでかかるか分からぬ。だから甘んじて受けたほうがよい」といわれ、そのようにした。これが「裁判」の実相だった。

冤罪によって科された罪と罰は、法適用の限界を超えている

ハロルド・メシー・レーン 52歳（大審院判決記載）北海道帝國大學予科英語教師＝軍機保護法等違反・探知及び漏洩罪で懲役15年。1943年6月11日、上告棄却で確定。北海道内の刑務所（苗穂？）に収監後、1943年9月、日米交換船で母国アメリカへ送還。

ポーリン・ローランド・システム・レーン 52歳（大審院判決記載）北海道帝國大學予科英語教師＝軍機保護法等違反・探知及び漏洩罪で懲役12年。1943年5月5日、上告棄却で確定。北海道内の刑務所（苗穂？）に収監後、1943年9月、日米交換船でハロルドと共に母国アメリカへ送還。

宮澤弘幸 25歳（大審院判決記載）北海道帝國大學工学部学生＝軍機保護法等違反・探知及び漏洩罪で懲役15年。1943年5月27日、上告棄却で確定。北海道・網走刑務所に収監、1945年6月25日、宮城刑務所へ移監。戦後の1945年10月10日、GHQ（連合国軍総司令部）の覚書（指令）により釈放されるも、獄中の衰弱に加え腸結核に罹患し1947年2月22日27歳で死去。

渡邊勝平 26歳（札幌地裁判決記載）北海道帝國大學工学部助手＝軍機保護法等違反・探知及び漏洩罪で懲役2年。1942年12月19日、控訴せず確定。北海道内の刑務所に収監されたと思われるが、以後の消息まったく不明。レーン夫妻の知己。

丸山護 29歳（札幌地裁判決記載）会社員＝軍機保護法等違反探知及び漏洩罪で懲役2年。1942年12月16日、控訴せず確定。北海道内の刑務所に収監されたと思われるが、以後の消息まったく不明。レーン夫妻、及び渡邊勝平の知己。

黒澤喜久雄 25歳（札幌地裁判決記載）無職（北海道帝國大學農学部繰上げ卒業）＝軍機保護法等違反探知及び漏洩罪で懲役2年執行猶予5年。1942年12月24日、控訴せず確定。戦後は農業関連の仕事に就いたあと、教師となって郷里・長野県に

戻り、高校教育に尽力。上田弁護士の検証に協力している。レーン夫妻の知己（夫妻未娘の家庭教師）。

石上茂子（シゲ表記も）22歳（『外事警察概況』記載の検挙時）レーン方元女中（『外事警察概況』記載）=1941年12月8日の検挙後、100日を越える勾留を経て1942年3月10日、嫌疑なしで釈放。

【註】

罪状を、レーン夫妻の判決（1審）で見ると、直接探知・収集した「軍事機密」は1件もない。全て、宮澤らからの「旅行談」、「視察談」、「座談」等に拠ると判決自体が認定している。したがって、軍機保護法の規定からは「知得又ハ領有」による入手に相当し、入手自体では罪に問われず、入手した機密を「漏泄（漏洩）」してはじめて罪となる。

つまり入手自体が罪となる「探知」「収集」とは罪状に大きな差がある。ところが判決は、何らの法理説明もなく「知得又ハ領有」に相当する事実を「探知」と記して重罪を科している。現存判決（書写）では、肝心な証拠開示、適条開示の部分が欠落しているので検証を困難にしているが、矛盾を糊塗しようともしない乱暴な判決であることも明らかだ。

国家権力は何故に些末な嫌疑に重罪を科したのか

レーン夫妻及び宮澤弘幸への刑罰は、レーン関連7人の中でも異常に重く、一斉検挙126人中でも桁違いの重刑になっている。

なぜか？　ここが本件解明での一番の暗黒部分でもあるのだが、捜査及び公判記録のほとんどが敗戦時に廃棄処分されていることから、文献による検証を阻む壁は極めて厚い。

そこで、敢えて仮説を立てての検証を試みる。考えられる第一の要件は、宮澤弘幸の身を挺しての頑強な抵抗だ。事件解明によって見えてきた宮澤の人となりは曲がったことの嫌いな稀にみる頑固者だった。おそらく冤罪となる容疑を真っ向から否定し「自白」強要を拒否した。受けた暴行の痕が痣しこりの如く皮膚に遺っているのを家族が現認している。

一方、特高・検察当局は、被検挙者の全てに「自白」させるのが使命と自縛して

いる。実際、検察が自ら「嫌疑なし」とした以外は、「自白」するまで心身にわたる過酷な責めを厭わなかつた。これは戦後、黒澤喜久雄が上田弁護士の対面検証に明かしたとおりなのだろう。力づくの強要を重ね、その墮ちるところは底なしの拷問だった。

宮澤はこの冤罪容認を拒否しただけでなく、それを理不尽に強要する特高・検察のありよう自体を強烈に糾弾した可能性が濃い。以て、特高・検察には、これが単なる捜査批判に止まらず、国家への反逆と映つた。天皇の特高・検察に逆らうことは天皇に逆らうことになる。

宮澤は、むしろ軍国青年で、国威発揚に共感する論文で受賞したり、陸海軍の軍事講習に積極的に参加し、海軍の給費生にもなつていた。特高・検察は、こうした宮澤の志操・信条をも十分把握しており、これを野に放つならば国家の災いになると断じ、以て、長期刑を科すことで口を封じ、同時に国民・世情に向けては見せしめとし、戦争国家の絶対性を維持しようと図つた。

そこから反転し、科刑の均衡を図る必要上から、レーン夫妻へも同等の重刑を科した。言えば、もともと治安当局が狙いをつけた本ボシ・スパイは敵国アメリカの国籍を持つレーン夫妻であり、宮澤ら5人は、その手足の位置づけだった。実際にも、黒岩喜久雄によれば、取り調べで根据り葉掘り訊かれたのはレーン夫妻の言動ばかりだったと言つてゐる。

これが、捜査当局の異様な威信に絡む思惑によって宮澤弘幸に過大な重刑を科すことになって、辻褄が合わなくなつた。そこで、レーン夫妻へも無理やり重刑を科すことになった。この本来なら「微罪」な1件を「重罪」に捻じ曲げた矛盾の一端は、先の【註】でも明かしている。

もとより暗黒部分を露わにする物的証拠は遺されていない。飛躍に過ぎるとの批判を受けるやもしれない。だが斯く推理しなければ理解し難い闇が重くのさばつており、斯く考えれば納得いく仮説といえる。

北大で親交篤かったイタリア人交換留学生のフォスコ・マライニは、宮澤弘幸を「強固な自己確信」者と評し、戦後の追悼で「彼の優れて独立心の強い性格が自分の立場を危うくしたのではないか。おそらく彼は官憲と向かい合つてゐる際に求められる控えめで従順な態度を拒否し、尋問に対しては真正面から面をあげて答えたに違ひない」と述べている。

【註】

軍機保護法等関連の捜査・公判記録等が証拠隠滅同然に廃棄された中で、現存しているのは▽レーン夫妻・宮澤弘幸の各大審院判決原本▽渡邊勝平・丸山護の各1審（札幌地裁）判決原本▽レーン夫妻・宮澤弘幸・黒岩喜久雄の各1審判決の書写になる。

中でも、大審院判決には弁護側の「上告趣意書」が引用の形でほぼ全文が転載されており、冤罪解明の重要な手がかりとなる。書写は、内務省の手によるもので、証拠及び罰条開示部分が欠落しているが、誤字等の書き損じ以外は正確に写し取っていると推察できる。

以上7点が現存する事件解明にかかる原資料の全てであり、この他は戦後、上田弁護士らによって、関係者・遺族らから聞き取った「証言」「伝聞」などになる。これらは全て上田著作及び「真相を広める会」編の『引き裂かれた青春』（花伝社）、『総資料総目録』ほかに収録されており、本件「仮説」では個々の引用を省いているが、これら資料を精査・検証したものになる。

北大当局は国家に隸従し、護るべき教員・学生を見捨てた

戦前・旧制の大学にあっても、学問の自由や学府自治に連なる気概と実績があつたが、12・8 勃発以降の北大当局には、その欠けらもみられない。開戦の大本営発表と同時にレーン夫妻へは「官舎待機」を命じ、暮れの12月29日付で、文部省に向か「教師の身分を存続せしむるも如何かと思料致され候」の伺をたてている。

文部当局は、12月18日付で、大臣官房秘書課長名の当該大学への「通牒」を発し、英米人教師による講義の差し止めと現況報告を求めてはいるが、北大の処置はこれを先取りし、更に先の処分にまで先走っている。この間に北大として事の真偽を極めようとする姿勢すらなく、不祥事の責めを弱めることに汲々としていた。

文部当局の断は、翌1942年2月28日付の同課長名の「通牒」で届き、年度末の3月末日で傭契約を破棄するよう示された。北大は、直ちに処置に入り、3月14日付で「解約書」を拘置中の夫妻に送りつけ、以後、戦後に至るまで「無関係」を通している。官舎についても当然として、即刻明け渡しを求めてはいる。

宮澤弘幸については、学籍簿の退学欄に「昭和17年4月1日（理由）家事上ノ都合」とあって、備考欄に「昭和十六年十二月八日 国家総動員法ニ依ル諜報問題

ニテ勾引セラレ後起訴セラル」とある。「起訴セラル」とあるから、4月9日の起訴後の記載となるが、「国家総動員法ニ依ル」は見当違いであり、起訴後の事態を把握する姿勢さえ弱かったことを浮き彫りしている。

所属の教職員、学生が特異な嫌疑で獄壁の内の非常な日常に押込まれたにも関わらず、その身辺や人権保護にかかる対応の痕跡すらなく、大学としての立場、対応も明らかにしていない。

検挙直後、宮澤の母親が伝手を頼って総長・今裕の自宅を訪ねた折も、冷たいあしらいで、母心をいたく落胆させている。

【註】

宮澤弘幸の「退学」は、学籍簿上では「家事上ノ都合」となっているが、実際には北大当局の意向によって押し込まれた、事実上の退学処分の蓋然性が高い。ただ、明確な痕跡はなく、究明の求められる暗部となっている。

検証と顕彰——冤罪を憎み、再発を阻止する思い

本件冤罪の加害者は、国家治安の総元締・旧内務省に収斂される国家権力そのものだった。それは事件の暗幕に光を当てれば見えてくる。

本件検証の端緒は、宮澤弘幸の遺族、妹・秋間美江子と夫・浩の夫妻が、戦後40年にして声を挙げたのに始まる。折から1980年代を騒がせた「国家秘密法」阻止の時代。秋間浩の提起に応じて弁護士・上田誠吉が検証し著した『ある北大生の受難』は、本件冤罪の実相を明かすと共に、「国家秘密法」が「軍機保護法」を焼き直した冤罪法となる危険性を史実を以て証明した。引き続く一連の上田検証と、その成果の刊行は、冤罪究明の基盤となっている。

同時に、秋間美江子は40年来の重い口を開き、冤罪阻止の語り部となると共に北大当局に対し、兄・弘幸の北大生としての名誉回復を求めた。この熱意に共感した輪が次第に広がり、引き続く2010年代の、戦争法体制に狂奔する安倍政権の時代には、当会「真相を広める会」が結成されるなど、運動の組織化も進んだ。2013年の発足以来、運動への賛同者は会員304人を含め1159人に達している。

当初、先行して取組んだのは名誉回復。秋間夫妻をはじめ関係者の高齢化を踏まえてのことでもあるが、国家権力に隸従して門戸を閉ざしていた北大当局を引き付

けるには組織力が求められた。実際、北大当局も次第に門戸を開け、2014年5月の対面交渉では、当時の三上隆・副学長が「レーン・宮澤受難は冤罪であり、事件を風化させない」との趣旨の見解を明らかにし、その証の一つとして、既にあった学内表彰「レーン記念賞」に加え「宮澤記念賞」の創設を表明した。求める名誉回復・顕彰にはなお遠いが一步こじ開けたと言える。

真相究明では、上田検証を土台に、上田検証後に掘り起こされた史料、伝聞、見解などを総ざらいし、さらには上田検証そのものへも忌憚なき再精査を加えることによって全容解明に努めた。

その成果が2014年刊行の『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』(花伝社)であり、これには関係判決の全文、軍機保護法の全文など基本史料・文献も収録し、過不足ない構成を期している。

もとより究明は不斷に重ね、その成果は『国家権力犯罪を糺す—宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録』として収録・刊行し、さらに2020年には、「ポーリン手記」が明るみに出たことから、この原文全文を収録・検証しての『総資料総目録 補遺2020年』を刊行している。

【註】

宮澤記念賞は、宮澤弘幸が外国語習得に熱心で成績も優秀だったことから、基礎教程での語学優秀の学生に毎年授与する。ただ英語優秀学生へは「レーン記念賞」があるので宮澤記念賞の対象は英語以外になる。

なお、「宮澤記念賞」のほか、「風化させない」施策の一環として表明、あるいは実施したものに以下の施策などがある。

- ① 北大創基150年の正史には三上表明と同趣旨の見解を織り込む
- ② 北大総合博物館にレーン・宮澤事件を伝えるパネルを展示する
- ③ 北大百年記念館に宮澤弘幸に関する展示を入れる
- ④ 秋間美江子が北大に寄贈した「宮澤弘幸アルバム」を展示する常設コーナーを設ける
- ⑤ 学籍簿をはじめ、宮澤弘幸に関する学内文書を全て収録した検証ノートの刊行（北海道大学大学文書館年報第9号）
- ⑥ 総合博物館で「宮澤・レーン事件80周年特別展」の開催（2021年12月～22

年1月)と、同記録冊子の刊行

連帯がなした成果——今後に、どう生かされる

今回、当冊子は、85回目の12月8日を迎えるにあたり、「1941年12月8日 札幌で、何が起きたのか」を軸に、改めて、何を伝えるべきかをまとめ、「12月8日を記憶し続ける」とした。そして、その締めに浮んだのが、次の2つになる。

1つは法と向き合う大事。本件冤罪も、仕掛けたのは戦争に狂奔する国家権力だが、その手段としたのは法であり、法によって機密をつくり、法によって嫌疑をつくり、法によって重罪をつくり、法によって判決をつくり、法によって冤罪を正当化した。

以って、大事は、立法段階からの監視になる。危ない法律は必ず、もっともらしい仮面をつけ、仕掛けは見えないように仕込んで成立を図る。だから可決されるまでは、どんな答弁も憚らず、いかなる付帯決議にも同意したふりをする。だが、法は、法となった途端、権力が仕込んだままに独り歩きを始める。

軍機保護法においても、成立の要件となった「付帯決議」は、あくまで「法案」に付帯されたもので、成立した「法」には、何の「付帯」もついていない。これが国家権力の本意であり、運用となっている。よって危ない法案への対処では、とことん手を抜かず仕込みを見抜いて追い込み、条文に織り込まなければならない。

内外ともに先に明るさの見えない厳しい状況が続く時代、決して「軍機保護法」の轍を踏んではならない。国家権力による冤罪が戦争への道と一体になった史的事実に思いを深め、12月8日の意義とする。

次に、斯く誤った国家権力を糾し、権力犯罪の再発を不可能にしていくためには何が大事か。「真相を広める会」は、2014年と2015年に、東京・新宿の常圓寺で、宮澤弘幸の命日である2月22日に顕彰・追悼を始めた命日墓参と連帯の集会を開いた。また2016年からは12月8日にも弾圧抗議墓参をしてきた。この二つの行動へは在京の北大OB・OGはじめ、多様な人たちが結集し、それぞれに持ち帰り、それぞれに広め合ってきた。

顕彰命日墓参と集会は、2016年からは組織化された北大OB・OGの会が主体となって続いている。両者に組織の連なりはないが、冤罪事件への思いを共有する人たちが相互にいたことで緩い連帯となっている。

そんな中、昨24年6月に催された「ダーチャ・マライニ歓迎・交流会」は連帯の快挙だった。札幌で発足した「ダーチャ・マライニを日本に迎える会」が発端で、呼びかけに応えた在京の北大OB・OGの会が中心となって「迎える会・東京」を組織、前後10日間に及ぶ交流の旅を成功させた。実行委10人の中には「真相を広める会」の元幹事と元事務局長が個人で加わっている。

催しは、遠来のダーチャが願う新旧交歓を実現しただけでなく、迎える側の共感と新たな意欲が交流し合った。イタリア文学の研究者、翻訳家、戦時下の外国人抑留・抑圧の研究集団、戦時下の芸術家弾圧を研究する学者と学生たち、そして目を開かれた新聞記者たち、等々等。これまで互いに知ること乏しかった同士が、遠来のダーチャを共通の客として知り合うことになった。

共通・共有されるのは、国家権力による弾圧を究明・告発して再発を阻止すること。二度と戦争をさせない世を築くこと。当然、宮澤・レーン冤罪事件についても広く、しかも強い関心を以て知ってもらい、広めてもらうきっかけを得、かつ、参加者の新たな視点から目を開かれたことで、新たな意欲が湧くことにもなった。これは当会に限らず、それぞれがそれぞれに得て持ち帰ったに違いない。

【註】

ダーチャ・マライニは、先に触れたフォスコ・マライニの長女。年下の宮澤はフォスコを兄貴と頼った。マライニ宅に下宿した時期もある。マライニ一家は、戦時下の1943年秋に敵性外国人となり名古屋市内の強制収容所、さらに愛知県内の寺院での疎開収容所に抑留された。

ダーチャ訪日の詳細は「迎える会・東京」編・刊の『ダーチャ・マライニさん 東京歓迎・交流会の記録』に。

第2章

冤罪事件の“痕跡”を追って

本会「事務局たより」第1号（2016年9月16日）から第60号（2022年12月8日）まで60回にわたってコラム「冤罪忘れるな！」のタイトルで、本件・冤罪事件に関わる事項を順不動で連載した。

本章では、このコラムを再精査の上、補筆・加筆し、「①場所」「②人」「③時」「④文献・資料」の順に整理し直して収録する。

冤罪の“痕跡”は、裏返せば『無実の証拠』であり『正義の証明』であることを物語っている。



◇冤罪事件に関わる 「場所」

- ① 心の会・発足の地
- ② 札幌大通り刑務支所（拘置所）跡
- ③ 根室海軍飛行場跡
- ④ 一斉検挙発令の旧内務省
- ⑤ 慈愛連なる天使病院（修道会）
- ⑥ フォスコ・マライーニ在日墓
- ⑦ 師走に判決の札幌地裁跡
- ⑧ 北大生の思い残す下宿跡
- ⑨ レーン夫妻所縁の札幌北光教会
- ⑩ 地域に開かれた北星学園
- ⑪ 狹く、動けず、寒く、網走独房
- ⑫ レーン夫妻終生の地・札幌
- ⑬ 宮澤の検挙時の住まい界隈
- ⑭ 対米戦争の起点・真珠湾
- ⑮ 敗戦後改革の司令塔GHQ

① 心の会・発足の地

札幌市北区北 11 条西 3 丁目 1 番
太黒胃腸内科病院あたり



1939年6月8日、太黒診療所の院長宅応接間で、院長夫人・マチルドさんはじめ、レーン夫妻、宮澤弘幸さんら16人の教師と学生の心がつながり「心の会」が発足した。(写真上=前列右端が宮澤弘幸さん、その左がレーン夫妻、同中央は太黒マチルドさん)

発足の地と北大キャンパスは歩いて5分ほどの距離。同キャンパス内の旧外国人教師官舎（現・環境科学院の北側雑木林）に面した北大構内道路・新渡戸通りから公道・西5丁目通りを越え、斜め右手の北11条通りに入り、東へ向かい最初の十字路。北東角の一画で現病院の敷地になる=写真下。同病院ホームページによると、創立・太黒



診療所は戦後、医療法人社団・太黒胃腸内科病院となり、2010年3月、現在地に新築移転した。

②札幌大通刑務支所（拘置所）跡

札幌市中央区大通西14丁目あたり



1941年12月8日、内務省指揮下の特高（特別高等警察）によるスパイ容疑での全国一斉検挙で嵌められた宮澤弘幸らは警察署留置場をたらい回しされ、札幌刑務支所（拘置所）に拘禁された。

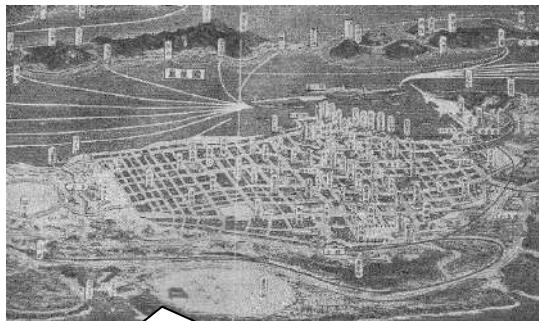
一件は、逮捕状抜きの勾留である検挙に始まり、大審院（現・最高裁）での公判抜き判決に至るまで拘禁は1年半前後の長期に及んでいる。

札幌刑務支所（拘置所）跡には、大手通信企業のビル（写真・中央奥）が建つなど様変わりしているが、当時は札幌地裁、同控訴院などが建ち並ぶ司法ムラだった。

戦後、控訴院の建物だけは当時のまま遺され、「札幌市資料館」になっている（写真・左側）。当スパイ冤罪事件は当時の戦争法で控訴院抜きの大審院直送となつたが、同資料館には当時の刑事法廷の一部が復元され、見学できる。入館無料。

③根室海軍飛行場跡

北海道根室町・JR根室駅
南ワッタラウスあたり



飛行場と飛行機が描かれている

旧海軍が1932年11月に開設。当初は不時着用の小飛行場だったとされ、敗戦時の米軍資料では約853畝と945畝の2本の滑走路が交差する構造だった。

軍用飛行場ではあったが、1933年根室町発行の『根室要覧』や1934年根室日報社発行の絵葉書で紹介されるなど、その存在は広く知られ、1934年8月にはアメリカ海軍の現役士官（在東京アメリカ大使館付武官）による公式見学も容認されている。

ところが、北大生・宮澤弘幸と同大予科の英語教師・レーン夫妻らを検挙した特高警察は、軍飛行場の存在そのものが軍事機密だと決めつけ、裁判所（札幌地裁・大審院）も事実調べ抜きで「軍機保護法違反」の探知・漏泄だと断じ、有罪確定とした。

一審判決に示された罪状（軍事機密）は16項目に及ぶが、いずれも被告の否認・反証に一切耳を貸さない決めつけであり、中でも根室飛行場の件がその典型で、国家権力による冤罪構造が如実に現れている。

④一斉検挙発令の旧内務省

旧内務省・地下鉄丸ノ内線
霞ヶ関駅前あたり



真珠湾奇襲攻撃の1941年12月8日早朝、内務省警保局は、全国の特高警察を総動員、「外謀容疑者」一斉検挙を発令した。「外謀」とはスパイ。北大生・宮澤弘幸とレーン夫妻を含む全国111人（月内追加15人と憲兵扱52人の総計178人）を逮捕状抜きで検挙。1年後時点の刑事処分は、懲役18年、禁固5人、罰金14人。戦争強行のために罪なき人を捕らえた国家冤罪の震源地だ。

旧内務省の開庁は、内閣制度発足以前の1874年。警察機構と地方機関の掌握を軸に、運輸、建設、殖産、民生等にわたる広範な国家権力を統轄した。特高部門は敗戦の1945年10月に占領軍（GHQ）の超法規覚書（指令）で廃止され、47年12月には全省解体となった。

現在、桜田通りに面した跡地には中央合同庁舎第2号館が建ち、警察庁と総務省（自治省等統合）が大看板を掲げ大部分を占めている。内務官僚OBによる「大霞会」編『内務省史』が詳しい。

⑤慈愛連なる天使病院（修道会）

札幌市東区北12条東3丁目1番1号



特高警察がレーン夫妻と家事手伝いの石上茂子を検挙した後、夫妻の自宅（北大構内・外国人教師官舎）には、双子の末娘（小学生）と、ほとんど寝たきりの老父が同居していた。検挙時、娘2人が居合わせたかは不明だが、老父が臥せついたのは間違いない。

特高の引き上げた後には、病床の老人と幼子が放置され、冤罪の犠牲は容赦なく家族に及んでいる。

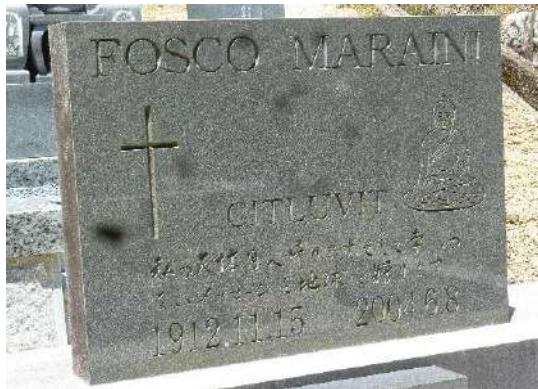
これを知って窮状見かねたのが天使病院と、その母体であるフランシスコ修道会。老幼3人を引き取り、拘禁中の夫妻へは必需品の差し入れを続け、家財保全の代行をも引き受けている。

これで少しは安堵したのか、老父は天使病院で程なく看取られながら昇天。共にキリスト教徒ではあったが、病院と修道会はカソリックで夫妻と家族はプロテstant。宗派は違っても、神に背く弾圧を前に違和感介在の余地はなかったのだろう。

【註】後年、ポーリン・レーンの手記が見つかり、老幼3人を天使病院に中つぎしたのは夫妻監察を担当した刑事だったと分かった。第1章5~6節参照。

⑥フォスコ・マライーニ在日墓

愛知県豊田市東広瀬大根坂 21・廣濟寺



「心の会」同人フォスコ・マライーニはイタリア・フィレンツエの生まれで、同地に葬られているが、愛知県・廣濟寺にも墓がある。同寺が戦時中「敵性外国人」の強制収容所の疎開先にされたことによる、悲喜を超えた縁。

墓石にはフォスコの造語 CITLUVIT (常在啓示) と共に「私の天体 月に帰ります そして争いのないメッセージを地球に贈ります」との文が刻まれている。今も山あいに空抜ける禅寺だ。

フォスコは国際学友会の奨学金による日伊交換留学生として、26歳で来日し「心の会」では学生たちの兄貴格。学問・趣味・運動の万端において多彩で自由な発想と行動力を發揮し、若い仲間の身近な範となつたが、国家による冤罪はそんな世界をも圧殺した。

フォスコ自身は12・8の前に留学を終え、京都大学での教職を得て札幌を離れていたが、母国のファシズム政権が敗退し敵国となつたことで強制収容所送りとなつた。戦後も度々来日し、日伊・国際友好に寄与し、その心は在日墓にそのまま顕れている。

⑦師走に判決の札幌地裁跡

札幌市中央区大通り西 13 丁目あたり



上=、旧控訴院正面

左=「法の女神」像

12月8日に一斉検挙された宮澤弘幸とレーン夫妻ら北大関係6人(27日追加の2人含む)は、翌1942年4月9日(2人は10日)に起訴され、暮れの押し詰まつた師走の14~24日に札幌地裁で有罪判決を受けた。

判決文は起訴状にあったであろう断罪項目が羅列されているだけで、断罪を裏付ける証拠も、合理的な理由も示されていない、冤罪を逆証明する証文だった。

写真は、地裁跡に隣接して、当時の建物が現存する旧控訴院(高裁相当=現・札幌市資料館)正面玄関の造形。左右に公平・正義の天秤と剣を配し、中央の法の女神テミスは目隠しをしている。

これは、目先惑わす肉眼を塞ぎ心の目で真実を見るの意だ。戦時法下で上訴は控訴院を飛ばし、いきなり大審院(最高裁相当)で有罪確定となつたが、目隠し女神は、これをなんと見ただろう。俗人には、真実に目を隠した権力の鉢巻きに見えてくる。

⑧北大生の思い残す下宿跡

札幌市中央区南 8 条西 8 丁目藤田方



大審院判決は、「北海道帝國大學工学部学生 宮澤弘幸」と記し、宮澤が北大生として断罪されたことを明記し、住居(下宿)を「藤田方」としている。起訴を前にして北大当局から解雇され官舎を追われたレーン夫妻が「元北海道帝國大學豫科英語教師 住居不定」と記されているのと、ここが大きく違う。北大生であることに強い誇りを持ち、長期にわたった拘置所での拘禁の間も帰るべき下宿を持ち続けた意志を裏づけている。

半面、なぜ「藤田方」だったのか？ 縁にかかる消息は残されていない。宮澤弘幸の検挙は北2条西22丁目に下宿していたときであり、以後、勾留のまま懲役15年の刑が確定し、拘置所から網走刑務所に収監されている。

したがって「藤田方」には一歩も足を踏み入れておらず、幻の下宿だったことになる。いまは中小のビルが建ち並ぶ街区となっていて、宮澤が「藤田方」に託していたであろう思いも縁もたどりうる痕跡を消している。

⑨レーン夫妻所縁の札幌北光教会

札幌市中央区大通西 1 丁目 14



戦前・戦中のキリスト教徒は、信徒であるが故に国家権力によって事々弾圧された。戦争権力への迎合を強いられ、教会報国団を組織、戦闘機増産の献金にまで尽したが、遂には教会堂を敷地ごと軍に接収されている。

そんな不条理を背負う北光教会はポーリン・レーンの父・ローランドが草創期の宣教師として半生を奉仕(1896~1929)した縁でも篤く、この地に在るだけで歴史の礪をなしている。

元々の名は congregational church といい、訳して札幌組合教会と呼んだ。会衆相互の自由な意思に拠って神と契約するの意とされる。

第一次大戦の兵役を忌避し、教員公募を知って戦後の北大に赴任したハロルドと、同大戦で戦病死した最初の夫を弔うポーリンがこの教会で結ばれている。いまも聖歌を奏でる同教会の古いオルガンは、ポーリンが戦病死した先夫への思いを込め寄進した遺品でもある。

市内大通の西の端・円山にはレーン夫妻が眠る墓があり、無縁墓とならぬよう、この教会の会衆たちが連れ添って護りしている。

⑩地域に開かれた北星学園

札幌市中央区南 4 条西 17 丁目



創設は 1887 年に遡る。アメリカ・長老教会婦人伝道局の派遣で来日したサラ・クララ・スミスが開学した縁から、「スミスさんの女学校」と親しまれた。敬虔ながら家族的な校風で知られ、戦前は毎週金曜日の午後を園長主催のホームパーティーの日とし、札幌圏に働く外国人教職者をはじめ、学内外の人たちが自由に出入りして、文化交流の場となっていた。

ここに卑劣な狙いをつけたのが特高警察で、親睦・交遊を隠蔽にしたスパイの溜まり場と決めつけた。宮澤・レーン夫妻の判決文でもアメリカ大使館等への繋ぎ（漏泄）は全て同学園で行われたことにされているが、その証拠となるものは全く示されていない。

判決では「同会に於ては我国の軍事並びに経済上の諸情勢が話題に供せらるるに至り」と断じ、ここで雑談交じりに話せば「駐日米国大使館員及在京米国総領事館員等に通報せらるるものなることを予想し乍ら」漏泄したなどと、非条理極まる予断を振り回し、漏泄罪を適用している。この一点だけでも裁判にも値しない冤罪だったこと明らかといえる。

⑪狭く、動けず、寒く、網走独房

北海道網走郡能取村字最寄（開設時）



1943 年 6 月、宮澤弘幸は懲役 15 年の刑で、網走刑務所に収監された。大審院では一度も公判が開かれることなく、同年 5 月 27 日付で上告棄却となり、間をおかず、北海道縦断の列車で終着駅・網走への囚人送りとなった。

以来 45 年 6 月 25 日に仙台・宮城刑務所へ移監されるまで、まるまる 2 年間を最北の監獄独房に閉じ込められた。東京生まれから北の大地に夢を広げ、夢を奪われての大地の果てだった。

当時、網走刑務所には扇状に 5 舎房が延び、第 4 舎房が独房で 80 房あった。独房には、左翼思想非転向の政治犯と矯正不能とされる重罪犯が割り振られ、宮澤はここに入れられた。

1 房の広さは 3 畳に満たず、懲罰房に入れられる以外には外に出されることもなく、懲役も房内作業に限られた。制裁という名の実質拷問も科された。

入獄の年は 11 月 5 日に初雪、7 日に氷点下、年末からは零下 20 度が続き、翌年 1 月 5 日に流氷が来て、去ったのは 5 月の 4 日だった。過酷な環境下の過酷な独房を、どこまで想像できるだろうか。

⑫レーン夫妻終生の地・札幌

札幌・北大官舎～円山墓地



札幌円山墓地にあるレーン夫妻（左）と長男の墓

1941年8月、ポーリン・レーンへ在アメリカの実兄から「すぐ帰るように」との電報が届いた。前年9月に日独伊三国同盟が調印されて以来、在日米大使館からも何度か帰国勧告が出ていた。

だが、ポーリンは夫ハロルド共々「北大との契約が切れるまでは帰らない」と返電している。契約とは年々更新の傭契約のことであり、契約履行を夫妻は学生への義務と捉えていた。

ポーリンは京都の生れで、学生時代の数年を除いて日本で日本人同然の暮らしをしていたし、夫ハロルドは北大赴任以来、札幌に骨を埋めるつもりでいる。だから、夭折した長男の埋葬に当り同市円山墓地に墓所を設けた。家庭内で使う言葉も日本語で、双子の末娘は英語を全く知らずに育っている。

電報から3か月後、大使館からも事実上の指令である引揚勧告が届いたが、夫妻共々、躊躇なく無視した。それから1か月と経ない12月8日、日本軍は真珠湾を奇襲し、夫妻は同日の全国一斉検挙に遭った。

⑬宮澤の検挙時の住まい界隈

札幌市北1条西22丁目あたり



宮澤が住んでいた札幌市1条の茅野アパート近くに今もある交番

1941年9月のある日、宮澤弘幸は、特高に尾行されていると告げられた。親しい縁戚を介し、当時の札幌警察署長から知らされたのだから、事態は深刻だ。

当の縁戚の夫（故人）も警察幹部だった信義による忠告だったが、身に覚えのない宮澤は一笑にふした。前後して北大の学生主事からも「レーンはスパイだから用心せよ」と告げられたが、色眼鏡と断じて無視している。

だが、特高にとっては狙いをつけた獲物だった。特高を手足とする内務省は、7月31日付で「(戦時)特別措置大綱」を通達し、「非常事態発生の際検挙取調べを行うべき者」の名簿作成をしておくよう厳命している。

非常事態とは日米開戦の意だ。レーン夫妻はアメリカ人であるだけで対象とされ、その容疑を作り上げるために周辺の中から宮澤弘幸に狙いをつけた。容疑があつての検挙ではなく、初めに名簿ありきの狙いだった。

⑭対米戦争の起点・真珠湾

アメリカ・ハワイ州オアフ島南岸



1941年12月8日、日本軍は、アメリカ艦隊が集中していたハワイ・真珠湾を標的に奇襲攻撃をかけた。国家権力は斯くして国民を全面戦争に引き込むと同時に、この戦争体制を強化するため、利敵行為撲滅を口実に、ありもしないスパイ事件をつくりあげて冤罪を仕組んだ。

特高警察を動員しての、レーン夫妻や宮澤弘幸ら計126人(月内追加15人含む)を標的とした全国一斉検挙である。

以来、国家権力は敗戦を挟んで捏造の隠蔽を重ね、かつ事件後84年の年月を逆手にとって、あたかも時効を得たかのように居座っている。

時効は、本来、法の杓子定規な運用によって生じる弊害や社会的損失を是正する便法であって、犯罪隠蔽を正当化するものではない。まして、国家が権力維持のために捏造した犯罪の居座りに手を貸すなど、許されるわけはない。

だが、この害毒は年々横溢し、安倍政権以降では日常茶飯化してさえいる。国家権力犯罪に時効はない。84回目の12月8日を前に、戦争と権力犯罪を追及し、思いを新たにする所以である。

⑮敗戦後改革の指令塔G H Q

東京・千代田区丸の内の堀端



GHQが占拠した日比谷の旧・第一生命館(上)。

右は、マッカーサー連合国軍最高司令官。

改革覚書の発令は10月5日。前日に時の山崎巖内相による特高活動継続の談話が出て、一刻の猶予もならんとばかりに発令された。狼狽えた東久邇内閣は即刻総辞職し翌6日には内務省が特高廃止を通達した。戦後改革の実質起点になったと言ってもいい。覚書の原文は、

MEMORANDUM FOR THROUGH SUBJECT I. In order to remove restrictions on political civil and religious liberties and で始まり、そして、さらにまだまだ先がある。

8日就任の幣原首相は11日、マッカーサーから直々に、女性解放参政権、労働組合促進、教育の自由、国民恐怖法制廃棄、経済民主化などの宿題を多々負わされる。この間、10日には同覚書によって宮澤弘幸を含む冤罪被害者らを一斉釈放し、13日には軍機保護法などを廃止している。米軍による占領と占領政策には功と罪があるが、10・5覚書は功だった。

◇冤罪事件に関わる 「人」

- ① 好奇・活発の日々、暗転—宮澤弘幸
- ② 国家権力犯罪の主犯—東條英樹
- ③ 上告趣意書を下書き—福田力之助
- ④ 軍機保護法の罷を解明—千田夏光
- ⑤ 軍機保護法付帯決議に関与

—織田 萬

- ⑥ 軍機保護法の拡大強化に関与
一日高巳雄
 - ⑦ レーン道連で検挙・有罪
—黒岩喜久雄
 - ⑧ 応召・服役・消息不明—丸山護
 - ⑨ 消息埋もれた、いま一人—渡邊勝平
 - ⑩ 検証に点火した手紙の主—秋間浩
 - ⑪ 余んなき、語り部—秋間美江子
 - ⑫ 『北海道大学 夢風景』の人たち
—北大OB3人
 - ⑬ 宮澤弘幸は「過去の人」ではない
 - ⑭ いち早く冤罪事件を告発
—山野井孝有と山本玉樹
- 一番外—
秘密保護法反対全国ネットワーク

①好奇・活発の日々、暗転

北海道帝国大学学生・宮澤弘幸



旅が好きで、山に登り、先住民族の集落健在と聞けば自転車を駆って訪ね、灯台船が出ると知れば便乗して北の海を巡る。もちろん勉強もした。

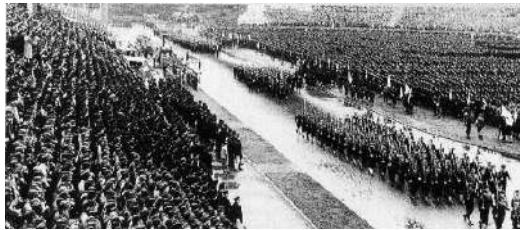
進路は理系と決め、予科では逆に文系の講義にも身を入れた。さらには陸海軍による軍事講習にも進んで参加し、国策会社・満鉄の公募論文では「大陸一貫鉄道論」をものにしていた。こんな学徒が一転、牢獄に陥れられたのである。

宮澤は1919（大正8）年8月8日、東京府豊多摩郡の現・代々木あたりで生まれた。父は藤倉電線の上級技術者で工場長も務め、母は生糸を扱って成功した近江商人出の商家の娘。1937年、北大予科工類に合格して北海道にわたり、ドイツ語教師のヘルマン・ヘッカーや英語教師のレーン夫妻ら外国人教師らの薰陶をうけ「心の会」の創立に加わった。

暗転は1941年12月8日の太平洋戦争開戦の日。軍機保護法違反の濡れ衣を着せられて北寒・網走の獄に入れられ、敗戦後の1945年10月10日に占領軍の超法規覚書（指令）で出獄したが、47年2月22日午後2時、27歳で病没した。事実上の獄死だった。

②国家権力犯罪の主犯

内相兼務の首相・東條英機



1943年10月21日、雨降る神宮外苑競技場での出陣学徒壮行会。敗色濃くなる中、東条英機は内閣総理大臣として学生たちの徴兵猶予を取上げて出陣=死を強要した

1941年10月、戦争内閣の首班となつた東條英機は陸相と併せ国内治安重視の持論から内相も兼務、揺るぎなき独裁の基盤を築いた。

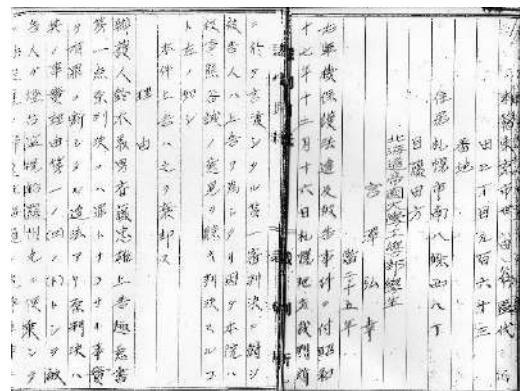
対米英蘭開戦を決めた同年12月1日の御前会議（天皇臨席の政府・軍首脳会議）では内相として所管事項を報告、この中には最優先となる外謀容疑者（スパイ）一斉検挙を含む「戦時特別措置」等が含まれており、以て国家権力による冤罪を可能とする引き金を引いた。

東條は、陸軍中将だった父・英教の長男として生まれ、陸軍士官学校から陸軍大学を出た生粋の職業軍人。というより軍中枢の軍官僚として頭角を現し、1940年7月中将で陸相となり、一貫して対米英蘭開戦を主張して近衛内閣を潰し戦争遂行内閣を組織した。

しかし肝心な戦況が暗転する中で求心力を失い、敗戦前年の7月に失墜。敗戦後は、戦勝国による戦犯裁判必至の中で拳銃による自決を図るも、失敗。「生きて虜囚の辱を受けず」の戦陣訓に背くことになった。この戦陣訓は東條が陸相として示達したものだった。A級戦犯として連合国軍に処刑されたが、冤罪・弾圧の罪は今もって裁かれていない。

③上告趣意書を下書き

元判事で下獄した・福田力之助



宮澤弘幸に対する大審院判決書冒頭部分。鈴木義男、斎藤忠雄弁護士名で上告理由が詳述されている

宮澤弘幸の上告で、大審院への上告趣意書を書いたとされる元・判事。1933年の「司法官赤化事件」で被告となり、有罪・下獄となって判事の司法資格を剥奪され、出所後、札幌の鈴木義男法律事務所に所属、多くの訴訟実務に携わり、上告趣意書の作成などを担った。

宮澤の上告趣意書に關った明文記録はないが、その論旨展開、法文解釈、裏付実証の鋭敏、重厚な筆致などから関係者間では福田の労作との見方が強い。

福田は、1897年、金物屋に生まれ、家業倒産で商家の小僧となり、苦学して師範学校を卒業し東京・葛飾で小学校教師となった。さらに苦学して夜間大学の法科に学び司法官試験に合格して判事補から判事となった。

ところが山形地裁鶴岡支部・予審判事のときに、治安維持法に嵌められ「司法官赤化事件」連座で懲役2年（上告棄却）を科され、中野刑務所で服役した。

戦後、弁護士資格を取得して、松川事件などに關与。日本民主法律家協会理事も務めた。

④軍機保護法の罷を解明

元新聞記者で作家・千田夏光



『一億人の昭和史⑩不許可写真史』(1977年・毎日新聞社刊)に掲載された「日本軍国主義時代における検閲の思想と流れ」と題した千田夏光さんの論考

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件に直接かかわってはいないが、冤罪の元凶・軍機保護法に鋭い洞察と解明を加え、罷を暴く論考を著している。軍・国家の意図と実際の適用、そして検閲という凶器を用いて新聞をいかに戦争遂行の媒体に組み敷いたかなど、極めて分かりよい。論考収録は『一億人の昭和史⑩』(毎日新聞社刊)。この分野で他に例のない古典文献となっている。

千田は1924年8月、旧満州(中国東北部)の生まれで本名・貞晴。日本大学・社会学科中退、毎日新聞記者。一貫して弱者、被害者の視座から戦争、暴力、貧困をとらえ加害者を告発してきた。

論考に『従軍慰安婦悲史』『禁じられた戦記』『未婚の母』『死者の告発』『性的非行』『死肉兵の告白』『皇軍“阿片”謀略』

『精薄児の書いたラブレター』『天皇と勅語と昭和史』『オンナたちの慟哭』など多数。その深さ広さが現れている。

⑤軍機保護法付帯決議に関与

貴族院勅選議員・織田 萬



軍機保護法を戦争推進法に抜本改定した帝国議会審議において、立憲主義の立場から政府・軍当局を鋭く問い合わせし、臣民の権利を不当に侵さないよう歯止めをかける答弁を引き出し、「付帯決議」を成立させる原動力となった。

付帯決議は、法成立後、軍・特高・裁判所によって空文化されたが、翼賛政治体制下にあって尽くした最大限の良識・良心として顕彰に値する。審議で「憲法の精神から……殊に臣民の権利義務に重要な関係あるものは成るべく法律を以て規定することが、是が立憲精神でなくちやならぬ」と追及した本意からは妥協であったが、ぎりぎりの筋は通した。

織田は1868年、東京の生まれ、東京帝国大学の仏法科を出て、京都帝国大学教授、同法科大学長、さらに国際司法裁判所判事(在ベルギー)など歴任。立命館大学の創立に参画し同大名誉総長。

行政法が専門で著書に『日本行政法論』など。勅選(天皇の任命)の貴族院議員を受けたが、当時の議事録を繙くと、昨今の秘密保護法審議を遙かに凌ぐ気迫と論理での追及をしているとわかる。1945年5月、戦災の中で死去。享年78。

⑥軍機保護法の拡大強化に関与

陸軍書記官・日高巳雄



1899年制定の軍機保護法を戦争推進法に抜本改定するにあたって、法案作成の中枢に参画したと推測される。公刊された著作に『軍機保護法』(1937年・羽田書店)および『軍機保護法 改訂』(1942年・同)があり、それぞれ逐条解説がなされていて詳しい。

両刊とも日高個人の著作の形をとっているが、37年刊には陸軍大臣による序文があり事実上は軍の公式見解(解釈)となって、実際の法運用にあたっても日高解釈が重きをなしたと思われる。

著書に記された日高の肩書は陸軍書記官。だが、両著作とも巻末にも著者紹介がなく、経歴は知れない。発行人である羽田武嗣郎の書いた「後記」(初版)によると「本法令立案者たる日高」と記されているから、深く関与したことは間違いないのだろう。

「後記」では議会審議での論点整理も織り込まれ、付帯決議の全文も記載されており、発刊の意図にも触れて「謬って法を殺して使ふが如き事の無い様」と釘を差している。だが、なぜか改訂版ではこの「後記」も大臣による「序文」も外されている。

⑦レーン道連れで検挙・有罪

北大卒業生・黒岩喜久雄



訪日したレーン夫妻の娘・ドロシー(左)
キャサリンと黒岩喜久雄

(1987年9月30日、東京で)

黒岩喜久雄は1941年12月27日、北大の繰り上げ卒業式の日に、軍機保護法違反の一斉検挙・追加で検挙され、懲役2年・執行猶予5年の刑に処せられた。

学術旅行で見聞したサイパン島などの海軍飛行場の状況を「探知」し、知人であるレーン夫妻に「漏泄」したというのが、判決上の罪。だが当時の法制で、判決文の交付も受けておらず、黒岩自身が内容を知ったのは戦後のことだった。

黒岩は、長野県に生まれ育ち、北大農学部で学び戦時繰り上げで卒業した。在学中、レーン夫妻の双子の末娘たちと仲良しになり、家庭教師ともなって家族同然の知遇を得た。

その関係を特高に狙われ、勾留中には夫妻の日常生活での言動を微に入り細に渡って問い合わせられた。夫妻をスパイにするための傍証を引き出そうと図ったものと思われる。

黒岩自身の公判は1回開かれただけで即決、罪状も判決理由も示されず、何が何だか全く不明のまま暗黒裁判で突き落とされたのが実相だった。判決後、弁護士から「執行猶予がついたのは君だけだ」と控訴断念を勧められ、従っている。

⑧応召・服役・消息不明

北大を目指した元夜学生・丸山護



夜学生だった丸山護は、戦時下であってもレーン夫妻に英語を学ぼうとした

丸山護は、日中戦争下の徴兵で、1939年8月に札幌近郊に駐屯の連隊（陸軍）に入隊し、中国大陆北部での転戦のあと41年5月に復員・除隊した。

この間、連隊兵舎へ面会に来た友人や軍務休暇中に訪ねたレーン夫妻宅で、応召時の経緯や入隊先の様子、隊の移動などを話したことが軍機保護法違反だとされ、41年12月27日に検挙され、翌42年12月に懲役2年の有罪判決を受け、控訴せず服役した。

丸山は、判決時29歳。レーン夫妻とは夜学生だった21歳の頃に、中学（旧制）への正規編入を目指し、英語の手ほどきを受けたのが機縁だった。だが丸山の消息で明らかなのはこれだけで、服役した刑務所、出所後の所在、戦後の動静、一切の動向が不明となっている。

夫妻に漏泄したとされる軍事機密の内容は、判決によても、応召時の外形などに止まっており、高度の軍事機密からは程遠く、入手に当たっての不正も存在していない。その被疑実態と共に、一人の人生が闇の中に封じ込められている。

⑨消息埋もれた、いま一人

北海道帝国大学工学部助手・渡邊勝平



渡邊勝平に対する判決文

渡邊勝平は、判決文によると、偶然知得した軍の動静8件をレーン夫妻に漏泄したとして、軍機保護法の漏泄罪に問われ懲役2年の宣告を受け（1942年12月18日）、上訴権放棄し服役している。

軍の動静といつても丸山護の場合と同じく軍の移動の外形をなぞる程度のもので、法が罰則をもって禁じる「軍事上の秘密」には当たらない。うち2件は丸山護の件と裏表で重なっている。

渡邊は、本籍山口県で東京育ち。判決時26歳。私立の旧制中学卒業後、実兄を頼って札幌に転じ、かねて実母の知合いであったレーン夫妻宅に一時寄留している。この縁で就職の面倒もみてもらい、北大工学部で助手の仕事を得た。

人当たり優しく、丸山らの出征見送りや面会にいったことが特高の狙い目となり仇となった。狙われたのは、黒岩や丸山と同様、レーン夫妻をスパイに仕立てるための傍証集めに利用されたに違いない。渡邊についても服役した刑務所、出所後の所在、戦後の動静、一切の消息が不明になっている。

⑩検証へ点火した手紙の主

宮澤弘幸の義弟・秋間浩



手紙は、問うている。「なぜ宮澤だったのか?」「なぜ懲役 15 年の重刑だったのか?」「罵に嵌めたのは誰で、何のためだったのか?」――。

要約すれば、この 3 点が手紙を受けとった上田誠吉弁護士の潜在意欲に火を点けた。冤罪の標的選び、重罰の狙い、冤罪の動機と犯益。これは冤罪掘起こしの原点であると同時に、冤罪の本質を衝いている。結果からみても冤罪告発運動に欠かせない人、手紙だった。

手紙を出した秋間浩は、1925 年東京の生れ、47 年に旧制帝大時代の東大工学部を卒業し、文部省・郵政省での研究職を経てのち渡米、国境を超える研究者としての生涯を送っている。

この間、縁あって宮澤弘幸の実妹である美江子と結婚、家族をも陥れた冤罪被害の苛酷さを知るに及び、広く深く世に知つてもらうことによって「真の世界平和」に導くと、その志を強くした。

秋間の問うた 3 点は、事件解明への大きな点火となつたが、いまなお完全に解明されたとは言えない。平和に生きる命の炎となつて厳存している。

⑪余人なき、語り部

宮澤弘幸の実妹・秋間美江子



毎日放送ラジオ番組で訴え（2014 年 3 月 11 日、東京赤坂・毎日放送ラジオスタジオにて）

秋間美江子は生家・宮澤の長女にして末っ子。14 歳の時、長兄・弘幸が検挙され、戦後 18 歳の時、釈放され帰ってきたものの骨と皮だけに衰弱、美江子が 20 歳のとき、27 歳で亡くなった。

夫・浩が上田誠吉弁護士に手紙を出した時、その前にじっくり話し合つた。浩に励まされ、心の奥に封じ込めていた全てを表にした。そして、それを世に伝えることが、兄のため、家族のため、2 度と冤罪を起させない世に変えるためになると確信するに至つた。

以来、本来の元気を取り戻した美江子は水を得た魚となる。声がかかれれば、文字通り 1000 里の道を駆け、集会で与えられた 5 分間に愛憎を込め切つた。被害者の身内ならではの思いと、臨場感ゆたかな語り口は聞く者の耳を引き付けた。

時に勇み足で、事実関係に齟齬をきたす思い込みを広げる一面なきにしもだつたが、それは後を継ぐ者の有意な課題ともなる。余人なき語り部だった。

面倒見のよさも無類。アメリカに遊び学ぼうとする放浪青年を愛おしく厳しく受け容れ、後年、日本の政財界で名を成した者、1 人、2 人ではない。

⑫『北海道大学 夢風景』の人たち

自費出版した北大OBの3人



写真集『北海道大学 夢風景』(下)に掲載されているハロルド・レーン先生(1954年10月)

副題に「北大生の見た1950年代の札幌の原風景」とある写真集。貢をめくると、27枚目に、口もとに静かな笑みを含んだハロルド・レーン先生の肖像が現れた。見るために自然体の、得難い一瞬の記録だ。

「はしがき」

には冤罪に言及した来歴も紹介され「戦中の忌まわしい想い出を忘れたかのようなくつろいだ風貌はMさんの写真でしか見られない」と結ばれている。

Mさんは、この写真集の撮影者で、刊行に係る3人の連携軸は北大・恵迪寮の住人だったこと。Mさんと同室の内藤裕史さんが出版を買ってで、後輩の川原幸則さんが編著者を引き受けた。

原風景とあるとおり、いまは大きく景観を変えた札幌、そして北大構内の戦前・戦中の面影を残した94枚からは、今昔の感傷を超え、冤罪の加害者、被害者の足跡、息づかいが伝わってくる。

事件発生から既に80有余年、ともすれば埋もれ、散逸してしまう貴重な記録であり、3人が、このことに気づき、行動に移した功は大きい。

⑬宮澤弘幸は「過去の人」ではない

生誕106年、没後87年



マライーニ一家がイタリアへ帰国する直前に、東京・丸の内ホテルで撮影。前列中央が宮澤弘幸。右に弟と父。後列にマライーニ。その前に夫人と子供たち→50→「⑪受難のなかで結ぶ友情」参照。

獄中で弱り切った体に結核菌が入り込み、事実上の獄死となつた北大生・宮澤弘幸が亡くなつて、2025年2月22日は78回目の命日となつた。干支の巡りでいえば還暦後一回りとなる。

もう、か、まだ、か。1919年の生れだから8月8日の誕生日で生誕106年。いまどき100歳は珍しくないから、冤罪に遭わなければ既に白寿を越えていた可能性は十二分にある。

写真は、占領軍の超法規覚書（指令）によって出獄して3ヶ月余の1946年2月16日、信頼し合うマライーニと家族ぐるみで撮った、おそらくは最後となった記念写真。この和顔も1年ともたず、この年の暮れに大量喀血して、その2月後に命奪われた。

天寿100年の可能性ある中でのわずか27年。過去の人としてはならず、本会発足の2013年以来、毎年命日には、常圓寺墓前に本会の幟を立て、花を供え冤罪絶滅の誓いを新たにしている。

⑭ いち早く冤罪事件を告発

山野井孝有と山本玉樹



2014年5月6日、北海道大学との交渉に向かう札幌の街角で。左から山野井孝有、秋間美江子、山本玉樹

山野井孝有と山本玉樹は、当「真相を広める会」発足時の共同代表。山野井は1980年代から国家権力による冤罪の被害者・宮澤弘幸の存在に注目し、山本は本件追及の先駆者・上田誠吉弁護士の調査活動に当初から協力し、運動への思い入れは極めて深い。

両人とも少年期から青春期、戦争と共にあった。その体験と持ち前の正義感から弾圧、とりわけ国家権力による弾圧には身を挺して怒りの炎を燃やした。

山野井は1932年生で毎日新聞の印刷労働者OB。劣悪な労働条件に怒り、職場闘争。1970年から4期、毎日新聞労働組合の本部書記長を務めた。長男で登山家の山野井泰史が、コロラドで宮澤の実妹・秋間美江子さんの世話をした縁から弾圧を知り、家族ぐるみの交友を深めつつ、冤罪事件の告発を続けた。

山本は、1929年鳥取県生れ。北大理学部卒後、北大助手、同講師。北大教職員組合委員長、北海道平和委員会理事。在日朝鮮人の人権擁護、長沼ナイキ闘争支援、「北大遠友学者クラブ」講座代表。上田弁護士が『ある北大生の受難』の「あとがき」で謝辞を記している。

—番外—

秘密保護法反対全国ネットワーク



上=第1回全国交流集会（4月6-7日、名古屋）下=第2回全国交流集会（7月5-6日、大阪）。12月6日、東京で開催

2014年1月、秘密保護法成立に危機感を持った市民団体は、国会議員会館内で秘密保護法廃止へ結集する市民集会を開催した後、記者会見を開き「秘密保護法反対ネットワーク」の結成と行動提起を提案した。

4月6-7日に名古屋で「第1回全国交流集会」を開催。続いて、7月5-6日に大阪で第2回、12月6日には東京で第3回の交流集会を開催した。この時点で30都道府県から62団体が参加した。

当時、秘密保護法に反対する世論は大きく高まった。山本兼慈・和歌山大学学長は同大学ホームページで「私は昨年末の『特定秘密保護法』制定に対して、これを学びの自由への抑圧と捉えその危惧を表明してきました。大学の経営を任せられている者として容認することは出来ません」と訴えた。

「秘密保護法反対ネットワーク」は現在も活動を継続している。

◇冤罪事件に関わる 「時」

- ① 連々で生き、逝った青春
- ② 労働実習での見聞を罪に
- ③ 無責任の極み御前会議
- ④ 米大使館による帰国勧告
- ⑤ 日米開戦で一斉検挙
- ⑥ 幼な子別離の母国送還
- ⑦ 起訴と、解約・除籍の春
- ⑧ 弄ばれた交換船の救出
- ⑨ 冤罪仕上げた大審院判決
- ⑩ GHQ超法規覚書で釈放
- ⑪ 絶筆となった復学願
- ⑫ ラジオ「もう一つの12月8日」
- ⑬ フオスコ・マライーニの回想

①連々で生き、逝った青春

1919年8月8日～1947年2月22日



理想育んだ青春……マライーニと北海道内を自転車旅行（1939年7月）

宮澤弘幸は、大正8年8月8日、東京府豊多摩郡代々幡町で生まれた。西暦では1919年。数字に特別の意味があるわけもないが、弘幸の生涯には不思議と同じ数字が並んでいる。

獄からの釈放が敗戦の年1945年の10月10日、亡くなつたのが翌々年の昭和22年2月22日午後2時。不思議のめぐりあわせを感じるほかはない。とりわけ生年は、八、八、八。古来、八の字はその字形から末広がりの吉字とされ、それが3つも並んだのだから、その生涯はなに阻むものなき順風とさえ見えた。

これを前触れなく一転させたのが冤罪の惨。22歳4か月の青年は、1941年12月8日、誕生日と同じ日に検挙され、余生わずか5年2か月の運命へと陥れられた。うち3年10ヶ月は拘置所を含む獄にあって、拷問・制裁の責苦を受け、心身共ぼろぼろに蝕まれている。

釈放後、衰弱の体に小康を得て、「(冤罪の)一切を書く」と執念の炎をかき立て、さらには新時代に向け海外留学の意欲も燃やしたが果たせなかった。思いは無限の反冤罪運動が受け継いでいる。

②労働実習での見聞を罪に

1939年7月21日～8月9日



宮澤弘幸は北大予科3年の夏休み、学生課の斡旋で数人の学友と共に旧樺太大泊町（現ロシア領サハリン）の旧海軍工事現場（要港整備）での労働実習（勤労奉仕）に入った。

上の写真はそのときの記念だが、この間の見聞や体験をレーン夫妻に話したとされ、これが軍機保護法による軍事機密の探知・漏泄だと断じられた。狙われたが最後、何もかも口実（罪）にされた国家冤罪の陥穀が覗かれる。

宮澤弘幸は、この夏に限らず、教壇からの講義に止まらず、キャンパスを飛び出しての課外活動に意欲を向けた。山に登り、先住民・アイヌの集落を訪ね、灯台船に便乗して海に学びと、感性と知性と体力に一段の磨きをかけている。

目指す専攻は電気工学ながら人間の器は広く深くと心がけた。

大審院判決に引用の上告趣意書では「将来大ニ為スアルニ足ル者ナリ」と述べ、弁論技術として情状酌量を求めていたが、大審院・国家権力は羊歯にもかけず、その将来を陥穀によってことごとく潰し、27歳を一期に事実上の獄死にまで追い込んだ。

③無責任の極み御前会議

1941年11月5日、12月1日

十二月一日 御前会議決定案
對米英蘭開戦ノ件
十一月五日決定ノ「帝國國策遂行要領」
領ニニ基ク對米交渉ハ遂ニ成立スルニ至ラ
二至ラス
帝國ハ米英蘭ニ對シ開戦ス



1941年11月5日、天皇臨席の御前会議が開かれた。案件は、帝国国策遂行要領。最後の対米交渉案と、その結果も踏まえ採るべき帝国国策要領の決定だ。国内外に向けた表向きでは、和平を希求して条件をかけ、腹の内では遺漏なく対米開戦への準備を完了する。

半月前に発足したばかりの東条内閣がいよいよもって戦争へ暴走する最初の一歩であり、実際にも、1か月も経ぬ12月1日の御前会議では「12月8日開戦の断」を為している。この間、11月26日には真珠湾奇襲艦隊が密かに出港、戦場へと向かっていた。

御前会議なるものに、憲政上の位置づけはない。「明治憲法下で国家の重大な緊急事件について天皇出席のもと重臣、大臣などが催す会議」（広辞苑）とされているが、明文規定はない。つまり、東条内閣に収斂される戦争への暴走、国家冤罪の引き起こしは、闇仕掛けの中での闇決定だったことになる。しかも事態が反転すると、居並んだ誰もが、臨席しただけだ、列席しただけだ、と言い逃れた。

④米大使館による帰国勧告

1941年11月～



アメリカ大使館は1940年秋以来、在日アメリカ人に對し度々本国への引揚げを勧告していたが、41年11月、なお残る個々人宛に「日本在留のアメリカ国民へ」と題する書状を送付、事実上の本国引揚げを指令した。11月5日の御前會議での対米英戦実質決定を察知しての措置に他ならない。

この指令で、多くのアメリカ人が従っているが、レーン夫妻らは一貫して忌避を通している。

理由は、ポーリン・レーンの上告趣意書によると、北大予科教師としての傭契約を自らの都合で破棄するのは信義に反すること、ハロルド・レーンの老父が病床から立てないこと、そして何よりも学生、生徒、そして友人との信頼を裏切ることは決して出来ないと訴えている。

『外事警察概況』によれば、在日アメリカ人の動向は、41年1月1日現在での白人系米国人1302人が同年12月8日現在では530人になっている。半減以下に減ったが、なお500人余が残留したことになる。内訳の大半は宣教師、伝道師、一般教師だった。理由は知れないが職種に共通性があり、レーン夫妻が特に際立っていたわけではないと知れる。

⑤日米開戦で一斉検挙

1941年12月8日



1941年12月8日、この日、日本海軍によるアメリカ・真珠湾攻撃で日米開戦となった。

同日同時、国内にあっては「スパイ網一挙に覆滅」を口実に内務省指揮による暴虐・一斉検挙が荒れ狂った。

宮澤弘幸、レーン夫妻らが容疑・理由さえ示されることなく特高警察に連行され、「スパイ冤罪事件」の被害者となったのも、この一環だった。

暗闇の恐怖をもって戦争にかりたてる国家犯罪である。検挙者は、この日だけで111人。この日それぞれの事情で漏れた15人が同月内に次々と捕らわれ、計126人にのぼった。

内務省の内部文書『外事警察概況』によれば「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し…略…左の如く全国的に一斉検挙を実施せり」とある。

「非常事態」とは日米開戦の意で、「外諜」とはスパイのこと。

一斉検挙の実施策は4か月前から練られ、対象者を特定して所在を確認し、開戦の合図だけを待っていた。対米開戦と国内一斉検挙は内外・表裏一体をなす國家謀略だった。

⑥幼な子別離の母国送還

1942年6月17日～8月



白い船が停泊しているところが大桟橋

レーン夫妻の双子の末娘、ドロシーとキャサリン（12歳）は、父母が検挙されてから半年後の1942年6月4日、札幌を発ち、17日に横浜港で乗船した日米交換船でアメリカへと送還された。

前年12月8日に父母が検挙されたときには学校にいて、自宅官舎には病身の老祖父（ハロルドの父83歳）とお手伝いさんだけが取り残されていた。その後、宗派を異にするカトリック修道会が面倒をみてくれていたが、年明け1月19日には祖父が亡くなり、冤罪の惨禍は一番弱いところへと折り重なっていく。

レーン家は日本語で生活し、姉妹は日本語の学校で日本人の子と泥まみれで遊び学んでいた。だから長旅の船上でも「祖国」に着いてからも、言葉に不自由する幼い異邦人だった。

いつも二人で固く手を繋ぎ、逆境に耐え、「敵地」に囚われた父母を祈った。逆に姉妹の父母は家族を分断する詐計の底で、絶望と絶望を選択する思いで幼き二人だけの旅を決断し、初めて見るであろう「祖国」へと避難させる道に、唯ただ祈ったのだろう。

⑦起訴と、解約・除籍の春

1942年3月31日、4月9日



春4月は、多く旅立ちの日として記憶される。だが、冤罪で投獄の宮澤弘幸とレーン夫妻らにとては無惨で屈辱の日以外のなにものでもない。

レーン夫妻の場合は、前年度末の3月31日付で北大予科教師の身分・傭契約をいきなり一方的に解約され、宮澤弘幸は4月1日付で書かれた退学願によって北大学籍簿から外された。引き金は無法・理不尽に科された起訴にあり、実際の起訴は4月9日付で為された。

太平洋戦争開戦の1941年12月8日と同じ日に、逮捕状抜きで検挙された宮澤らは、4か月に及ぶ拘束下で酷薄極まる取調べを受けた。心身をいたぶる留置場たらい回し、法では禁じられた拷問の繰り返し。それはすべて特高・検察が描いた「自白調書」に唯々署名捺印を強いるための残虐であった。

加えての無念は、北大当局が何の手も延べてくれなかつたことだ。北大当局は、終始、「国賊を出した北大」との汚名を着せられることに汲々とした。保身もある。以て、自らの学府の教師・学生を一片の心情、言い分を聞くことなく、非情なる解約と除籍で切り捨てた。

寒々とした、二度と起こさせてはならない春4月の寒すぎる風景である。

⑧弄ばれた交換船の救出

1942年9月2日～21日



北大外国人官舎時代のレーン夫妻一家

1942年秋、異国の獄に繋がれて9か月のレーン夫妻に一条の光が届いた。9月2日に横浜出帆の日米交換船でアメリカへ送還するという通告だ。

交換船のことは、6月26日出帆の第一船に双子の末娘が乗ったから、知っている。意に反して札幌の地を離れることに抵抗はあったが、理不尽な獄から出されるならありがたい。

末娘をはじめ娘たちにも会える。心身苛む環境から抜けられる。着の身着のまま夜汽車に堪え横浜に着いた。さあどの船？ だが、桟橋に船はなかった。

なんの説明もない。用船が遅れているらしい。似た格好の19人と共に岸壁のホテルで待った。とまれ、ベッドも食事も獄とは比べものにならない。不安ながらもそんなホテル暮らしに慣れかけた21日、一転、獄に帰れとの断が出た。

何が何んなんだ。会いたい人に会えない不快で狭い獄に閉じ込め直された。全ては国家と国家、そして軍当局の勝手な都合と行き違いの故だったが、つかの間の天国に浴した後の地獄は、一層の辛すぎる日々を強いることとなった。

⑨冤罪仕上げた大審院判決

1943年5月5日、27日、6月11日



戦前の大審院 (wikipedia から)

大審院判決は、1943年5月5日にポーリン、同27日に宮澤弘幸、翌6月11日にハロルドと続き、いずれも上告棄却による有罪確定となった。

適用法令は軍機保護法違反だが、加えて、戦時刑事特別法第29条が止めを刺す役割を果たしていた。「上告の理由なきこと明白なりと認むるときは検事の意見を聴き弁論を経ずして判決を以て上告を棄却することを得」とある。

要は、公判を開かず、いわば門前で「理由なき」と断じ、問答無用で打ち払うことを可能とする強権発動条項だ。

法の仕掛けからいえば、担当する裁判官が「理由なき」と断じなければ適用し得ない条文であり、裏返せば、この条文の適用以外に上告を棄却しうる根拠もないという関係になっている。

中で、宮澤弘幸の上告理由は挙証力においても論理性においても一審を覆すに十分であり、それは即、戦争遂行の妨げとなると読まれた。以てこれは到底、戦争国家の権力の一翼を担う大審院として受け入れられる展開ではない。戦時特例法を盾に、冤罪となるのを承知で門前払いにするほかはない。これが戦時下司法の真相だったといえる。

⑩ G H Q超法規覚書で釈放

1945年10月10日



「国防保安法」「軍機保護法」を廃止する勅令を報じた「官報」(昭和二十年十月十三日付)

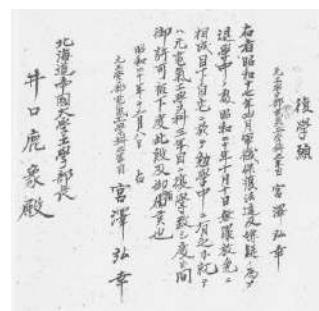
宮澤弘幸は極寒の網走監獄で2冬を耐え、敗戦から2か月を経た1945年10月10日、占領軍(連合国軍総司令部=G H Q)の「政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書」(同月4日付)に基づき、思想犯として500人余と共に一斉に釈放された。

拘置所を含む3年10ヶ月に及ぶ獄中からの青天になる。この間、敗戦処理内閣は何の責任も果たさなかった。一斉釈放から3日後の13日になってようやく冤罪の元凶だった軍機保護法、国防保安法などの戦争6法が、さらに2日後の15日には治安維持法が廃止された。

戦争権力の手先だった特高と内務省も当の覚書によって既に廃されている。だが、ここで留意されるべきは、これら普遍の人権の回復が全て占領軍の覚書(指令)に拠ったことだ。これは敗戦直後の混乱、茫然自失をもって弁明できる失態ではない。この意味からも戦後はなお終わってはいない。

⑪ 絶筆となった復学願

1945年12月8日



宮澤弘幸が、北海道帝國大學の学生であった証しとなる文書類が、現・北海道大学の大学文書館に保存されている。

学籍簿、退学願、復学願、死亡届、及び各願の許可指令書、教授会記録などの計10点。各、点と点ながら洋々たるべき人生の反転を刻んでいる文書だ。それも長く未整理のまま、諸々書類の下敷にされ、明るみに出たのは戦後も60余年を経た2013年5月のことだった。

思わず目がいったのは、復学願の日付が、1945年の12月8日になっていることだ。4年前の検挙日と全く同じ12月8日となっている。

復学を願う文面には「軍機保護法違反嫌疑ノ爲メ退学中ノ處昭和二十年十月十日無罪放免二相成」とある。日付、文面共々、万感の思いが伝わってくる。もとより復学願を書いた日が、たまたま12月8日だったなどとは思わない。

無念に過ぎるのは、この復学願が実際の発効には至らなかったことだ。獄中で衰弱しきった宮澤弘幸の体調が回復することではなく、札幌の地を踏み直すことはなかった。「必ず回復して何があったのかを洗い浚い書いて出版する」との気概も果たすこと叶わず、結果として復学願が絶筆となった。

⑫ラジオ「もう一つの12月8日」

1987年12月6日文化放送ラジオ



1986年、自民党が画策した「国家秘密法制定」に反対する運動が盛り上がりっていた。その中で、文化放送（ラジオ）「日曜の夜はTVを消して 落合恵子のちょっと待ってMONDAY」という番組が1987年12月6日、「もう一つの12月8日」を放送した。

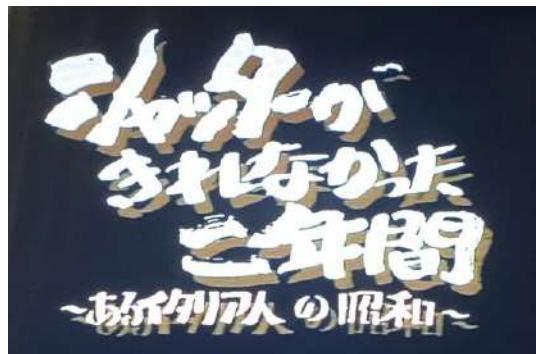
遡る同年の3月13日、東京で開催された「国家秘密法に反対する女性たちのつどい」で宮澤弘幸の実妹・秋間美江子さんが宮澤弘幸のことを語った。たった5分のスピーチのために、当時住んでいたアメリカ・コロラド州から飛んできたのだった。続いて7月、「国家秘密法に反対する札幌市民集会」にも参加した。

文化放送の制作スタッフは、この2つの集会をはじめ10ヶ月間、秋間さんを取材して12月6日の番組に仕上げた。この放送も国際電話で秋間さんにつないで聞いてもらったという。

当の落合恵子さんは、のち「『文化』とは、生命を第一義に考えることから生まれるものだ」と書いている。

⑬フォスコ・マライーニの回想

1991年3月16日名古屋放送テレビ



宮澤弘幸が北大在学中、親交を深めたフォスコ・マライーニが1990年11月、長女ダーチャ・マライーニと来日し、かつて住んだ北大官舎跡、敵国人として収容された名古屋の強制収容所「天白寮」跡、愛知県廣済寺などを訪問した経過をまとめた名古屋テレビ放送制作のドキュメンタリー番組。

文化人類学者・写真家として評価の高いフォスコ・マライーニは1912年生、1938年に国際学友会からの奨学金を得てアイヌ研究のために北大に留学して宮澤弘幸との親交を深めた。1938年には京都大学イタリア語講師となった。しかし1943年イタリアが連合国に降伏した後成立したバドリオ政権への忠誠を拒否したため敵国人として抑留されたが、1945年、日本の敗戦で解放された。

この強制収容所時代、日本の外事警察官4人は、15人のイタリア人抑留者たちへの食糧を横領してまで苦しめた。番組では抑圧した警察官の一人を見つけ、説明を求めたが、最後まで拒否し続けた。この時の体験についてフォスコは「私はすべてを許しています。しかし忘れることは出来ないです」と語った。日本が為した外国人弾圧の実態・真相の証言として貴重な記録となっている。

◇冤罪事件に関わる 「文献・資料」

- ①国家総動員法の公布（1938年）
- ②見るな、聞くな、言うな
- ③大審院刑事判決原本の簿冊
- ④焼却逃れた冤罪の記録
- ⑤特高の底意を白日に
- ⑥最初の大きな活字
- ⑦少女たちが体で伝えた
- ⑧「心の会」を伝える原典
- ⑨GHQ覚書（指令）の発令
- ⑩M君は宮澤弘幸
- ⑪受難のなかで結ぶ友情
- ⑫拘置所における暗と明
- ⑬排除の弾圧に抗す
- ⑭極寒、1年目は酷かった
- ⑮公知を国の秘に、重罪に
- ⑯本件冤罪検証の原点
- ⑰アメリカ人家族の目
- ⑱年度がわりに風化防止を提起
- ⑲自衛官の目から見たスパイ法
- ⑳人を人と思わぬ番人の監視
- ㉑国境超えて悼む自由人
- ㉒VHS「もう一つの12月8日」

—番外—

北海道大学大学文書館

①国家総動員法の公布（1938年）

権力の理不尽を正当化する始原

国家総動員法 [抜粋]

第一条 本法ニ於テ国家総動員トハ戦時（戦ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之二同ジ）ニ際シ国防目的達成ノ為國ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徵用シテ総動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第八条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ総動員物資ノ生産、修理、配給、譲渡其ノ他ノ処分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

1938年4月1日、国家総動員法が公布された。「戦時ニ際シ人的及物的資源ヲ統制運用スル」「臣民ヲ徵用シテ総動員業務ニ從事セシムル」「総動員物資ノ生産、配給、処分、使用、所持等ニ關シ命令ヲ為スヲ得」等々。当時の新聞でさえ「政府は何でも勝手放題にやれるといふどえらい法律である」と論評した。

だが「権力の理不尽は理不尽ではない」との刷り込みが、たちまち多数派となっていく。その時に生まれた人々はまだ87歳、理不尽な始原と共に歩んだ現役の人生の中にある。この日を「歴史」に納めてはいけない。

当時の議会答弁で、杉山陸相は「単に軍事の充足のみならず国民の生活を庇護し経済の運用を円滑ならしむるため本法を制定する……これをもって国民の自由権利を束縛することは毛頭考へていない」と断言している。

これまた昨今の国会答弁の「始原」といえ、実際には、軍機保護法、治安維持法の抜本拡大、国防保安法から戦時刑事特別法へと至る理不尽化が進み、国家による冤罪を正当化する基盤が着々固められていった。

②見るな、聞くな、言うな

国防保安法の施行（1941年）



1941年5月10日、国防保安法が施行された。5日後には拡大改悪された治安維持法も発効、軍機保護法と合わせ国民弾圧の3悪法が出揃うに至った。

法で護る「機密」の範囲を無制限に広げ、「重要な国務に係る事項」を国家機密とし、各主務大臣の指定に任せ、最高刑を死刑とした。軍機保護法関連での逮捕状抜き検挙を可能にしたのも、国防保安法に拠っている。併せて治安維持法では予防拘禁を野放図に広げている。

まさに5月の青空に背き、国家機密の防護を口実に、忠君愛国の強制と国民弾圧の法体制を確立したのである。

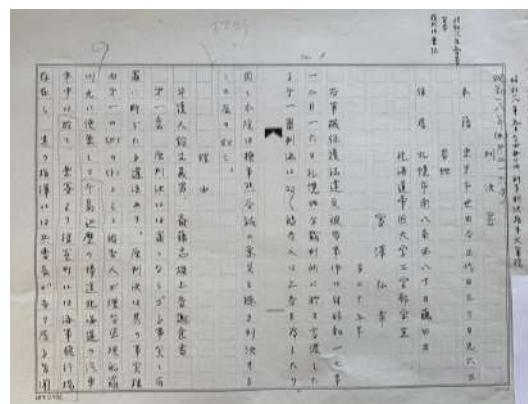
戦時3悪法は、戦後、占領軍（GHQ）の覚書（指令）によって廃されたが、いまた特定秘密法、安保関連法、共謀罪法の3悪法に形変えて復活し、戦時かるたの「見るな、聞くな、言うな」同然の強権政治が横行している。

情報公開法による公文書開示を請求しても墨塗りで隠蔽し、真相の追及へは傲慢なすり替え答弁で嘯き、鋭く批判されれば高飛車な発言封じにかかる。逆行どころか倍加の悪化の様相だ。

5月の空に「国家による冤罪を忘れるな」の警鐘を打ち鳴らし、運動を強くしなければならない。

③大審院刑事判決原本の簿冊

冤罪証明の逆転証拠



司法仕様の表題は「昭和十八年五月分四冊の四 刑事判決原本 大審院」。一見して中身の知れる簿冊ではない。この部厚の中の第二一六、第二一七、第二一八が当該部分で、順に宮澤弘幸、ハロルド・レーン、ポーリン・レーンの判決原本が綴じ込まれている。

分類は正確なのだろうが、固有名詞の表記はないから、1枚1枚めくっていかなければたどり着かない。本件調査の先鞭・上田誠吉弁護士が、文字通りこの作業を重ねて、現・最高裁の保存庫の中から見つけ出した。

本件冤罪の証拠が下手人である国家権力によって隠滅（焼却）される中、わずかに免れた第一級の遺留証拠である。法の建前からは有罪の確定判決だが、一読して予断と恣意に基づいた事実認定と強引な法理解釈による捏造ぶりが、かえつて露わになっている。

それは皮肉なことに、判決文に引用された上告趣意書との矛盾によって明白になった。有罪の判決が、そのまま冤罪の証拠に転じるのだから軍・治安権力に迎合した司法の笑えない皮肉ともなっている。同弁護士が原本複写した一式が北大大学文書館に保管されている。

④焼却逃れた冤罪の記録

内務省部内冊子・『外事警察概況』



復刻版は不二出版も発行している

『外事警察概況』は、特高（特別高等警察）を指揮下に持つ内務省の警保局外事課が作成した部外秘の年次報告。「外事課」は利敵行為を摘発する機関の中核とされたが、実際には「利敵」を口実に国家への絶対服従を強いる恐怖警察の先兵となっていた。

1845年8月15日の敗戦に際し、総元締めの内務省は、戦争遂行に関する全文書の隠滅（廃棄・焼却）を図ったが、部外秘ながらも、当冊子については相当部数が配布されていたようで、全配布先にわたる廃棄徹底はなされ得なかった。

本件冤罪については、昭和十六年、同十七年の両年次にわたっており、中でも開戦時の「外諜容疑者一斉検挙」については、ほぼ全貌が記録されている。

当『概況』の元となる同じ外事課作成の『外事月報』も見つかっており、「昭和十八年二月」分には本件一審判決の書写も収録されている。

両冊子とも、明らかな誤植など正確さに欠ける箇所もあるが、国家権力の意図と経緯は露わになっており、検証に欠かせない文献となっている。発見全冊が全8巻の復刻合本『外事警察概況』となって公刊（龍溪書舎、不二出版）され、国会図書館などに所蔵されている。

⑤特高の底意を白日に

『北の特高警察』（荻野富士夫）



上：多喜二「一九二八年二月十九日」ノート稿
下：多喜二遺影（いきじも「冤罪事・小林多喜二」）

本書には小林多喜二のデスマスク写真や詳細な取材メモなど多くの資料・写真が掲載されている

『北の特高警察』と、書名に「北の」を特化しているが、その前提となる明治政権の治安警察以来の特高（特別高等警察）体質を具体的な事件によってえぐり出し、合法性・有用性を装いながら時代を追って肥大化・暴力化した全系譜を明らかにしている。

この流れを踏まえての本書であり、本題である北海道特高の全体像をあぶり出し、特化し、宮澤・レーン夫妻ら一斉検挙に至る冤罪強行を的確に位置づけている。1991年・新日本出版刊。

本著者の何よりの功績は、『特高警察実務必携』（京都府警察部編）など、特高が隠滅しきれなかった特高資料（証拠）を足で集めきっていること。

この過程で、当コラム前回紹介の『外事警察概況』の元になった『外事月報』も発掘、この中の昭和18年2月分に宮澤・レーン夫妻らの一審判決の主要部分がほぼ原文通りに書写されているのを見つけてもいる。著者は特高研究の第一人者であり、本書はその格好の入門書にして、決定版といえる。

⑥最初の大きな活字

朝日新聞連載「スパイ防止ってなんだ」



スパイ防止法の国会上程に反対する運動が燃え上がったさ中の1986年10月12日、本件・宮澤レーン冤罪事件が写真付きで大きく新聞に載った。

朝日新聞の「スパイ防止ってなんだ」が、その紙面。副題に「新聞週間を機に」とある企画記事の連載1回目で、朝刊社会面の3分の1を割いて、読む者の目を引いている。当時は企画記事も無署名が慣行だったが、追って社会部・斎藤彰治朗記者の力作と知れた。

連載は悪法の裏を衝いて計10回に及び、1回目と2回目、さらに最終回でも本件を取り上げている。登場するのは宮澤の実妹・秋間美江子らで、「無念の兄に親友の証言」の見出し。親友とは、宮澤の兄貴格だったフォスコ・マライニに他ならない。

底本は度々紹介の『外事警察概況』と読み取れ、本件取材では秋間夫妻の所在をつきとめ、関係者にも広くあたり、よく核心に迫っている。ただ惜しむべきは当事件を特徴づける「検挙」を「逮捕」と報じたこと、おそらく戦後感覚での取り違えだろうが、後に続く記事に孫引きされ続け点睛を欠くことになった。

とはいえた時機もぴたりで、隠蔽された真実の一端に光を当て、鋭く世に問いかける慧眼の記事になっている。

⑦少女たちが体で伝えた

アメリカ・ベリー記者の特集記事



〈見出し〉 日本でのおぞましい記憶が薄らぐ 湾岸州の双子姉妹 死んだと諦めていた両親がグリップスホルム号で帰国

日米開戦の12月8日、レーン家を襲った出来事を最初に活字にしたのは、おそらくアメリカ人記者キャサリン・F・ベリーだった。記者に伝えたのは、レーン夫妻の双子の末娘ドロシーとキャサリンで、当時12歳。

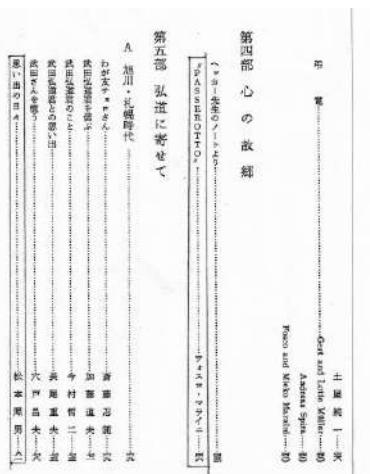
12月8日の出来事、そして両親から引き裂かれ、札幌からアメリカ東海岸へと送還された過酷な船旅のこと、さらにはアメリカでの日々を語っている。現に残っているのは当該部分の切抜きだけなので、掲載紙、掲載日とも把握できていないが、1943年11月中の紙面だった。

同記事の時点では、事件の概要はもとより、なぜ幼い二人に送還を強いたかの経緯も定かにはなっていない。記事もまた特定の何かを告発したり、非難するものとはなっていない。

唯ただ、大人の理不尽を読み込み、2人に寄り添い、2人の未来を願うまなざしの人間記録となっている。半面、大人们的振舞いもまた鮮明に浮かび上せており、本件冤罪の解明につながる情報の引き出しをも可能にしている。

⑧「心の会」を伝える原典

『武田弘道追悼集』 寄稿2篇



フォスコ・マライーニと松本照男の寄稿が掲載された『武田弘道追悼集 会議は踊る』の目次。編集発行人・題字・武田ひろ子。1985年、ミネルヴァ書房刊。

「心の会」の真中にいた故・武田弘道を偲ぶフォスコ・マライーニと松本照男の稿を収録。とくにマライーニの稿は、会の発足に至る経緯から情景交えた人模様まで 10 ヶ余に渡って過不足なく回想している。いまではよく知られた発足時 16 人の記念写真も、この稿に添付されたのが公開の最初になる。稿は 1984 年 12 月の執筆で翌 85 年 7 月の刊。スパイ防止法案国会上程の年だった。

武田は、1919 年北海道旭川の生れ。北大予科医類の頃から英独仏伊語に習熟しており、会の名を付けた大條正義と共に中軸中の中軸となり活躍した。頭の回転も口の回転も速くパセロット（伊語で小雀）の愛称を貰っている。

予科修了を機に哲学に転じ、京大で西洋哲学史を専攻、国際的視野からの業績を積んで大阪市立大文学部長などを務めた。西洋古典学会の帰り、京都の自宅近くで転倒、硬膜下出血で急逝。享年 64。

⑨G H Q 覚書（指令）の発令

『政治犯の即時釋放』



1945年10月8日付の朝日新聞

1945 年 10 月 4 日、政治犯の即時釈放等を命じる占領軍最高司令官・マッカーサーの覚書（指令）が発令された。敗戦後 1 ヶ月半を経て、なお戦争責任を明示する措置をとらない日本政府に業を煮やし、国際世論の批判を慮った占領軍（連合国軍）の断だ。

宮澤弘幸は冤罪による下獄（網走刑務所→宮城刑務所）だったが、国の扱いは政治犯並みで、6 日後の 10 日、一斉釈放によって出獄した。痩せ細り、足は草履も履けない状態だった。

覚書は、直訳によると「政治的市民的及び宗教的自由の除去、そして天皇に関する自由討議、政治犯釈放、思想警察の全廃、内務大臣と特別高等警察全員の罷免、統制法規廃止などに関する覚書」という長々しい指令だ。戦争体制の根こそぎ廃棄といえる。

時の東久邇内閣は即時総辞職し、指令執行のための新内閣・幣原喜重郎内閣が組織された。しかし折角の出獄にも拘わらず、宮澤は獄中の衰弱に結核菌が襲い 1 年半後の 47 年 2 月 22 日、事実上の獄死となつた。

⑩M君は宮澤弘幸

『白堊館の人たち』(村田豊雄)



北大工学部旧校舎「白堀館」
(古い絵葉書から)

宮澤弘幸とレーン夫妻らが冤罪で検挙された12月8日、特高はどこで何をやっていたのか、その詳細は依然として不明である。2020年にはポーリン・レーンの手記が見つかり、宮澤の検挙が早朝の同時刻、夫妻の住む官舎付近ではないことが明らかとなった。

そこで読み直されるのが『白堀館の人たち』(村田豊雄著)の記述。「その日の午後、M君は蒼白な顔をして学部に現われ、又去って行った」とあり、これから推すと、学部を去った後になる。

M君とは宮澤弘幸に他ならない。著者の村田は北大工学部事務室の書記(会計係)で、学部での風景を書きとめ定年後に随想集として刊行した。M君については別の場面でも人となりを映しとつており、見誤ることはない。

初期の検証では、「午後の検挙には疑問符」というのが多勢で、村田の描写は参考扱いだったが、多勢の方が「思い込み」だった。蒼白とは身に迫る危険を察知したことだろうか、余のことは記されていない。「思い込み」を精査することの大切さを教えてくれる。

⑪受難のなかで結ぶ友情

『フォスコの愛した日本』(石戸谷滋)

風媒社
1989年6月刊



石戸谷滋の著書『フォスコの愛した日本』(風媒社刊)の副題には「受難のなかで結ぶ友情」とある。

フォスコとは宮澤弘幸が生涯兄事したフォスコ・マライーニで、本書中でも受難の宮澤との友情が篤く取り込まれている。中でも同書174頁に掲載の記念写真は貴重な記録(本冊子36頁参照)で、1946年2月16日撮影とあり、この年の1年と6日後の2月22日に宮澤の無念の命が尽きた。その78回目の2月22日が、近年にわかに世情似かよる中やってくる。

石戸谷滋は青森県の生まれで、弘前在住の世情に鋭い研究者。本書には宮澤弘幸の他、フォスコ・マライーニと交流のあった日本人の友人知己たち、そして受難を介しての埋もれた記録の数々がしつかり収録されている。

マライーニとその家族も母国イタリアの政権交代後は敵国人とされて強制収容所に押込まれ苛酷な扱いを受けた。

改めて頭初の記念写真を見る。宮澤弘幸にとって、これが生前最後の1枚かもしれない、一見元気そうな面影が、かえつて痛々しく迫る。

⑫拘置所における暗と明

「バビロン女囚の記」(内田ヒデ)



写真は、札幌大通刑務支所（拘置所）のあった大通西 14 丁目の角。当時は司法関係の庁舎が隣り合っていた

「バビロン女囚の記」は、1942 年 5 月 26 日の戦時キリスト教弾圧によって一斉に検挙された牧師・内田ヒデによる獄中記。新教出版社刊行の『ホーリス・バンドの軌跡 リバイバルとキリスト教弾圧』の中の 1 章になる。

内田は、検挙された北海道・小樽警察署から札幌大通拘置所へと移され、ここでポーリン・レーンと出会う。以来、同囚として祈り、また所内雑役で共に使役されながら、5 カ月余にわたって耐え忍び合つた日々が活写されている。

暗は、飢餓と寒気。給食は生存限度を下回って、特に拘禁 1 年を超えたポーリンは骨と皮に痩せ、やつれ衰えた。だが半面、同じ信仰を確かめ合つた喜びは生き抜く強い力となり、意外なことに、看守や所長までもがそんな二人に共感、異例の物心支援を惜しまなかつた様子がつぶさに描かれている。

逆境をいたずらに恨むことなく、常に誠実さを失わない精神性が敷衍したのだろうか、そんな視点からも見落とせない稀有の記録となっている。

⑬排除の弾圧に抗す

『スキャングラスな人びと』(岸本羊一)



Scandalous いきなり衝撃を受ける書名だが、副題に「レーン夫妻スパイ事件と私たち」とある。

キリスト教受難史の中で、国家権力による背教の脅しに決して屈しなかった人々を、国家権力の側が「スキャングラスな人々」と決めつけ、国家から排除した故事に拠るのだという。

この視点から推せば、レーン夫妻らの受難は、まさに国家権力による脅しに屈しなかつたが故と分かる。本書は、そんなスキャングラスな人たちの半生を顕彰し、あわせて弾圧に正面から抗する人びとに勇気を与える視座から、本件をはじめとする数々の冤罪事件を取上げて、厳正に検証している。

著者は岸本羊一。1931 年の生まれで同志社大学・大学院の修了後、ユニオン神学校で学び、執筆時は日本キリスト教団紅葉坂教会の牧師を担っていた。

本件・宮澤レーン夫妻の冤罪事件については、多くの事実関係を本件先駆者である上田誠吉の著作『ある北大生の受難』等に拠っているが、十分な咀嚼のうえ概要をよくまとめており、同じキリスト者の心をもって心奥に迫っている。

権力の理不尽に抗する心は熱く、本当にスキャングラスな者が奈辺に居るかをも明らかにしている。新教出版社刊。

⑭極寒、1年目は酷かった

『博物館 網走監獄』(重松一義)



蟹鉗（蟹刑）宮澤弘幸が最も怖れた制裁具。手足を同時に拘束された。いまは使われていない

「網走の1年目は酷かった。氷点下の気温の中、何日も夜通し吹きさらしだった——」。宮澤弘幸は、宮澤の兄貴格だった・フォスコ・マライーニの著『隨筆日本』の中で、こう訴えている。

山と雪と氷に憧れ、マライーニとも度々雪山に登った宮澤だが、網走監獄の冬は北国の貌をさらに一変させる。1943年6月、23歳で投獄され、まる2冬まる2年を網走の獄で堪え抜いた。その全期間、第4舎房の広さ2畳半ほどの非転向者用の独房だったと思われる。

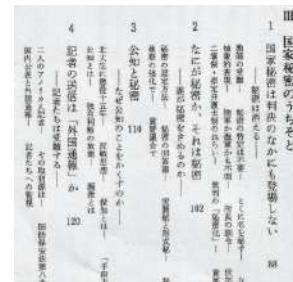
宮澤の実妹・秋間美江子によると、母とくに付き添って、東京から遠路、何度か面会に訪れた。面会と言っても小さな小窓から覗けるだけ。「あっ、弘ちゃんは生きているっ」と言って、涙した。

本書は、網走監獄保存財団の刊で、著者は同財団顧問の重松一義。戦後、網走刑務所が全面改築（1990年10月新築落成）されたのを機に、宮澤らが収容された放射状舎房などの遺構が網走監獄保存財団に払い下げとなり、博物館仕立てで移築復元（1985年10月）された。

刊行は、このガイドブックを兼ね、旧刑務所の全史を収め、全体像を遺している。行政記録とは違った視点からの編纂で受刑者のうめきも伝わってくる。

⑮公知を国の大秘密に、重罪に

『戦争と国家秘密法』(上田誠吉)



『戦争と国家秘密法』は、上田誠吉3部作の第1作目になる。1985年の国家秘密法案を廃案に追い込むため、同年11月初めから大車輪で究明・執筆に入り、翌86年2月に刊行。この「公知と秘密」の項で、初めて宮澤・レーン夫妻の冤罪が活字となって、現れている。

これを、縁あって読んだのが、米国在の宮澤弘幸の義弟・秋間浩。宮澤の実妹・美江子の夫だ。事件をさらに詳しく全貌を明らかにすべきであり、それを担ってくれるのは上田弁護士をおいてないと思い決め、同年11月9日付で同弁護士宛てに手紙を書いた。これを若干の曲折あって、受けることになる。

上田弁護士は、自由法曹団の所属。その目から戦争と国家秘密の結びつきを重層的・構造的に捉え、運動に活かす視点での探究と著作活動に励んでいた。

いかなる人がいかなる理由で検挙・処罰されたのか、それら弾圧というべき国家権力による抑圧を可能にした法制とは何んなのか、手を下した特高警察の手口とはどんなものだったのか。

等々と、提起した課題は全て普遍であり、そのまま宮澤・レーン夫妻冤罪の真相に迫り、現行秘密保護法・戦争法廃棄にかかる運動の支柱となって、多方面へと連なっていった。

⑯本件冤罪検証の原点

『ある北大生の受難・国家秘密の爪痕』 (上田誠吉)



本書は1998年9月28日、朝日新聞社から第1刷が刊行された。2013年4月10日、安倍政権の「秘密保全法」画策に警鐘を鳴らすため、花伝社が版権を受け継いで刊行した。本会はカンパを贈つて協力した。

上田弁護士3部作の2作目で、着手を頼み込んだ秋間浩の期待に応えるものとなつた。本件・国家権力による冤罪の構造解明に正面から取り組んだもので、引き継ぐ検証活動の原点ともなつた。

最大の功績は、最高裁に埋もれていた膨大な記録の中から、本件にかかる大審院判決の原本を見つけ出したこと。同判決には、被告側の上告趣意書がほぼ全て引用されていたことから、大きく視界を広げることになった。

精力的に原物文献の発掘に努め、生存する関係者を探し尽くし、かつ間取りを積み、時には大胆な仮説にも踏み込んでいくことにより、全体像・真相に食い込んでいる。類なき労作であると同時に斯界の原典ともなっている。

ひとつ老婆爺をいえば、原典ゆえに気になる弊害もある。後進の多くが原典頼り切りの孫引きに慣れてしまっていることだ。原典といえども誤謬、誤認、思い込みがあり、著者本人も「あとがき」の中で戒めている。絶えざる検証こそが原典の普遍性を高め、真相に追る応用力を育む。

⑯『日本を写す小さな鏡』

(アール・マイナー)



1987年9月30日、北大の同窓生が開催したレーン夫妻偲ぶ会に出席したレーン家の6人の姉妹

レーン夫妻の4女・ヴァージニアの夫アール・マイナーの著作。長めの序文の中に、夫妻と家族の受けた冤罪被害の概略を織込み、日米戦争を挟んでも決して切れることなかった個人同士の絆に目を向けています。

個々の事実関係では正確さに欠ける部分もあるが、アメリカ人家族が事件をどのように受け止めたのか、貴重な記録となっており、この著作自体をレーン夫妻と日本人に捧げてもいる。

原文は英文 (A Little mirror of Japan) ながら、最初から日本語訳での出版を企図し、英文学の吉田健一訳で 1962 年筑摩書房から発刊された。

著者アール・マイナーは京都に住むなど訪日経験も豊かで、日本人および日本文学にも堪能で日本人論としても目から鱗で、楽しく読める。半面、耐え難い冤罪を挟みながら日本永住を果たしたレン夫妻の心奥に培われた日本観を、図らずも本著が明かしているといつてもよく、日米にかかる事件の位置づけを知るうえで欠かせない一冊となっている。

⑯年度がわりに風化防止を提起

『北海道大学大学文書館年報』



北海道大学大学文書館年報はホームページで公開されている。現在までに 15 号発行

レーン夫妻に宮澤弘幸ら、自学府の教師と学生を見捨てた原罪を負う北海道大学だが、『大学文書館年報』という年度末付で発行の学内報がある。

その第5号（2010年）第6号（11年）第9号（14年）に、本件冤罪にかかる論考があり、5号と9号には、教授会記録をはじめ、関係する学内文書・記録類の写しがほぼ完全に収録されている。事件を風化させない原典であり、拠り所であるといつていい。

北大当局は、本会と断続的に交渉の席に着いてきたが、2013年6月14～15日の応答で、断片的ながら「事件が冤罪であること」「風化させないこと」などを明言、その証となる具体的措置をとることも表明している。だが、その後は当局内に先祖返りがあったのか、北大の姿勢はいさか後退している。

その故か、歴史の証言者でもある年報も眠らされたままだ。だが年度が新たとなれば新たな活力と智慧も入る。年報が発行される年度替わりを契機として、北大に於ける原典の再生と活用を念じて止まない。→56 ジ一番外編参照。

⑯自衛官の目から見たスパイ法

『防衛研究所紀要』



日米地位協定、日米合同委員会の密約によって米軍支配下におかれている自衛隊を統括する防衛省（市ヶ谷）

防衛省の『防衛研究所紀要』に「研究ノート 軍機保護法等の制定過程と問題点」という論考がある。佐官級戦史研究官3人の共同検証で、軍機保護法、軍用資源秘密保護法、国防保安法の戦争推進3法が対象になっている。

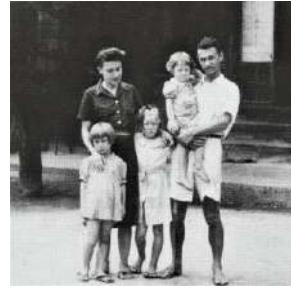
スパイ法制の仕上げとなる国防保安法の施行（戦後廃棄）から80年。きな臭さ濃くなる昨今、自衛隊内部の目が捉えた鋭い「問題点」は検証に値する。

論考の論点は的確だ。戦時における軍人への規制から始まった法制が平時における民間への規制へと展開した流れを客観的に捉え、「改正」の度に人権侵害が最大の問題点になった事実を、自衛官の目から直視している。

論考では、これを「拡大・強化」と表現しているが、民間のことばに置換えるならば、「規制法規から弾圧法規へ」となる。この視点からの認識は、最低限大事なことだが、現状は、防衛研の書庫に眠らさせられているようだ。むしろ一番の問題点がここにある。

㉑人を人と思わぬ番人の監視

『ダーチャと日本の強制収容所』 (望月紀子)



右は、1945年、解放直後のマライーニ一家（本書から）

ダーチャは、オスコ・マライーニとトパートニアの長女。母国イタリアの政変で友好外国人から敵外国人に変えられ、名古屋と愛知県内の強制収容所に家族と共に囚われた。

日本敗戦までの2年間、ダーチャはまだ9歳。子供は支給食糧の枠外とされ両親の分から分け与えられる。飢えに苦しみ、人を人と思わぬ監視、規制に虐げられた。後に作家となって当時の官憲による虐待を綴っている。

本刊著作の著者は望月紀子。ダーチャの著作『神戸への船』をはじめ、母親のトパートニアが遺した「ノート・ブック」や、さらに父親のオスコが著した自伝風小説『家、愛、宇宙』などを読破、その上で、日本に於けるダーチャの航跡を克明に辿っている。

ダーチャは父に似て好奇心旺盛、日本へも何度か来て知己も少なくない。望月はそんなマライーニ家族の風景を編むと共に、日本の文書では「抑留所」の実態を強制収容所と見抜き、告発している。

【註】ダーチャは、2024年6月にも来日し、旧交を温めている。望月も同行し通訳している。本冊子20頁参照。

㉒国境超えて悼む自由人

『隨筆日本—イタリア人の見た昭和の日本』(オスコ・マライーニ)



本書グラビアに掲載されているマライーニ撮影の奈良興福寺五重塔の写真

オスコ・マライーニが、日本について著した総集編といつていい。中で、まず注目は、出獄後の宮澤弘幸が訪ねてきて会ったくだりだ。

宮澤が、自分の家族を除いて、心から気を許したのは、おそらくマライーニだけだったのかもしれない。占領下の東京で米軍の仕事していたマライーニの消息を執念で見つけ出し、幽鬼のように現れている。この宮澤を全身で受け止め、逆境に生きる気概を与えた。その記憶を映像のように写し取り、鮮明に書きとめたのが、この一章だった。

原題は、『ORE GIAPPONESI』で、1956年故郷フィレンツエで発刊され、1960年に英訳がアメリカの出版社から『Meeting with Japan』となって刊行された。追って2009年、ようやく松籟社から日本語訳が出るはこびとなった。

文化人類学者、登山家、写真家、文化交流事業家、等々多彩な業績を遺した自由人の集大成といえる著作で、その第2章「東京、世界の交差点 沈黙に語りかける」で宮澤と冤罪に言及、以て当冤罪を世界に発信した著ともなっている。

㉙VHS「もう一つの12月8日」 映像化された冤罪関係者の証言



1993年12月、「ビデオ『レーン・宮澤事件』制作実行委員会」が、市民カンパ400万円を集め、このVHSビデオを制作した。当時既に、宮澤弘幸とレーン夫妻は故人だったので登場しないが、同故人に直接せっした人たちや、事件の真相を追及した人たちが登場している。

以下、順不動ながら、映像に登場している証言者を紹介しておく。

宮澤の実妹・秋間美江子と夫・浩、兄貴格だったフォスコ・マライーニ、上田誠吉（弁護士）、籾下彰治郎（朝日新聞編集委員）、宮澤らと共に有罪判決を受けた黒岩喜久雄、高橋あや子（宮澤弘幸の婚約者）、高橋照子（あや子の妹）、大條正義（「心の会」の命名者）、岸本貞治（元小樽組合基督教会牧師）、瀧澤義郎（心の会同人・北大名誉教授）、内田ヒデ（小樽祈りの家・教師）など。

制作を担当したビデオプレス社は1989年設立。ポーリン・レーンの「手記」などの重要文献が見つかる以前における制作だった制約から、事実関係の描写や説明には事実と齟齬する難点もあるが、映像による証言として極めて貴重だ。

一番外 北海道大学大学文書館

学内文書に限らず関連する文献・文書は広く収録しているようで、宮澤・レン関連では、ほぼ全て揃っている。学内論考では、2010年3月19日付の逸見勝亮・同館長（当時）の『宮澤弘幸・レン夫妻軍機保護法違反事件再考：北海道大学所蔵史料を中心に』が最初。「研究ノート 工学部学生宮澤弘幸の在学について」（井上高聰・同文書館員=当時）では宮澤に係る全学内文書や宮澤作品も織り込まれている。

このほか、2012年に宮澤の遺族から寄贈された「上田誠吉旧蔵宮澤・レン事件関連資料」目録があり、その目録が整理公開されている。A4版54頁の資料は、関係判決書にはじまり、関連書籍、関係者との往復書簡、視聴覚資料など多彩。それらはすべて資料番号をつけて分類されている。

2021年12月4日～2022年1月30日には「宮澤・レン事件 80周年特別展」を開催し、その展示内容を160ページの資料としてまとめ、一般にも頒布している。

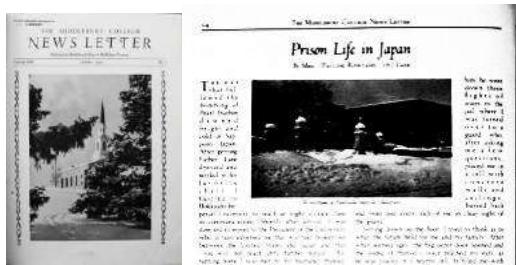
本会も、2013年1月28日の結成以前から活用させてもらっており、中でも担当の井上高聰氏には、お世話になっている。同文書館が必要な資料を整理・保存し、公開する努力をされていることに対して篤く敬意を表したい。

ただ2004年から「国立大学法人」化された北海道大学当局の対応には疑問符のつくことが多い。クラーク博士の唱えた”lofty ambition”（高邁なる大志）という言辞を今に活かし、世紀を超えてのフロンティア精神を高く活かすよう願ってやまない。→54ページ「⑯年度がわりに風化防止を」参照。

◇拡大番外編

スパイ冤罪被害者の証言があった

ポーリン・レーンの手記が母校の News Letter に



ポーリン・R・S・レーンの「手記」は、母校 Middlebury College の News Letter 1947-01-01 掲載の Prison Life in Japan で、同校ホームページに収録されている。

執筆の時期は、戦後の 1947 年末で、検挙から 6 年余と思われる。

発見したのは、送還後のレーン夫妻の動静を丹念に追っていた本会・会員だった吉田栄一さんで、本会刊『総資料総目録』編纂でも寄与頂いている。

手記の主要部分は本冊子第 1 章で紹介しているが、他にも注目すべき事実が多くあるので、要約して収録する。

◆検挙には「召喚状」が示された
手記によると、検挙に際し warrant of arrest を読み上げたとある。通常、逮捕状と訳されるが、これは当時の法制からいってあり得ない。戦争法の一つ・国防保安法第 17 条によって、検事は裁判所に逮捕状を請求することなく被疑者召喚ができる、故に、当時の司法当局も現場も「検挙」と称している。

ただ、この際に、検事に検挙を命じられた司法警察官は検事による召喚状を示す規定になっており、これには召喚を命

ミドルベリー・カレッジ・ニュー
スレター 1947.1.1
[https://archive.org/details/midd
leburyNewspapers_1947-01-01/p
age13](https://archive.org/details/middleburyNewspapers_1947-01-01/page13)

じた検事の職名、氏名と、その検事の命令によって召喚する旨を記載する規定になっている。ポーリンはこれを逮捕状と受け止めたものと思われる。

半面、検挙・家宅捜索が暴虐無尽に行われたと思われていたが、そこそこの作法はあったと知れる。押し入った 11 人の中には顔見知りの刑事もいて、「手記」では Mr. X、さらには friend とまで呼んでいる。これら実態は本件での特異なのか否か、過不足ない検証が求められる。

◆鬼畜米英史観からは驚きの証言

表題に「Prison Life」とあり、留置場・拘置所での対応が主になっているが、虐待告発型ではなく、看守、あるいは警察官の中にも温情をもって接した例が少なくなかったと言及し、感謝の念を外連味なく綴っている。

たとえば、手記が Mr. X 、 friend とも呼ぶ刑事は、夫妻担当の外事特高と思われるが、双子の末娘や病身の老父の面倒をみている。看守たちも監房使役に融通つけて夫妻が無事を確かめ合う機会をつくってくれている。

また大通刑務支所（拘置所）の所長も暖房や食べ物の差し入れに便宜をはかり、

面接と称して所長室で寛がせたり、老父の病死に際しては対面の便宜をはかり、双子の末娘のアメリカ送還でも 25 分間の親子別れの場を設けてくれた。

これら記述は、意外というより、新鮮な驚きといつていい。ただ、1審判決後にポーリン自身が書いた「上告趣意書」によると、拘束された当初は「米國ニ送ラレル迄或ハ戦争ノアル間保護サレル」ためだったと思い込んでいたようで、この事実と符合する。

あるいは、少なくも開戦直後からしばらくは、拘置現場において、軍国官憲による鬼畜米英の洗脳もさほど浸透しておらず、当たり前の人間感覚がまだ存在していたとの可能性もないではない。

ちなみに、1944年3月12日付『北海道新聞』には不思議な記事「忘れられぬ恩情」が載っていた。本件ポーリンが札幌大通刑務支所の野手甚之助・支所長(当時)に宛てた手紙を紹介する記事だ。岸本和世・元札幌北光教会牧師の発見によるものだが、戦時中、それも敵国人からの感謝の手紙で、その真偽を含め意図の読み取れない記事だったが、これも、今回の手記で符合することとなる。

もう一つの読みは、特高の手口にかかる裏読みになる。強盗傷害、詐欺窃盗など一般刑法の犯罪と違って、特高の手口の中には、対象者の生活へ不躾に入りこみ、あけすけに問い合わせするというやり口もあり、時として、ある種奇妙な擬似親近の関係も生じていた。

果たしてレーン夫妻の場合はどうだったのか、この検証も必要になる。ポーリンの場合は、本気で好意と受け止めていた気配が濃く、国境、戦乱を超えた魂の感謝状ではあった。

◆宮澤の早朝訪問説には、終止符 手記には、書かれた事実だけでなく、

書かれなかつたことで明らかになる事実もある。対米英開戦の日の早朝、レーン夫妻を訪ねたとされる宮澤弘幸との緊迫感みなぎる交歓の情景にかかる真相だ。

この情景が広く知られるに至ったのは、上田誠吉著の『ある北大生の受難』での描写。夫妻宅を出た宮澤がまず尾行の特高に捕まり、その後、踏み込んできた特高に夫妻らが捕らえられたと、ドキュメント風に伝えている。まさに劇的な情景であり、当事者にとっては感動から奈落の出来事であり、この朝一番の特筆事項となって不思議ない。

まして特高刑事、看守や支所長らから受けた処遇に心情細やかに反応したポーリンにして、この情景が事実なら、記憶から外れるなどあり得ない。

そんな既視感も交え閲讀したが、宮澤弘幸の影も見られない。宮澤訪問とされる時間帯は、夫妻が授業に向っていた時間帯と重なっており、検挙時の状況も「手記」では全く違っている。交歓の可能性は限りなく低く、記憶伝承の中で何らかの思い違いがあったと思われる。

◆「手記」裏づける英文記事

手記の発見で、後述の英文記事が読み直され、手記と重なり合う貴重な史料だと分かった。アメリカの記者 Katherine. F. Berry がレーン夫妻の双子の末娘(当時 11 歳)から聞き取った記事で、開戦の日のレーン家の様子が報じられている。

捜索の終わったあと、「顔見知り」の警官が、老父と双子の姉妹を修道院併設の病院へ仲介するなど、後々の面倒をみたことも、詳しく報じている。従って本会も含め、これまで官憲が「病父・幼児を放置」したとの推察は間違いだった。

もう一つ留意は、家宅捜索でハロルドの日記が押収され、during his 20 years life in japan と報じていることだ。こ

れも初耳で、裁判後も返還された形跡はなく、捜査資料と共に敗戦時に破棄・隠滅されたものと思われる。判決書にも痕跡がないことから、逆に有罪の証拠にはならなかったと思われるが、生活の足跡をたどることは可能だったと思われ、起訴状での外形づくりに悪用された可能性はある。

◆ポーリンの経歴でも修正が

手記発掘の過程での吉田栄一さんの発見は、他にもある。ポーリンの経歴で、「同志社で学んだ」というのは間違いで、正しくは「同志社女学校で教えていた」だった。その折の手書きの英文履歴書が遺され、これも発見している。また、定説化していた「先夫は戦死」も間違いで、実際には、欧州戦線での負傷後にアメリカ本土の教育担当士官となり、折から猛威を震ったスペイン風邪に罹患し死亡していた。これらは、故人（ウイリアム・M・システア）の母校に遺る記録から確認されたことで、これまで知られた関係者の記憶にはどこかで短絡があったと思われる。

◆出典の背景と検証

手記執筆の時期は、戦後1年余という時間帯になる。また、4年後の1971年には再招聘を受け札幌・北大に復帰しているから、送還後のアメリカ暮らしひとしては、ちょうど折返し点あたりだった。

当時、夫妻が住んでいたアメリカ東部のマサチューセッツ州オーバンデールはポーリンの母校のあるバーモント州と隣り合わせ、夫妻より先にポーリンの母親が住んでいた。

ポーリンの母校はもう一つあって、Middleburyに進学する前の、19歳からの1年間、オーバンデールのセミナリーLasellで学んでいた。この母校からも招

かれてゲストスピーチしており、News Letterよりも早い1945年刊の『LASSELL LEAVES』冬号に要旨が載っている。

内容はNews Letterと重なっており原型ともいえるが、編集者のまとめた概略であるから、史料としてはNews Letterをもって代表される。これも吉田さんの発見による。

吉田さんは、「手記」の発見について2018年7月に札幌で開かれた「宮澤・レーン事件を考える会」主催の集会に招かれ、「レーン姉妹と岩手の宣教師一家」の題で講演しており、この折に、同会幹事と情報交換する中での探索で見つけたといい、その内容はポーリンの経歴検証共々、同会発行の冊子『レーン夫妻を語り継ぐ その3』に掲載されている。

英文記事は、当該部分だけの切抜きで、文脈から推して1943年11月の紙面と思われるが、発行紙も発行日も把握できていない。もともとはポーリンの教え子だった札幌在住の松竹谷智さん（故人）が保持、その複写が松竹谷さんや知人を介して伝わり、本会でも『総資料総目録』編纂の折り入手していた。

筆者のBerry記者は、同志社女学校で学び、のち教鞭もとっている。したがってBerryとポーリンも交流があったかと思われるが、兩人とも既に故人で、確認を困難にしている。Berryの父親とポーリンの父親は同じ伝道母体から日本に派遣された宣教師だった。

戦争さ中であるにも関わらず、鬼畜日本式の筆致はなく、客觀性、平衡感覚のくみ取れる紙面構成となっており、共感を覚える。これはポーリンの「手記」とも通底し、戦争がいかに弱い者、幼い者を集中して痛めるかを浮き彫りにし、深く鋭く世に問いかける重さがある。



2017年12月19日、寒風の中、「安倍9条改憲NO!全国市民アクション実行委員会」「戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会」主催の「安倍9条改憲を許さない、安倍内閣の退陣を要求する12.19国会議員会館前行動」が行われ、2500人が参加した。

「安倍改憲NO!」「安倍政権は退陣を!」「3000万全国統一署名の達成を!」と力強く確認しあった。

参考資料①

「真相を広める会」刊行の主な書籍・冊子

- *『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知つてほしい』 2013年2月22日刊
- 『宮澤・レーン事件冤罪の構図 一審・大審院判決の条条検証と批判』 2013年10月10日刊
- 『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」引き裂かれた青春』 2014年2月22日刊
- *『引き裂かれた青春 戦争と国家秘密』 2014年9月5日 花伝社刊
- 『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録』 2018年1月29日刊
- 『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録 補遺2020年』 2020年6月1日刊
- *『国家権力犯罪に“時効”はない—宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』 2019年10月1日刊
- *『検証 良心の自由 レッド・ページ70年 新聞の罪と居直り—毎日新聞を手始めに』 2020年12月31日刊
- *『冤罪の構図 松川事件と「諏訪メモ」倉嶋康・毎日新聞記者の回顧から』 2021年11月1日刊
- *『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」箇条書き総覧版』 2022年2月22日刊

上記書籍・冊子のうち、*印の書籍・冊子については、「はじめに」「目次」「あとがき」等を抜粋して掲載する。ここには刊行前後の世情、問題意識が織り込まれている。

◆2013年2月22日発行



◆はじめに

「宮澤・レーン事件」ってご存知でしょうか？
実は多くのひとが忘れかけ、多くのひとが知らずにいるのでは、と恐れます。

ひとは辛い記憶や嫌な記憶はひと思いに忘れたくなるものです。実際、本当に記憶から消し去ってしまう症例さえあると臨床医学は明らかにしています。

しかし、ひととして絶対に忘れてはいけない記憶も厳としてあります。「宮澤・レーン事件」はその一つです。

それは国家権力が起こし、国家の名で犯した非道な冤罪だからです。有無も言わさず人としての尊厳を奪い、可能性を奪い、遂にかけがえのない命までをも奪っているからです。

そのうえスパイ冤罪は本人に止まらず、家族親族を壊し、友人知人を壊し、人と人の関係を壊し、社会信義を壊し尽くします。

「あいつはスパイだ！」
「裏切り者だ！ 国賊だ！」
「追い出せ！」
「スパイの子と遊ぶなー」

一度烙印をおされると、弁明も反論も通りません。それまで和やかだった人間関係に謂れな

き侮蔑と猜疑と保身をゆすり起こし、集団いじめの構図を強要するのです。いえスパイ呼ばわりそのものが冤罪をつくるのです。

だから忘れてはいけません。ひとは忘れると同じ事を繰り返します。繰り返してはいけません。決して繰り返しはしないという強い意志と智恵を確実にしなければいけないと思います。

過日、いまは宮澤弘幸さんのたった一人の肉親となった、85歳になる妹の秋間江美子さんが宮澤弘幸さんの北大時代の溌剌を写し撮ったアルバム一冊を携えて北大を訪れ、

「冤罪の無念を決して忘れないで」との願いを込め、真心を贈りました。

事件当時、北海道帝国大学は教え子のために何の弁明もしてくれないどころか、大学として関わることを拒否し、一片の事情確認さえなく学籍簿の上での退学処置をとりました。その怨念を超えての願いに、現大学当局は「（贈られたアルバムを）閲覧、公開展示等を通じて広く紹介し、本学の歴史の中にしっかりと位置づけていく」と受け止めています。

その先には、必ず冤罪による退学処置を撤回しての名誉回復と顕彰がなされるものと信じています。そのことが国家による過ちを二度と繰り返さない一歩となるからです。

アルバムには70年余の星霜を超えて何度も何度もめくられ、涙にくれ、怒りに戦った跡が残されています。わたしたちは、この秋間美江子さんと、その家族が負ってきた思いを、同じ思いとしてゆるぎなく記憶し、明日に生かすために、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」を起こしました。

どうか、この冊子を手がかりとして事件を知り、考え、広げる一歩として頂きたく、舌足らずながらお手元へ届けます。

◆目次

はじめに

【第一部】スパイ冤罪を知ってほしい

◇第一章「宮澤・レーン事件とは何か」事件の

外形／事件の実際／冤罪の構造

◇第二章「宮澤弘幸とはどんな人だったのか」生まれと育ち／水を得た人と成り／その生きた時代

◇第三章「12月8日に何が起こり、何が始まったのか」12月8日に起きたこと／レーン夫妻の人と成り／狙われていた身辺

◇第四章「仕掛けられた罠と北大の処置」密室の取調べ／暗黒の裁判／北大の処置／身も心も崩壊の牢獄／そして戦後

【第二部】北大における外国人教師

札幌農学校の民主主義的思想の源流／クラーク博士・アメリカ独立宣言の精神を生きた科学者／真理に立つ自主・独立の自修心／遠友夜学校の半世紀の献身／許せない大審院判決とその背後勢力／戦争につながる「偽」を認めず真っ当に生きた宮澤弘幸の名誉回復を

【第三部】秘密保全法への道を許さない

自公政権が企む秘密保全法と国家安全保障基本法案／旧軍機法と同じ、国が秘密権を専有専断／知る権利と報道の自由にも打撃／個人情報・人権の侵害も深刻に／憲法違反の「国家安全保障基本法案」

【第四部】冤罪家族の71年

忘れるための旅での出会い／安住の地をアメリカ・コロラドに／閉ざしていた口を開く／親身を尽くすボランティア／時間では消せない苦しみ／再び秘密法、再び宮澤レーン事件／一件落着とはさせないために

◆おわりに—問題提起—

解き及ばなかった課題は幾つかあります。なかでも本稿校了と決め、なお残るのは、

なぜ、宮澤弘幸とレーン夫妻だったのか、

なぜ、かくも重刑だったのか、

その罠をはめたのは誰なのか、

—です。

これは当初からの課題であり、本冊子を作つてなお解けなかった課題となります。

でも解けなかった、ではすまないでしょう。

一つ、レーン夫妻については、アメリカ人だったというの一つ特定になります。

アメリカとの戦争によって敵国人となりました。確かに「心の会」にいた外国人のうちアメリカ人は夫妻だけでした。しかし開戦時に日本にいたアメリカ人は白人系だけで530人余（『外事警察概況』）にのぼります。

そのうえ、ハロルド・レーンは良心的兵役忌避者であり、札幌に骨を埋めるつもりで墓地を確保し、20年間一途に北大の教師を勤めあげてきました。ポーリン・レーンは京都で生まれた日本育ちです。日本を第二の祖国とするアメリカ人といつていいでしょう。

宮澤弘幸については本冊子でその人となりを紹介した通りです。

一言にすれば当時の時流である八紘一宇を根底に、しかしそのためこそ世界に目を広げねばと努力した若者です。結果はとまれ、この国の形をつくってきた群雄たちの、その第何次かの気鋭でしょう。

確かに「心の会」でも気鋭でした。しかし突出していたわけではなく、それぞれの個性を存分に發揮し合っていた仲間です。戦雲濃くする中で、当時の北大がなお学生たちに自由な研鑽を保障する風土にあったこと、本冊第二部で明かした通りです。

ではなぜ、レーン夫妻であり、宮澤弘幸だったのか——。

関心深くする人たちの中で浮沈する一つに拘束交換説があります。たとえば当時、横浜正金銀行サンフランシスコ支店長だった人物との交換です。支店長の父親は宮内大臣で、妹は天皇に最も近い皇族の妃ですから、開戦当時にアメリカに居た第一級人物です。

実際、レーン夫妻は戦時の日米交換船によってアメリカに送還されており、それも二度企てられ二度目に実現しているという事実もあります。でも、レーン夫妻は、アメリカにとって交換に釣り合う重要人物でしょうか。

レーン夫妻は「本当にスパイだった」と穿つ

た説まであります。しかし、これも違うでしょう。交換要員として国家が認めるとは、スパイであると国家が認めることです。スパイの世界ではそんなことはしません。窮地に陥ったスパイは見殺しにするのが、忍びの時代からの鉄則です。

では、なぜ——。

常識で納得のいく答えがないとなれば、非常識の世界で探ってみるのも、何らかの示唆が得られるかもしれません。乱暴な証拠隠滅によって合理的な証明が閉ざされているからといって踏み止まってばかりでは、先への一步も開かれていませんからです。

推測し得るのはみせしめ、です。それは当のレーン夫妻と宮澤弘幸にスパイの嫌疑があったから「みせしめ」にしたという段階を超えていて、嫌疑があってもなくても、いえむしろ嫌疑がなくていいのです。無実のほうが与える衝撃がかさ上げされるからです。

対象は、本物のスパイ、です。国はその気になつたら「いつでもお前たちをひつ捕える。それは証拠はもとより嫌疑があってもなくてもだ」という脅しであり、布告です。

ですから、判決が粗雑で非論理的であってもよく、むしろそのほうが脅しの効果があるといえるでしょう。検挙、裁判、投獄を通してすべてを闇の中で行い、豪も世間に知らせようとしなかったのも、その故です。闇には闇を通じたほうが、よく伝わると考えたのでしょう。

捜査段階からの一件書類は敗戦時のどさくさに隠滅されたというのが定説ですが、何時誰が何を隠滅したかの証拠が残っているわけではありません。おそらくは裁判終結と同時に始末されていたと考える方が理にかなっています。生身の人間を獄につないでおくのですから、その根拠となる大審院判決だけを残して、です。

こう解けば、懲役15年の量刑にも説明がつきます。これは口封じ、です。闇の中で行われた一件の唯一の生き証人は受刑者です。臨終を自覚した宮澤弘幸が

「必ず回復して、北海道で何があったのかをあらいざらい書いて、出版する」

——と、声ふり絞った思いが、改めて胸に突き刺さります。

判決に示された「犯罪事実」が一步引いて軍機保護法上の国家秘密だとしても、その実際は国家を揺るがしたり軍事作戦を危うくする重罪にあたるものではありません。

しかも判決は、同法上の「外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者（スパイ）」とは認定せず「他人」の扱いなのです。

「他人」に科せられる同法の罪の下限は「2年」ですから、「15年」は不当判決を隠蔽する口封じ以外の何ものでもないでしょう。

ではもう一つの謎、罠を仕掛けたのは誰なのか。国家とはいいう、国家という人間がいるわけではありません。特定の権力を得た人間が国家を装って国権を左右していることを、忘れてはなりません。国家が不義を働くときの闇の深さを思い知らされるばかりです。

——以上はもとより推測です。裏付ける直接の証拠はなにもありません。また最初から仕組んだ罠なのか、それとも途中で何かが起きて切り替えたのか、それも知れません。

しかし、紛れもない冤罪によって生身の人間が死に追いやられるまでの殘虐に遭い、心まで壊され、その家族もまたゆうに半世紀を超す苦痛の人生を強いられ、社会が相互不信という歪を背負わされた事実は、どうすればいいのでしょうか。少なくともそれが国家による乱暴な仕打ちだつたことは拭いようもありません。

一件事実が証拠と共に消されたといって、そこに止まつては思考も止まつたままです。視点を変え、視点を立て、大枠において合理的に説明がつくならば、そこから何を学ぶべきか、何をなさなければならぬかを考える、大切なことだと思います。それが、この冊子の願う一歩です。

* * *

正義という言葉に、疑問を感じたことなど、

あるでしょうか。本稿、国家の働く不義を思い、世に正義はないものかと思い、ふと白川静の『字統』をみて驚きました。

正はもと征服の意。正が多義化、つまり多様に使われるようになってから、これを区別するために「征」の字が作られた。

義は羊と我からなり、我は鋸の象形、よって羊に鋸を加えて犠牲（いけにえ）とするの意。

正の字だけで既に征服の意であるうえ、いけにえの義を加えて正義。征服し犠牲を強いる行為を正当行為とするがゆえに、正義とする。

征服支配こそ強者の正義。正義の語義が支配の仕方によって拡大され、のち（いま使われている）中正、正義の意となつた。

いまさら正義に代わる言葉を創るのは至難ですから、正義は正義でいいのかもしれません。

しかし、往々、正義を欲しがるのは権力、強者の側で、そこから遠い者ほど正義の犠牲にされていること、これはやはり言葉の淵源にかかわっているのかもしれません。このことは知つておくこと大事です。

重ねてもう一つ。スパイ（spy）ってなんでしょう。

卑劣、裏切り、ついでに非国民。いずれにしても褒められた行為とは言えないようです。ですからスパイは糾弾され罰せられ、たとえ罪を認めて刑に服したとしても家族一族ぐるみで後々まで排除されて当然の存在となります。

では、偵察はどうでしょう。これもspyの訳語です（act of spying）。決死の潜入によって英雄となり、また白昼公然と他国領土内に無人機を侵入させて映像を盗み撮りしても国益と称えられています。

どこがどう違うのでしょうか。国家が国家の意志で行わせるのが偵察（スパイ）であり、ゆえに正義となり、英雄となり、国あげて称えられます。ですからその裏返しが国賊（スパイ）であり、国家の意に背く行為として問答無用で糾弾され、ゆえに不正義・犯罪となるのです。

かつて1986年の秋、「スパイ防止法を支持す

る法律家の会」なる団体が結成されたことがあります。同法立法の動きに反対した日本弁護士連合会（日弁連）をはじめとする反対勢力の盛り上がりに対抗して結成されたらしく、日弁連宛に公開質問状を出しました。

「スパイ防止法は国家の存立そのものを守るのが目的である」

「（国民の知る権利も）国の安全と独立が確保されてこそ存立し得る」

「我々は祖国と同胞を裏切る、このような貴会の政治運動をこのまま放置することは、必ずや国の将来を誤り、我が国の安全、存立を危うくする結果を招来するものであると確信する」

——等々とまくし立てられると、半分くらい一理あるかなと思えてくるかもしれません。人は群れて生きる動物であり、群れを裏切る行為へは本能的に身構え、捕えて罰を与える、のかもしれません。

一步引き、スパイを捕えるのは国を守る正義だとして、スパイ呼ばわりされた事件の千に三つは本当に国を裏切り、国を売るものだったのかもしれません。

人と人であれ、群れの中であれ、裏切りはいけません。本当に裏切ったのであれば制裁を加えるのもまた正義なのかもしれません。

ですが、問題はこの先です。仮に厳正なるスパイ防止法が出来たとして、それが厳正に運用されるかというと、限りなく否、です。スパイか否かを人が厳正に見分けるのは至難です。

そしてもっと問題なのは、この過程で限りなく冤罪をつくることです。千に三つを罰し、あるいは防止し得たとして、九九七の冤罪をつくるのがスパイ防止法の実相です。

人と人であれ、群れの中であれ、裏切りのない関係を築くには共に信頼関係を養い、強くする以外にはあり得ません。制裁を加えたり、脅したりして防げるものではありません。

しかも国を守ると称して、どれほど多く国の中の信頼関係を壊してきたことか。心を壊してきたことか、この冊子の訴えたいことは、そこ

へ行きつきます。

* * *

混沌の中でも視点を立て、そこから一步を進むことが大事です。本会を立てるにあたって、改めて、そのことを考えました。

それは宮澤弘幸の立ち位置に立ち返ることでもあります。思いを鎮め、宮澤弘幸が身を処するにあたって思いの芯にあったのは何だったのでしょうか。耳を澄ましてみましょう。

それは

一、北海道大学の学生として、退学処分を受けるようなことはしていない。

一、したがって退学届を出すなど、考えたこともない。

——です。

これが北海道大学の学生としての宮澤弘幸の視点であり、原点にほかなりません。

幸い、こちらは同じ仮説であるとしても、裏付けとなる痕跡や手がかりが残されていることは、本冊子でも明らかにしています。

したがって、まず北大当局には

一、戦中および戦後にとった宮澤弘幸に対する説明のつかない処置を大学として撤回し、

一、宮澤弘幸が北海道大学の学生であることを確認し、

一、一連の誤った処置に対し本人および遺族に謝罪するよう求める

——ことになります。

これが一歩であり、同時に、レーン夫妻とその家族、宮澤弘幸とその家族、そして取り巻く共同体を巻に始めた軍機保護法を、いかなる形であれ再来させない覚悟と行動を組むことが大事と考えるに至りました。

極めて特異な形で現れた冤罪事件の謎は謎として、今後も、とことん究明活動を続けると共に、この謎も含めて事件の真相を広く知つもらうことで2度と冤罪を起させない世の中にと願う次第です。



◆序文 権力の暴走を阻むために
専修大学文学部教授 藤森 研

私たちは、権力という言葉をよく使う。普段の生活の中で権力を実感する機会は少ないが、たとえば戦時中や戦争へ向かうとき、権力はその本性を現し、国策（戦争）に反対する市民に對して牙を剥く。圧倒的な組織力と金、強制権限を用い、『合法的に』市民を牢に閉じ込め、『合法的に』市民を殺す。そうした権力の暴走の一手段が情報に対する統制である。

この本の主人公である北大生の宮澤弘幸さんや、その先生のレーンさん夫妻らが、アジア太平洋戦争開戦の日に検挙され、懲役15年などの重刑を受けたのは、当時の軍機保護法ゆえだった。これは当時の国家秘密法（情報統制法）であり、日中戦争が始まった1937年に改正・拡充されている。

いったん強力な情報統制法ができてしまえば特高警察や刑事司法という権力が、戦争遂行のため、立法時の歯止めをいかに簡単にかなぐり捨てて不条理な適用を市民の身に加えるか、最悪の実例の一つがこの事件である。

本書は第一部、第二部と資料編に分かれている。宮澤・レーン事件に初めて接する読者には事件の発端から始まる第一部、冤罪であること

を検証・分析する第二部、そして資料編へと順に読み進まれるといいだろう。

同事件について、すでに朝日新聞の連載「スパイ防止ってなんだ」や、故・上田誠吉弁護士による『ある北大生の受難』『人間の絆を求めて』の両著書などを読まれた方は、資料編の軍機保護法全文や一審判決と上告審判決全文を読まれてから、本文に入られるのもいい。

なぜなら本書の最大の特長は、判決全文などの資料の掲載と、その検証・分析を詳細に提示したことだからだ。

埋もれていたこの事件を本格的に調査し、世に出した故上田弁護士の両著書は、上告審判決などに拠りつつも、それらは部分引用にとどめ事件全体の流れをドキュメンタリーのように読みやすく記述したものだ。本書の第一部は両著書の成果を踏まえている。

一方、本書の第二部と資料編は、判決などの資料全体を可能な限り生の形のままで公にし、それを分析していく。決して煩瑣ではない。資料原文を読むことによって、起訴の内容や有罪判決の異常さ、無理な解釈が手に取るようにわかり、さらには当時の空気の一端も知ることができる。

細かいことだが、ハロルド・レーン氏の弁護人は「今ヤ帝国ハ 御稜威の下 皇軍将兵ノ奮戦ニ依リ」などと言わずもがなの恭順姿勢を示し、主張も腰が引けていること、レーン夫人には弁護人さえ付いていなかつたことも、よくわかる。それに比べ、上告審判決で要約されている宮澤さんの弁護人による上告趣意書の内容は一審判決の綿密な分析に基づく論理的な反論、被告人を何とか守ろうとする熱意も伝わって来て、読みごたえがある。

ただ、第二部で本書の筆者はこの上告趣意書について「外形事実を認めた上で個別に部分破毀を求め、かつ全体としては強く情状酌量を求める構造となっており、全面冤罪を訴えて貫いた被告人・宮澤弘幸の意志とは必ずしも一致していない」と判断している。

こうした弁護評価についても上告審判決全文を読むことによって読者それぞれに考える材料が提供されている。

第二部は、各被告人に対する判決を横断的に比較するなどの手法で、新しい観点から有罪判決の不当性を筆者自身が分析したもので、論理性に富み、さらに読みごたえがある。

筆者は第一部において、軍機保護法改正案を審議した帝国議会で慎重な運用が軍当局から繰り返し約束され、「軍事上の秘密」を厳しく限定する付帯決議も付けられたこと、それらによって改正法が全会一致、原案通りに可決した経緯を跡付ける。だが、それらの答弁や付帯決議が、警察や司法当局による法適用の段階に至ってどれほど無視されたのかを、第二部で実証的に分析して、明快だ。

統制法規というものは、人権に配慮するかのような美しい装いをまとめて成立するが、成立した途端に臆面もなく装いを脱ぎ捨てて独り歩きをし始めることが、この事件ではっきりわかる。

2013年12月、自民党の安倍晋三・第二次政権は、防衛、外交などの国家秘密の漏えいに重罰を科す「特定秘密保護法」を、野党や多くの国民の反対を押し切って強行可決した。続いて2014年7月、やはり多くの国民や野党の反対を振り切り、歴代政権の憲法解釈を放擲して、集団的自衛権の行使容認を閣議決定した。「海外で武力行使できる国」への転換である。

特定秘密保護法案の文言の微調整による成立過程や、集団的自衛権行使容認のため「限定性」が強調されて閣議決定に至った経緯を見れば、まるで同じ筋書きを見せられているようだ。

今から73年前、眞面目で行動的な学生にすぎなかった宮澤さんや、クエーカー教徒で徹底した平和主義者だったレーンさん夫妻の身にふりかかった恐ろしい出来事は、決して昔話とは言えない状況が、いままた現出しつつある。

この時期に、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」によって、秘密立

法がいかに危険な独り歩きをするものかを、実証的に明らかにした本書が世に出ることには切実な意義がある。

それにしても思うのは、今から30年前の1980年代、中曾根政権下で国家秘密法案が浮上した時には日弁連、日本新聞協会、野党、市民たちの一致した長期の反対運動が、ついに法制定を断念させた。

それなのに、国家秘密法案の再来と言うべき特定秘密保護法案が出された2013年末には、反対運動はあっという間に押し切られ、法が成立してしまった。なお粘り強い廃案運動が続けられてはいるものの、この30年間の変化とはいつたがいい何だったのかを、考えずにはいられない。

直接には、安倍政権に人為的な多数議席を与えることになった衆院への小選挙区制導入を90年代初めに許したことが大きかった。その背景には、冷戦の終焉と戦後革新陣営の退潮、保守リベラル勢力の減退などがあった。

読売、朝日など大手新聞の論調の分裂もこの30年間に進んできた。中国の台頭や北朝鮮の核・ミサイル実験もあり、反中・嫌韓の声の突出やネットウヨの出現など、社会の一部に意識変化も見られる。何より戦争を知る世代が次第に少なくなってきた。

しかし、日本の戦後社会の幹の部分までが変わってしまったとは到底思えない。特定秘密保護法に対しても、集団的自衛権行使容認の閣議決定に対しても、世論調査では多くの人々が反対の意思を表明している。

大手紙の二極分化も、全国の地方紙にまで目を広げれば、社数で八割以上の新聞社が今も憲法擁護の論陣を張っている。世論調査で「憲法九条」の改正について聞けば、変わらず反対が人々の多数意見である。

暴走気味の安倍晋三氏は、国会では多数派でも国民全体の中では少数派なのだ。多くの人々が腰を据えて平和と民主主義を大切にし続ければ、状況はまた変わっていくに違いない。そのための、小さいけれど確かな一石が、本書だ。

◆目次

【第一部】冤罪の真相

第一章 仕組まれたスパイ冤罪

事件の発端—12月8日の一斉検挙／事件の外形—権力の描いた構図／狙われた異端—心の会／断罪は冤罪—拷問と自白／暗黒の裁判／軍機保護法

第二章 引き裂かれたエルムの師弟

宮澤弘幸の生まれと育ち／レーン夫妻の人となり／その生きた時代／北大の対応／相被告の消息—渡邊、丸山、黒岩、石上／北大の外国人教師と後裔

第三章冤罪—底のない残虐

獄中の宮澤弘幸／奈落のレーン夫妻／戦後、そして無念の死／師弟の絆も阻む／母親・とくの涙／妹・美江子の苦しみと光／弟・晃の悲運／裂かれた愛—高橋あや子／岳友マライ一二の怒り

第四章 戦争も秘密もない世へ

戦争の時代／戦争とスポーツ／秘密保護法廃棄へ

【第二部】犯罪事実（冤罪事実）の条条検証

第一章 探知の部

第二章 漏泄の部

冤罪の構図

再審（名誉回復）と顕彰—あとがきに代えて

資料編 判決全文／軍機保護法全文／関係年表

【北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会】

◆再審（名誉回復）と顕彰

—あとがきに代えて

再審は難しい。それが、弁護士・上田誠吉さんはじめ、本件・冤罪に関わってきた法律家たちの共通理解です。理由は「証拠」が消されていること、です。

既に本稿で検証したように、国家権力が有罪の証拠として法廷に出したのは被疑者の「自白調書」「予審訊問」だけでしょう。これらは全

て廃棄され、さらに公判記録も、一審判決も（渡邊勝平、丸山護の分を除いて）廃棄されています。これら法廷で扱われた一切の「証拠」「証言」を抜きにして白紙、更地から「スパイではない（軍機保護法等違反の事実はない）」と所定の法手続きに沿って再審を請求するのは、確かに至難と同意せざるを得ません。

半面、かろうじて残された大審院判決の本体原本と、不完全ながら掘り起こされた一審判決の書写によって国家権力が仕立てた「事件の全体像」と、これに対する被告・弁護団の反論・反証の大要は明らかとなっています。

つまり、「事件」の全体像は見えているのです。検察の仕立てがいかに粗雑、乱暴であるか、被告・弁護団の論旨がいかに級密で論理立っているか、本稿でも明らかにできたと思います。

実は、本書の願うところも、ここにあるのです。再審が法手続きの上で無理だとしても、実質、民衆法廷のような場で、国家が仕立て上げた「事件」が「冤罪」であったと証明し、国家をして2度と同じ罪を犯させないように断罪する。それが可能なのではないか、そのための「準備書面」あるいは「再審請求書」たるの思いを込めての一書です。

名誉回復の願いでは、別にもう一つの側面があります。冤罪の被害者たちの、冤罪を闘い抜いた生涯の顕彰です。中でも「戦争への破壊工作が罪とされた」と総括して、事実上獄死した北大生・宮澤弘幸の北大生としての名誉回復を実現させたい、そう念願しています。

宮澤弘幸ら被害者に、北大当局が何ら手を延べなかつたこと本稿に検証した通りです。そして、その姿勢は戦後も引き継がれ、北大構内で起きた冤罪事件とその被害者を無視してきました。北大が冤罪の事実を北大史の中に記載したのはようやく2001年発行の『北大の125年』が最初であり、それも10数行のことです。

それでも記述に踏み切ったのは、1980年代における「国家秘密法」阻止の運動をはじめ、世の目があつたからでしょう。

そして遅ればせながら、北大内部からの調査の機運も生まれ、『調査報告=宮澤弘幸・レン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考——北海道大学所蔵史料を中心に——』（『北海道大学大学文書館年報・第5号』所載2010年3月刊）が発表されるに至っています。

ただ、この調査も、同大学文書館長の逸見勝亮が一学究として調査・発表した形をとったもので、冤罪に言及するくだりも、上田誠吉・弁護士の著作をなぞるに止まっています。この報告にして2010年代に入ってのことでした。

この姿勢に強い刺激を差し込んだのが、2012年10月の遺族による「北大生・宮澤弘幸のアルバム寄贈」です。宮澤弘幸のアルバム類は検挙の際に多く押収されたり破損されたりしたのですが、事前の機転で大事な何冊かを友人らに預け置いたものが遺族の手に戻り、これを妹・秋間美江子さんの手から北大当局に寄贈するはこびとなつたのです。

これを聞いた、のちに「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」（以降=「真相を広める会」）の代表を務めることになる山野井孝有が、「アルバム寄贈だけで、美江子さんの苦惱が消えるわけではない」と直感し、「もし北大がアルバム寄贈を受けるなら、弘幸さんの退学処分を取り消させるべきだ」と踏み込み、秋間さんも本心を開いて納得しました。

この寄贈によるアルバムは北大副学長・新田孝彦教授らに手渡され、秋間さんは「両親は当時の総長に何度も息子を救って欲しいと訴えたのに何もしてくれませんでした。私は悔しいのです」と改めて胸の内を訴えました。

続けて山野井孝有は「大学として正式に調査し、退学処置を撤回し、名誉を回復して欲しい」と駄目を押し、北大も、「さらに客観的資料を集めて調査したい。大学の企画展などでアルバムを公開し、学生に広く伝えたい」と約束、この状景は、同席した新聞記者らによって広く全国に報じられました。

同時に、「真相を広める会」結成の機運が起

こり、翌2013年1月29日、札幌集会での発足となりました。折から、2012年師走の総選挙で多数を占めた自民・公明両党は、「憲法改悪」「集団的自衛権行使」を掲げて暴走する安倍内閣を発足させています。1980年代の国民運動の高まりで鳴りを潜めていたスパイ法もにわかにうごめき始めたのです。

会則の「目的」では北大に宮澤弘幸の名誉回復を求めると共に「2度と国家による非道が起らぬようするため秘密保全法の立法策動を阻止することを目的とする」を高く掲げました。会には、スパイ冤罪事件に关心を持ち、安倍内閣に危機感を持った有志たちが結集、会員はいま304人に達しています。代表には山野井と共に上田弁護士の調査を手伝った在札幌の山本玉樹が就いています。

運動は山坂ですが、一つ一つ成果も積んでいます。対北大では、初めはなしのつぶての連続でしたが、やがて「退学願」など、実質、名誉回復にかかる学内資料の洗い出しと、その報告書（『北海道大学大学文書館年報。第9号』）の刊行を見るに至り、その延長で「宮澤記念賞」創設の回答を得るに至っています。

名誉回復の明言、冤罪を無視してきたことへの謝罪はないものの、名誉回復と顕彰に一步踏み込んできたことは明らかでしょう。「真相を広める会」としては、この「回答」を客觀化する場を持つよう求め、5月7日に実現しました。

この席では、総長から一任されたという副学長・三上隆教授が出席。冤罪と認識したうえでの「宮澤記念賞」であると明言、また「大学文書館年報・第9号」の記述が大学見解に準ずることも認め、その上での諸施策であることを明言しました。

同時に、「真相を広める会」として、かねて提起してきた「顕彰碑」の建立地として、北大構内の外国人教師官舍跡を無償提供してくれるよう正式に要請しました。

この「顕彰碑」は、冤罪を闘い抜いた人、その心を前うしろから守り続けた人たちを顕彰す

る証しです。官舎跡は本稿本文で紹介した「心の会」の記念地です。顕彰碑の建立地として最もふさわしく、しかも小さな林となって残っているのです。北大における名誉回復と顕彰を全うする文字通りの礎となるでしょう。

時流は厳しく対峙しています。安倍政権は、国会多数をかさに秘密保護法に続き「集団自衛権行使」の閣議決定を強行するなど「戦争の出来る国」へと舵を切り込み、しかし「平和に生きよう」と願う人たちが理を尽くし情を新たにたゆまず頑張っています。

今回、本書は、このような状況の中での刊行でした。思えば本会結成から、さまざまな偶然の出会いのスタートでした。その一つ一つは割愛しますが、大げさに言えば歴史の必然だったのかもしれません。偶然を引き寄せ、あるいは

直感的に見抜く感覚と良心を持った人々に出会えたことを嬉しく思います。佐藤恭介さんはじめ花伝社のみなさんに感謝です。

秘密保護法、解釈改憲の先には憲法九条改悪と戦争への道が間違いなくうごめいていると恐れます。施行を阻上し廃棄への道を開かなければなりません。

最後に、わたしたち「真相を広める会」の代表・山本玉樹の言を紹介して、「あとがき」に代えさせていただきます。

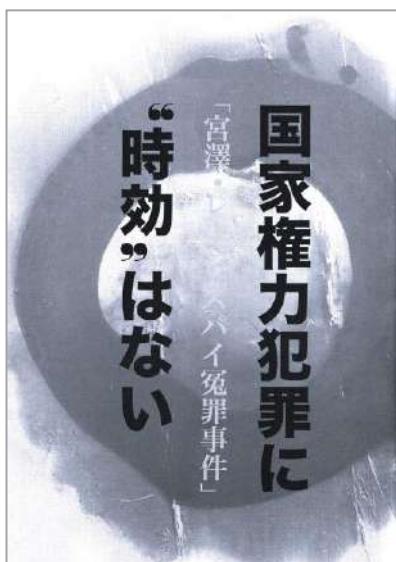
平和と真理について

Be Ambitionsでなければならない。

真理を壊す者に対して

闘っていかなければならない。

◆
2019年10月1日 発行



◆はじめに

右上の写真は、ビデオ『レーン・宮澤事件—もうひとつの12月8日』のラストシーンからの一部である。映像は、1943（昭和18）年10月21日に、雨の神宮外苑競技場で行われた出陣学徒壮行大会で、学生服姿で銃を肩に行進する学

生たちの足元をとらえており、右下の写真は50年後の1993年10月、防衛大学学生の分列行進での表情をとらえている。

キーワードは、

「大きな曲り角に立っている」——。

このビデオが制作された1993年からあつという間の26年、いま、日本は既に曲がり角を越

え、戦争への道に踏み出しているのではないか。こう思いを正した時、じっとしているわけにはいかない。

では、何を、どうすればよいのか。

本会は2018年1月、『国家権力犯罪を糺す 宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録』を刊行した。

その冒頭には「国家権力犯罪を糺し、新たな運動を巻き起こす一助に」と記している。

いま、「新たな運動」が問われている。たしかに運動は起こっている。だが広がらない。そこには運動に加わらない、いや無視、無関心と思える巨大な層が浮遊している。さらには、もっと困った層が浮上している。先の大戦で骨の髓から思い知った平和の尊さを基盤に築き上げた価値観、行動規範を根底から否定し、はなから敵対してかかる、もっと乱暴で危険な層だ。

分断、二極化を煽る危険で無責任なキーワードが横行している。だからこそ愚直を思い返したい。いまこそ愚直から始めたい。

国家権力犯罪に「時効」はない。この決意を新たに、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」とは何だったのか、そこに顕れた国家のありようを、徹底追及し共有していかなければならない。真相を阻む闇を糾し、共有の輪を一輪でも二輪でも広める中で分断・二極化をはかる壁を崩し、その結集力をもって国家権力そのものありようを根源から正し、二度と国家権力犯罪を起こさせないよう、国家としての謝罪と賠償を厳に求める。この展望のもと、その一歩たる本冊子をとりまとめた。

◆巻頭メッセージ

悪法の「いわれいんねんの、いちぶしじゅう」を源に遡って知り抜き考え方抜くことが今求められる

荻野富士夫（小樽商科大学名誉教授）

戦前の国家権力犯罪の国家権力犯罪たる所以

は、社会を変革する社会運動・意識をほぼ完全に封じ込め、戦争遂行の障害とみなした言動・信仰をえぐりだし、人々の平穏な生活を破壊しつくしたことがある。

それは治安維持法や軍機保護法などの法律を武器として、警察の検挙取調べから検察による起訴をへて、天皇の名による裁判によって断罪されていった。この悪法による支配は、日本国内だけでなく、植民地、かいらい国家、軍事占領地域にもおよんだ。

敗戦、そして占領によってこの国家犯罪はようやく停止され、一部の責任追及はなされたものの、多くは曖昧なままにされた結果、国家権力犯罪をかたちづくっていた治安法令・治安機構・治安理念は「民主化」された戦後に継承された。

その兆候をいち早く感じとった弁護士の能勢克男は、自らの戦時中の治安維持法体験（1938年に週刊『土曜日』の発行責任者として検挙され、懲役2年・執行猶予2年の刑を科された）と重ねて、著書『人民の法律 現代史のながれの中で』（1948年）において、次のように記している。

治安維持法のごとき法律を、いったい、どういって合理化することができるのだろう。私たちはぜったいに、ていさいのいいことに、だまされるわけにいかない。……そういう法律の多くは（この前で新聞紙条例・治安警察法・国防保安法に言及——引用者注）、いま、すでに、すがたを消した。けれども、そういう法律が、どうして、どんなにして、つくられたか。どんなに法律としての力をふるって、人民を苦しめたか。——そのいわれいんねんの、いちぶしじゅうを、みなもとにさかのぼって、私たち人民が知りぬき、考えぬいていないということは、危険きわまることだ。もう一度、そういうことが何かにまぎれて、おこって来ないとは、だれもいえない。いや、そういうことは、何度も、まきかえし、くりかえし、おこって来る。

この予測の通り、占領下の団体等規正令や占領目的阻害行為処罰令を継承する破壊活動防止法が、「治安維持法の再来」として講和発効後の1952年7月に成立していく。また、レッド・ページが猛威をふるいはじめる。その後、思想検察の最も中枢にいた人物池田克が、公職追放解除後、最高裁判所裁判官となっていく。こうして戦後治安体制が確立された。

これらを招いた一因は、治安維持法や軍機保護法の「そのいわれいんねんの、いちぶしじゅうを、みなもとにさかのぼって、私たち人民が知りぬき、考えぬいていない」ことに求められるのではないか。大変に遅ればせではあるが、それらが悪法であった「いわれいんねんの、いちぶしじゅうを、みなもとにさかのぼって」、知りぬき、考えぬいていくことが今こそ求められている。

宮澤・レーン事件を深く知り、語り継いでいこう／「繰り返してはならない過去」に真摯に向き合おう

植村 隆
『週刊金曜日』発行人・
韓国カトリック大学客員教授

朝日新聞記者だった2009年、私は北海道報道部へ転勤した。海外特派員を歴任し、東京本社外報部勤務だったが、坂本龍馬の子孫たちが北海道へ渡った話を取材したいと思い、転勤の希望を出していたのだ。

龍馬に子供はいなかったが、甥の自由民権家・坂本直寛が一家を引き連れて、北海道へ移住した。子孫たちの人生を『北の龍馬たち』というタイトルで60回、連載した。

その中で、直寛の孫の山岳画家・坂本直行のことを書いた。その物語に、北大予科生・宮澤弘幸が出てくる。

1940年1月、日高山脈ペテガリ岳の厳冬期初登頂を目指した北大山岳部のパーティが雪崩に

遭い、8人が死亡した。イタリア人で北大留学生のオスコ・マライニはパーティに合流する予定だったが、娘の発熱で遅れて出発し合流できなかった。登山家でもあったマライニは遭難に心を痛め、重いテントを持参しなくても雪のブロックでつくれるイグルーの公開実験を手稻山で行い、成功した。それを1940年2月4日の北海タイムス（現・北海道新聞）朝刊が伝えている。友人として実験に参加したのが、宮澤弘幸だった。

1943年1月、北大山岳部は再びペテガリ岳に挑戦。登頂メンバーは、マライニ式のイグルーをつくって、厳冬期初登頂に成功した。

宮澤は山岳部ではなかったが、新たな登山技術に挑戦しようとする冒険好きの若者だったことがよく分かる。「冤罪」に巻き込まれながら、どんなに活動的で豊かな人生を送ったことだろうか。

宮澤の名誉回復を訴える「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」が結成された頃、何度か記事を書いた。しかし、「道はまだ半ばだ」ということを痛感する。

私は1991年8月に韓国元日本軍慰安婦が証言を始めたという記事を書いた。女性は私の記事の3日後に「金学順（キム・ハクスン）」と実名を明らかにして、被害体験を告白した。それがきっかけで、慰安婦問題が戦時性暴力として国際的な問題になった。ところが、私の記事は2014年2月6日号の『週刊文春』で、「捏造」と攻撃された。西岡力氏や櫻井よしこ氏が私の記事を繰り返し「捏造」と非難し、私は激しい「植村捏造バッシング」に巻き込まれた。大学教授に転職する予定だったが、「捏造記者」を教授にするなど訴える電話やメールでの抗議が相次ぎ、転職はだめになった。

宮澤とは時代も立場も違うが、私もまた「冤罪」に巻き込まれた形だ。以来、私はこの「捏造バッシング」と、言論や法廷で闘い続けていく。

◆目次

- 1, 国家権力犯罪を糾し、
 新たな運動を巻き起こす一助に
- 2, 北大「スパイ冤罪事件」の被害者
- 3, 国家に捏造された罪と罰
- 4,冤罪の加害者は国家権力
- 5, フオスコ・マライーニの果たした役割
- 6, 北海道大学の戦前と戦後
- 7, 正確に伝えたい事項
- 8, 記憶し、記録し、伝えるべき
 『冤罪の惨跡』
- 9, 「戦争への道」を許してはならない
- 10, 国家権力犯罪に『時効』はない
あとがき
- 参考文献

◆あとがき—国家権力犯罪への反撃を目指して

映画「主戦場」を観ました。「歴史修正主義」と言われる人たちが、都合の悪い歴史を否定して、時に笑顔を交えながら堂々と語るアップの表情。これは異常です。「修正」とは「よくないところを直して正しくすること」（広辞苑）です。そうであるならば、彼等の言動は絶対に修正ではありません。むしろ「歴史捏造改竄主義」と言うべきではないでしょうか。

元文部事務次官・前川喜平さんの講演で、アメリカのホロコースト記念館に「14のファシズムの初期兆候」が掲示されていることを知りました。それは、政治学者のローレンス・ブリット氏が2003年に書いた文章がベースになっていて、ブリット氏はヒトラー（ドイツ）、ムソリーニ（イタリア）、フランコ（スペイン）、ピノчет（チリ）ら「ファシスト」と呼ばれた指導者の政治を分析して、共通項をまとめたのだそうです。

その14項目とは、

- ① 力強く絶え間のない国家主義の宣伝
- ② 人権の軽視・蔑視

- ③ 国民統合のための敵づくり
- ④ 軍隊の最優先
- ⑤ 女性差別のまん延
- ⑥ マスコミの統制
- ⑦ 安全保障強化への異常な執着
- ⑧ 宗教と政治の結託
- ⑨ 大企業の保護
- ⑩ 労働組合の弾圧と排除
- ⑪ 知識層と学問に対する蔑視
- ⑫ 警察による取り締まりと懲罰の強化
- ⑬ 身びいきと汚職のまん延
- ⑭ 詐欺的な選挙

——です。

ほとんどが安倍政権に当てはまります。日本はすでにファシズムの段階に入っているということになります。異常が日常の隅々にまで浸み込んでしまっているのが現実だと言えます。

安倍政権は、秘密保護法から共謀罪法までを強行成立させ、戦前の治安維持法、軍機保護法以上の弾圧体制を構築しました。それと並行して、集団的自衛権行使閣議決定から安保法制＝戦争法を成立させ、その最終段階として現憲法を「みっともない憲法だ」「押し付けられた憲法だ」と罵倒し、9条を骨抜きにしようと画策しています。

国民にゆだねられた国家権力の暴走を抑える規範である憲法を公然と罵倒する政権が、改正しようと言い出す資格があるでしょうか。加えて、嘘・隠蔽・改竄政治を強行して恥じない政治姿勢です。さらに言えば、日本の憲法を踏みにじり、日本の軍事占領を許している日米安保体制に対して、一言も改正を提起しない政権が改正する憲法の行きつく先は、対米従属の完全な固定化につながることは間違いないのです。

こうした異常事態にいかに立ち向かうか、です。「大逆事件」で幸徳秋水らが処刑された1911年1月24日の8日後、（旧制）第一高等学校で演説した徳富蘆花は、弾圧を恐れず政府を堂々

と批判しました。

諸君、幸徳（傳次郎=秋水）君らは時の政府に謀反人と見なされて殺された。諸君、謀反を恐れてはならぬ。謀反人を恐れてはならぬ。自ら謀反人となるを恐れてはならぬ。新しいものは常に謀反である。

「身を殺して魂を殺すあたわざる者を恐るるなれ。」肉体の死は何でもない。恐るべきは靈魂の死である。人が教えられたる信条のままに執着し、言わせらるるごとく言い、させらるるごとくふるまい、型から鑄出した人形のごとく形式的に生活の安を盗んで、一切の自立自信、自化自発を失う時、すなわちこれ靈魂の死である。

我らは生きねばならぬ。生きるために謀反しなければならぬ。

（ちくま近代評論選「謀反論」から）

*

現憲法は、1947年5月3日に施行されました。当時の文部省は中学1年社会科の教科書として「あたらしい憲法のはなし」を発行しました。その最後にこう書いています。

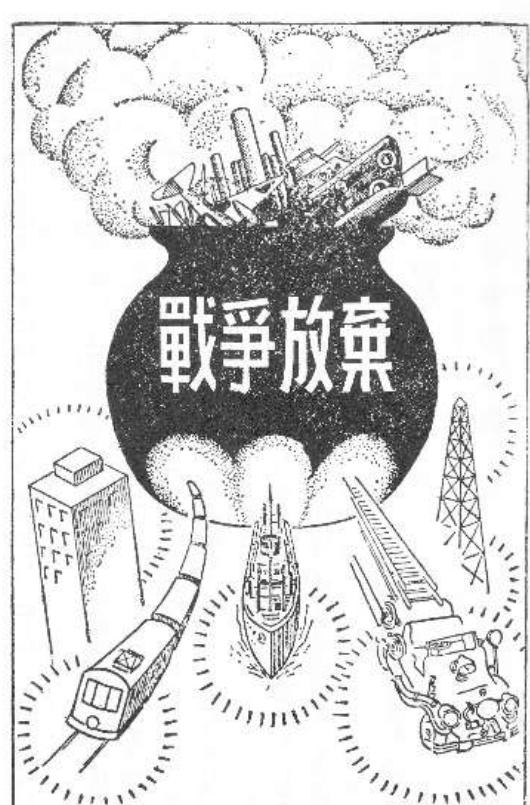
憲法は、國の最高法規ですから、この憲法できめられてあることにあわないものは、法律でも、命令でも、なんでも、いっさい規則としての力がありません。これも憲法がはっきりきめています。

このように大事な憲法は、天皇陛下もこれをお守りになりますし、國務大臣も、國会の議員も、裁判官も、みなこれを守ってゆく義務があるのです。また、日本の國がほかの國ととりきめた約束（これを「條約」といいます）も、國と國とが交際してゆくについてできた規則（これを「國際法規」といいます）も、日本の國は、まごころから守ってゆくということを、憲法できめました。

「まごころから守っていく」——。何とも清々しい表現ではないでしょうか。今こそ、憲法の原点に立ち戻って、進むべき方向を探り出す時だと考えます。

そんな現実と向き合うなかで、本冊子の発行を思い立ちました。宮澤・レーン・スパイ冤罪事件が国家権力犯罪である以上、多くの同種事件とともに、「国家権力犯罪に『時効、はない』との視点を再確認して、国家権力の悪辣さを告発し、謝罪させ、2度と繰り返させない世論と社会の確立を目指したいと考えます。

もとより本会に運動の中核を担う力量はありません。しかし、国家権力犯罪と闘っている諸団体・個人と連帯して、可能な行動に参加していく決意は持ち続けていきたいと考えます。



◆2020年12月1日発行



◆はじめに

2020年は、マッカーサー書簡（指令）を端緒とするレッド・ページ弾圧から70年の節目にあたる。宮澤・レーン夫妻スパイ冤罪事件の真相究明から「国家権力犯罪に『時効、はない』」を掲げ、連帶を呼びかける中で「レッド・ページ反対全国連絡センター」の運動と行き合ったのがきっかけになる。

同センターは、60周年、65周年と節目ごとに再結集の取り組みを重ねると共に、戦後最大とされる人権侵害・被害者の名誉回復と国家賠償を求める運動の中心となっている。

しかしながらその運動は転機にも直面している。同センターの資料によると現状は以下の通りになる。

全国で3~4万人と推定されるレッド・ページ被害者たちは、各地で裁判闘争、地労委・中労委闘争で闘ったが、2、3の例を除き敗訴となつた。最高裁は、1952年4月2日、共同通信解雇に絡む仮処分申請・特別抗告で「（マッカーサー書簡には）すべての国家機関並びに国民に対する指示でもある」との、超法規決定を下し、司法の場での救済請求は不可能となつた。

だが、運動は粘り強く継続されている。レッド・ページ50周年の2002年11月3日、レッド・ページ反対組織の連絡組織として「レッド・ページ反対全国連絡センター」が結成された。一時、組織的困難に直面したが、2005年5月30日、全国の被害者の期待と要望を受けて総会を開催して活動を再開、現在にいたっている。

国家権力は、レッド・ページ弾圧の過ちが明白であるにもかかわらず、今にいたるも被害者の要求に応えようとしない。

弾圧被害者たちは、高齢化が進み、生命絶える日が近づいている。70年にしてなお応えない国の破廉恥に怒りを覚えると同時に時間の切迫に思い締め付けられる。

この認識を基に、本稿では、新聞界（報道界）におけるレッド・ページに重心を置く。それは右「全国連絡センター」の運動の中に新聞界での運動が影すらもないことに愕然とし、いまなお、新聞界には国家権力の非を糺そうとする意欲さえもが見られないことに、半生を新聞界で過ごした者として忸怩をおぼえた。

少し調べてみて、すぐに余りの不甲斐なさを知らされる。弾圧が起きた1950年7月28日、最初の刃が新聞各社（通信・放送含む）に振り下ろされたにもかかわらず、各社そろって一片の抵抗もなく、まるで他所事のごとく、紙面の片隅にベタ記事を載せてやり過ごしている。

憲法第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

なかんずく良心の自由は、戦争放棄と共に日

本国憲法の眞髓中の眞髓といつていい。

さらに忸怩は、新聞経営者が唯々諾々と伏したのみならず、労働組合（新聞・通信・放送）が、ごく一部を除いて、軒並み世紀の弾圧を先を競うかのように容認し、仲間である被害者を切り捨てた。

さらにさらに、労使共々70年を経てなお正面から向き合っての総括すらしていない。これは到底やり過ごせることではない。新聞界ではいったい何が、どうして、なにゆえに、この無様に至ったのか、その経過すらが埋め込まれたままにある。

おりから、被害者である先輩・鳶信正（当時、毎日新聞政治部記者）の著書と裁判陳述書が見つかった。同・三上正良（同）の追悼集が手に入った。同・土井正興（同・販売部員）の自伝風著作も現れた。小林登美枝（同・毎日グラフ）には、わずかながら毎日新聞の社史『「毎日」の3世紀』に記述があり、本人による著作、寄稿や断章等が出てきた。いずれも故人となって年月を経ているが、遺された史料は当時のままに無念を訴えている。

さらに、毎日新聞労使以外では、朝日新聞における部厚の「証言録」など、気合を入れて記録に努めた著作が多々あることも分かった。ただこれら論考も個別企業あるいは組織の枠にとどまったものが多く、新聞界全体を視野にレッド・ページの核心に迫った文献となると、いま一つの観いなめない。

本稿では、この視座に立ち、まず毎日新聞を対象に切り込むことにした。本稿に関わる有志が、かつて毎日新聞労働組合に所属していた縁から、ある程度の自信と責任をもって踏み込めると思い込んだことによる。

そこで毎日に関しては残存する資料の全てを集めきり、さらには新聞界にかかる資料を集められるだけ集め、「総資料総目録」を担えるよう努めた。

編纂作業の主体は「真相を広める会」の事務局が担い、併せて自由な場での議論も重ね、その成果も収録した。

本稿が契機となって、さらなる発掘、検証が進み、戦後最大の良心侵害・人権侵害を解決し、事件を総括する一端となつて寄与するよう念じてやまない。

【注】

- ・鳶信正の著書=『自処超然』。副題に「一生貫いた反骨・反逆精神」とある。自伝風の隨想から戦時中に書いた記事、資料、そして書下ろしからなる。1996年2月1日、鳶ネットワーク刊。
- ・三上正良追悼集=『信念のジャーナリスト 三上正良』。友人、知人ら37人の追想、追悼文のほか、三上自身が書き遺した断章も収録。1994年12月1日発行。編集刊行は三上正良記念会。
- ・土井正興の著書=『生きること学ぶこと』。専修大学教授当時の受講学生ら後進にむけ、自身を教材として書き出したものだが、自伝風の著作となった。1980年4月発行。三省堂刊・三省堂選書。
- ・小林登美枝の記録=本人の著作等のほか。『「毎日」の3世紀』下巻、遺族編纂による『21世紀へつなぐ言葉』、没後10年のつどいを記録した『平塚らいてうの会紀要』第7号など。旧姓・鷺沼での表記も。
- ・朝日新聞証言録=『1950年7月28日 朝日新聞社のレッドページ証言録』。朝日新聞社レッドページ証言録刊行委員会編。解雇された被害者はじめ66編の「証言」からなる。1981年7月、晚聲社刊。

◆目次

「レッド・ページ」の定義

第一部 追放の事実

発端／7月28日の新聞社／7月28日の前夜／7月28日の4日前／7月28日の2カ月前／新

聞協会が下請け全国行脚／語るに落ちた内幕
第二部 追放の被害者

第一章 追放された人間像

鳶信正／三上正良／土井正興／小林登美枝

第二章 被害者の反撃

言論弾圧反対同盟／裁判所へ、仮処分申請
／鳶信正陳述書

第三章 権力に加担した労働組合

7.28 に至る背景／7.28 の労働組合／毎日労組に見る労働組合の本音／読売新聞の場合／新聞労連の初仕事／朝日新聞の場合／共同通信の場合／共産党の無為無策

第四章 一步、そして一步

法による究明／解雇後の鳶信正／解雇後の三上正良／解雇後の土井正興／解雇後的小林登美枝

第三部 論点提起

第一点 いつ始まり、いつ終わったか／第二点 仕掛けたのは何処の誰か／第三点 新聞は何を書き、何を書かなかつたのか——新聞と新聞記者の責任／第四点 連帶

第四部 全体の到達点と人権救済活動

埋もれた被害者／全国連絡センターに結集
鈴木章治／到達点と人権救済活動=①名誉回復・補償の必要性と意義を問う—明神勲②運動のさらなる到達点をめざして—明神勲③損害賠償訴訟と今後の展望—松山秀樹

意見・感想・問題提起

荻野富士夫／藤森研／鳶信彦／天野勝文／関千枝子／今西光男／高尾義彦／山野井孝有／戸塚章介／田村徳章／藤田修二／丸山重威／林田英明／明珍美紀／東海林智／明神勲／根岸正和／水久保文明

あとがき

いまなぜレッド・ページなのか 福島清

関連資料編

▽毎日新聞労使の記録

機関紙『われら』第52号／言反同・毎日班冊子／鳶陳述書／毎労10年史／牧野所感／毎

労20年史／毎日100年史／三上論考／毎日池田記事／毎労50年史／毎日の3世紀／経営幹部一覧

▽関連・当事者の記録

新聞協会10年史／新聞労連10年史／新聞労連史／続・新聞労連史／長谷部手記／知識人の会声明／9・4朝日社説／同社説への言反同の反論／他

▽占領軍・GHQ文書

ポツダム宣言／初期対日方針／プレスコード／マッカーサー声明・書簡(5・3声明、6・6、6・7、6・26、7・18書簡)／GHQ反共計画／ネピア・メモ1、2、3／最高裁解釈指示

▽法・公文書

治安維持法／9・5閣議決定／9・12閣議了解／9・11各省事務次官通達／労働省通達

◆あとがき いまなぜレッド・ページなのか

レッド・ページは、GHQ・日本政府・企業経営者が一体となって、憲法を破壊し、社会全体を一気に反共へと捻じ曲げる国家権力による大弾圧であった。

【幸徳秋水の警鐘が今に】

目を歴史と世界に広げてみた。最大の国家権力犯罪は「戦争」である。この戦争狂奔勢力に対する闘いもまた脈々と継続している。

国家による犯罪である「大逆事件」(1910年)で、処刑された幸徳秋水は、1904年1月17日付『平民新聞』でこう訴えた。

吾人は飽まで戦争を否認す／之を道徳に見て恐る可きの罪悪也／之を政治に見て恐る可きの害悪也／之を経済に見て恐る可きの損失也／社会の正義は之が為めに破壊され／萬人の利益は之が為めに蹂躪せらる／吾人は飽まで戦争を否認し／之が防止を絶叫せざる可らず

戦後、アメリカの原爆投下責任を糾す「東京原爆裁判」があった。1955年4月、広島の下田隆一さんら3人が、東京地裁に国による損害賠

償と「アメリカによる原爆投下は国際法違反」だとする認定を求めて訴訟を起こした。

だが周囲の目は冷たく、非協力的で、初志を貫いたのは、岡本尚一弁護士と若手の松井康浩弁護士だけだった。東京地裁は、8年後の1963年12月、損害賠償請求は棄却したものの、「アメリカ軍による広島・長崎への原爆投下は国際法に違反する」ことを認めた。この判決は確定している。

1968年の国際連合第23回総会は「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効非適用に関する条約」を採択している（日本政府は棄権）

こうした運動の上に、広島・長崎原爆被害者たちをはじめ、国際的に広がった運動の成果として、2017年7月7日、国連会議は「核兵器禁止条約」を採択し、3年後の2020年には批准国が50カ国に達し、2021年1月に発効する（日本政府は無視）。

以上のように、戦争に反対し世界平和を目指す文字通り正義の運動が毅然と存在・継続している反面、歴史の教訓をあざ笑う安倍・菅政権にみられる憲法敵視、民主主義否定の反動・暴走政治が現出している。

さらに補完する言動が跋扈している。韓国併合、中国侵略を正当化し、南京大虐殺などを否定し、植村隆・元朝日新聞記者の韓国従軍慰安婦報道を「捏造」と攻撃する等々の「歴史改竄主義」の言動である。歴史の真実を究め、それに基づいた道理ある批判が急務となっている。

【日米安保条約・日米地位協定を問い合わせ】

直ぐに手をつけるべき課題に日米安全保障条約第6条に基づく「日米地位協定」がある。同協定第25条による「日米合同委員会」は最悪の対米従属固定化機関だ。日本側は外務省の北米局長を代表とする法務、農水、防衛、外務、財務の各省官僚が6人。一方のアメリカは代表代理の在日アメリカ大使館公使以外の6人は、代表の在日米軍司令部副司令官以下、全員が軍人だ。2国間条約に基づく正規の外交交渉機関で

あるにも関わらず、アメリカ側が軍人であるということは、日本がいまなお米軍による「占領下」にあることを示しているといつていい。

協議事項は、基地の提供、土地収用、滑走路など各種施設の建設、米軍機に関する航空管制、訓練飛行や騒音問題、米軍が使う電波の周波数、米軍関係者の犯罪の捜査や裁判権、基地の環境汚染、基地の日本人従業員の雇用など多岐にわたっている。米軍優位の日米地位協定を土台に提供する以上、運用面でもほとんどの場合、アメリカ側の要求が通り、米軍に有利な「合意」が結ばれている。

日米合同委員会の「合意」については、その要旨のごく一部が外務省、防衛省ホームページで公開されているが、議事録や合意文書は原則非公開で、国会にも公開されない。そのブラックボックスの中で、「民事裁判権密約」「秘密基地密約」「航空管制・米軍機優先密約」など数々の密約が交わされている。これらは日本の主権を侵害し日本の憲法体系を無視し、事実上の治外法権を認めている。

さらに問題は、この問題が公式の論題に上がらないことだ。問題のありかと全容は既に吉田敏浩氏らの告発によって明らかであるにもかかわらず、権限と責任を持つ当事者たちは言を左右にして避け、国会をはじめ論議し提起すべき機関、機能の腰も重い。この壁は何なのか。口火から70年にして、なお総括しないレッド・ページと通底する濶があるようにも思えてくる。

しかも、日米安保条約が講和条約締結と引換えに、そのどさくさにねじ込まれたものであることは、いまは周知となっている。そして、その講和は、レッド・ページによって日本の新聞と世論を無口に落し込み、その地均しの上にたって導入されている。

つまり、地位協定をはじめ、講和を前後して起き、かつ今に続く講和後日本の諸問題はレッド・ページと関わって起きている。少なくともレッド・ページは、アメリカの日本「占領」を固定化する出発点になっている。いまなぜレッ

ド・ページなのか、の所以である。

【恥すべき政権の承継】

レッド・ページから70年、安保闘争から60年を経たいま、外務省の「2019年度外交に関する国内世論調査」結果によれば、日米安保体制を「評価する」が68.9%、「評価しない」が27.5%となっている。対米従属の根底にある「日米安保条約反対」は世論となっていない。

ポツダム宣言に基いて米軍の日本からの全面撤退を断固要求するのではなく、沖縄辺野古に米軍基地を建設してアメリカに提供するという全く倒錯した恥すべき姿勢の政府が継続している。また沖縄県民が一貫して辺野古米軍基地建設反対をはじめ、米軍基地縮小・撤去を求めているにも関わらず、横須賀、佐世保、三沢など巨大な米軍基地周辺では、その存在を問う闘いは目立たない。残念ながら日本国民は、「米軍占領」に馴らされてしまっている。

【大変な忘れ物】

本冊子発行の動機と、表題に「毎日新聞を手始めに」とした理由は「はじめに」に記した通りである。最後に企画・発行に加わった一人として個人的な思いを記しておきたい。

高卒で国電・有楽町駅前の毎日新聞東京本社に印刷局養成員として入社した1957年はレッド・ページの7年後だった。配属された活版部には、私（福島清）の出生（1938年）前に入社した人、徴兵で中国戦線に動員されて復員した人などがいた。午前0時を過ぎて、最終版降版の頃になると雑談に花が咲く。

そんな時、活版でページされた6人を知る先輩は、小声で「あの時は酷かった。玄関から追い出したんだから」と言っていた。その後、1961年から毎日労組青年部委員になった。当時の新聞産業は東京五輪を前にして過当競争が激化し

ていた。「増ページの印刷、増版の活版」で、版数が増えると活版の仕事は多忙を極めた。

だがそんな時、労協に基づく組合活動招請状を持っていくと露骨に嫌な顔をする職制がいる一方、「すぐに行け」と仕事をはずしてくれる職制がいた。今になって思うと、その先輩はレッド・ページ時に問答無用で職場を追い出された仲間を見ていたのに、何もできなかつた悔しい思いがあつたのではないかと想像する。

そんな体験もあって、レッド・ページを知るほどに、毎日新聞労組OBの一人としても大変な忘れ物をしたのではないかという思いが募つた。なぜ東京本社でページされた31人の中に活版から6人もいたのか。

『新聞労働運動の歴史』（1980年新聞労連刊）によれば、活版工・印刷工の組織化は1880年代から始まり、90年には「活版工同志会」を結成したが、失敗した。しかし日清戦争後の社会運動高揚の中で、1897年には活版労働者出身の片山潜が「労働組合期成会」を結成した。

これに対して明治政権は、「治安警察法」（1900年制定）のち「治安維持法」（1925年制定）と振り回し、労働運動は絶えず時の政権による弾圧の対象とされた。

毎日新聞からページされた49人のうち、消息を追えたのは4人だけだった。この4人の毅然とした生き方に頭下がる。また東京31人中に活版工が6人もいた背景に、活版労働者たちの先駆的な闘いがあつたこと、決して無縁ではないと今にして思う。

同時に、毎日新聞49人のみならず、新聞・通信・放送、さらに全産業の数万人に上るレッド・ページ被害者たちの無念と困難を極めたその後を思うとき、「国家権力犯罪に『時効、はない』ことを再確認し、心に刻みたい。



◆はじめに——「冤罪・松川事件」再考

きっかけは、倉嶋康さんのフェイスブック連載「記者クラブ」でした。中でも2020年10月12日から2021年6月28日まで、計124回にわたりたった「松川事件」に引き付けられました。なぜ、松川事件なのか。倉嶋さん自身は、こう書いています。

「私はこのシリーズ（記者クラブ）を書こうと思い立った時、松川事件の話は触れないつもりでした。（略）しかし、記者クラブの話を通して描きたいのが、行政も民間も巧みにメディアを利用するという内容なので、どうしても避けは通れないのがこの松川事件なのです。自慢話と思わないで下さい」

倉嶋さんが、松川裁判を大逆転させた「諏訪メモ」の存在を世に伝えた特ダネ記者であることは知っていました。倉嶋さんの在職した当時の毎日新聞では大概のひとが知っていました。しかし、自慢話を聞いたひとはおりません。自慢どころか取材の経緯を知る者さえほとんどいませんでした。

敗戦後の1949年夏、下山事件、三鷹事件、松川事件と国鉄を現場とする事件が立て続けに起きました。いずれも表では共産党など反政府勢力による関与が喧伝され、裏ではアメリカ占領軍による謀略が噂されました。中で、松川事件は20人に及ぶ大量逮捕に発展、多くが共産党員でもあったことから、共産党による謀略の典型として世に浸透していくことになります。

これを逆転させたのが「諏訪メモ」です。威力は絶大でした。松川裁判は治安権力による虚構だったので。倉嶋さんは、捜査の核にいた刑事の一人から、それまで酒席と一緒にしたり仲良しだったのに、「お前はアカか」となじられました。そんな逸話をはじめ、当時の捜査環境や世情が克明に、時に熱く、時に淡々と、また軽妙な筆致も交え、読んでいて、飽くことありませんでした。

倉嶋さんは「親父から自慢話はするな、と言われてました」と言っています。それにも増して、「諏訪メモ」の重さが口を重くしていたのだと思われます。裁判をひっくり返しただけでなく、4人の無実が死の淵（死刑）から生還したのです。それも最高裁での有罪確定が必至とされた瀬戸際での新証拠でした。

重しを解くには時間が必要です。今年（2021年）88歳となった倉嶋さんにそのときがきたのでしょう。あったことをあったままに世に伝え後世に遺す。これは大事なことです。この共感をさらに広く多くのひとに伝えたい。そう思わせていただきました。そして、その思いを伝え、快諾をいただいた次第です。

同時に、「スパイ冤罪事件」（宮澤・レーン・スパイ冤罪事件）の真相を究明した視点から「裁判・松川事件」を検証しておきたいと思いました。共通項がいくつかあり、2度と国家権力による冤罪を起こさせない運動の一石になる、そう思えたからです。

すると、同じ場面ながら違う視野も開けてきました。捏造の一翼をなった検察・司法にも

逆転を支える良心が厳としてあったということです。「諏訪メモ」がいわば触媒となって、重要な局面、局面で発揮されていました。その大本が新聞記者・倉嶋さんの働きですが、一つ欠けてもあわやの良心の連鎖と知れました。

この一連を取りまとめたのが、「第二部・冤罪の構図」です。本会では宮澤・レーン事件で『引き裂かれた青春』(花伝社刊) 及び『総資料総目録』を刊行、昨年(2020年)はその延長で『検証 良心の自由 レッド・ページ70年』を刊行、そして今回と位置づけております。さまざまな場面でさまざまに活動する多くのみなさんとの連帯になればと、願ってやみません。

最後に大事は、「実在・松川事件」は発生72年にして未解決なことです。「冤罪・松川事件」は裁判によって正道に戻り解決しましたが、事件の犠牲者の無念は晴らされておりません。いま、戦後76年にして風化の懸念が課題となっています。ここでは新聞のありようも問われています。

飽くなき好奇心と良心を以て真実解明に日々を尽くした倉嶋さんの語りを糧に、その系譜が豊かに継承されることを願って本刊行となりました。倉嶋さんに感謝し、刊行に関わった本会事務局として、一端を紹介させていただきました。意を汲んでいただければ何よりです。

◆目次

第一部 倉嶋康・毎日新聞記者の見た松川事件
と「諏訪メモ」
第二部冤罪の構図—宮澤・レーン・スパイ冤
罪事件と松川事件
年表

◆あとがき

列車を転覆させた「実在・松川事件」の真犯人は依然として不明です。しかし自然現象によって起きた事件ではなく、意図して実行されたとしか考えられない以上、真犯人がいるはずです。その追及は決してあきらめてはならないと考えます。

一方、「冤罪・松川事件」は、10数年にわたる裁判と、広津和郎さんをはじめとする広範な人々の「真実」を求める運動と、「諏訪メモ」が決定的証拠となって、この事件が冤罪であることが立証され、犯人とされた国鉄と東芝の労働者20人の無罪が確定しました。「冤罪・松川事件」は、完全勝利したのです。

ところで事件発生翌日の1949年8月18日の時点で、まだ何の捜査も始まっていないにもかかわらず、「三鷹事件をはじめその他の各種事件と思想的底流は同じ」との談話を公式に発表した増田甲子七官房長官の発言内容は取り消しも謝罪もされていません。

さらなる大問題は「第二部・冤罪の構図」で指摘している田中耕太郎最高裁長官の言動です。松川事件被告に対する救援運動が盛り上がった1955年5月、同長官は「外部の雑音に迷うな」と裁判官会合で訓示しました。

そして仙台高裁への差戻し判決については多数意見7人に対して、5人の反対裁判官の一人として、「『諏訪メモ』があったとしても、佐藤一被告の実行行為は動かない」などと有罪を主張したのです。

これだけではありません。田中長官は、「アメリカ軍の日本駐留は憲法違反」の判決を下した東京地裁「伊達判決」を完全に覆す最高裁判決を主導したのです。

周知のように、砂川基地拡張反対闘争の中で刑事特別法違反として7人の労働者・学生が起訴された「砂川裁判」で、東京地裁・伊達秋雄裁判長は、1959年3月20日「米軍の駐留は違憲、刑事特別法は無効、従って7人は無罪」の

画期的な判決を下しました。

この伊達判決に対して国は、二審の高裁を飛ばして最高裁に上告しました。最高裁は 1959 年 12 月 16 日「米軍の駐留は違憲ではない。一見極めて明白に違憲無効と認められない限りは裁判所の司法審査権の範囲外」として伊達判決を完全否定したのです。

「砂川裁判」最高裁判決はその後、米軍機の騒音被害、米軍用地の強制使用などの基地被害をめぐる裁判で、米軍優先・軍事優先を正当化する判決の根拠とされているのです。さらに2015年、安倍政権はこの最高裁判決を曲解して、集団的自衛権行使正当化の理由とした。

では、なぜこんな最高裁判決が出されたのでしょうか。「日米安保と砂川判決の黒い霧—最高裁長官の情報漏洩を訴える国賠訴訟」(吉田敏浩著、2020年10月10日彩流社刊)は、1960年の安保改定交渉を前に、「米軍駐留は違憲」判決に危機感を抱いたマッカーサー大使と藤山愛一郎外相らと田中長官らが密約を交わしたこと、それが2003年に解禁されたアメリカ政府解禁秘密文書に明確に書かれていることを指摘しています。

つまり田中最高裁長官は、アメリカ政府の手先だったのです。

*

2012年暮れには、戦後の歴史を名実ともに書き換えることを狙う安倍晋三政権が登場しました。これに危機感を抱いて2013年1月に結成した「真相を広める会」は、「宮澤・レーン・スペイ冤罪事件」を通じて、国家権力犯罪の残酷さを知りました。そして戦後最大の人権侵害事件であり冤罪である「レッド・ページ」について検証しました。

国有地払い下げに関する公文書改ざんを強要され、自殺に追い込まれた赤木俊夫さんをはじめ、「森友」「加計」「さくら」等々の不正を担わされた人々、内閣に生死を握られた官僚、隠れ蓑にされている各種の審議会に集められた人々の言動を見ると、国家権力による形を変えた「冤罪被害者」ではないかと思うのです。国会で無様な答弁を強要された官僚たちは、その職を追われ、今どうしているでしょうか。

「冤罪事件」を繰り返させてはならないと思います。

今年の12月8日は、宮澤弘幸らが特高に「軍機保護法」違反容疑で一斉検挙されてから80年になります。新宿・常圓寺に墓参して追悼するとともに、国家権力による「冤罪事件」を許さぬ運動の一端を担い続けたいと思います。

◆2022年2月22日発行



◆はじめに

近頃は、高齢者層にもスマホが蔓延し、日々の生活で重宝がられている。当座知りたいことが指1本で右から左なんだから、毒されるなどいっても無理かもしれない。便利と効率が絶対価値であるかのようにふるまい、国家権力はデジタル統治に突き進もうとはかっている。

一番の毒は、新聞で培われた一覧性が絶滅しかけている弊かもしれない。既に、スマホの群れは己に関心ある事だけを追い、「いいね」組だけで共感し合い、その余には無関心、あるいは排除する弊があると批判されている。その批判に、貸す耳を持たないと嘆かれてもいる。

それでもなお、の思いで『宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件』を再編集したのが本冊子であり、「総覧版」と銘打った。まずは全体像を知る層を広げたい。折から、対米英開戦と同時に揮われた一斉検挙から80年、事実上の獄死となつた宮澤弘幸の没後から75年を経ている。過去を解き、未来を正す、その再認識の踏台としたい。

2021年通常国会では国民投票=改憲手続法、デジタル関連6法、土地利用規制法等々の悪法を成立させた。安倍政権下での特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法等々と併せ、戦争への道となる法体制をなし崩しに固め、強

権体制を定着させようとしている。

奇手はない。議論の場を広げ、議論の多様さを知り、折合いの知恵を磨き合う、戦後培った風土を再確認し、愚直に努める。それにはスマホの対極である一覧性、その総体である総覧性の普及が力になる。新聞をぱらぱら捲るだけで、世情を俯瞰し鳥の目を肥やすことができる。この手を使わない手はない。

本件冤罪は、上田誠吉・弁護士が国家権力による冤罪の具体例として発掘、1980年代の「スパイ防止法阻止」運動の中で深化した。その成果を引き継いだ本会が、安倍政権下で再燃した「秘密法制」阻止運動の中で発展させ、『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』(花伝社刊)として結実、集大成した。

以来、さらに真相解明に努め、『総資料総目録』および『総資料総目録補遺2020』によって新事実、新見解を基に訂正、改訂し、「正確に伝えたい」事項を明示した。今回冊子は、これら再度の集大成をと、一覧性・総覧性を意識し、めりはりある構成を心がけた。箇条書きとした所以である。

主要項目には※印で典拠を付記。また、『総資料総目録』巻末に付した『引き裂かれた青春』索引を再精査のうえ再録した。併せて本会既刊中の要訂正を「既刊訂正」として収録した。巻末の論考「土地利用規制法」は戦争法廃棄にむけた喫緊の課題への本会の考え方を明らかにするものとして、既刊寄稿の中から再録した。

◆目次

- ① 1941年12月8日
- ② 北大「スパイ冤罪事件」の被害者
- ③ 心の会(ソシエテ・ドュ・クール)があった
- ④ 全国一斉検挙
- ⑤ 軍機保護法とは?
- ⑥ 連携弾圧法

- ⑦ 捏造された罪
- ⑧ 捏造された罰
- ⑨ なぜ有罪に、なぜ重刑に？
- ⑩ 暗黒裁判
- ⑪ 冤罪の加害者は国家権力
- ⑫ 北海道帝国大学の対応
- ⑬ 北海道大学の戦後対応
 - 悼めば 無念
 - 北大生・宮澤弘幸の名誉回復と顕彰
- ⑭ 再審請求
- ⑮ 人と文献
- ⑯ 基幹年表
- ⑰ “戦争への道”を許してはならない
『引き裂かれた青春』(花伝社刊)索引
既刊書籍の訂正

◆あとがき

2022年は、太平洋戦争開戦・宮澤弘幸ら一斉検挙から81年目を迎え、さらに敗戦からは77年目、宮澤弘幸の没後・新憲法施行・松川事件からは76年目、サンフランシスコ条約=日米安保条約締結からは70年目、沖縄返還・日中国交正常化からは50年目と、さまざまな節目を迎えます。「〇〇から〇〇年目」と歴史上の出来事を踏まえ、事の経過と現在を知り、先行きを考えることは大切なことだと考えます。

その視点から、開戦・敗戦を経て戦後制定された「平和憲法」の理想に思い及ぼすと、先行き明るくはありません。「サ条約=日米安保」と「沖縄返還」後の現在、そして「新自由主義」の下で圧迫される国民生活を考えると、憲法の理想に向かうよりも、「今だけ金だけ自分だけ」の風潮が強まり、軍部独裁の戦争回帰に向かっていると思え、落差に愕然とします。

ですが、だからこそ、どう立ち向かうかを考えるべき時です。

*

この意味合いからも、至宝「平和憲法」を否定し、新たな国家権力による冤罪事件を引き起こしかねない現実に立ち向かうために、以下の問題点を提起して「あとがき」に代えたいと思います。

第1は、平和憲法改悪を阻止する課題。安倍晋三元首相は、2012年の自民党総裁当時「みっともない憲法ですよ、はっきり言って。それは、日本人が作ったんじゃないですからね」(2012年12月のネット番組発言—朝日新聞記事)と言い、首相就任後も、憲法第99条(公務員の憲法尊重擁護義務)を完全に無視しています。

この安倍政権の官房長官で後継の菅義偉前首相は、翁長雄志沖縄知事が、沖縄の苦難の歴史と基地被害を渾身の思いで訴えたのに対して「戦後生まれなので、沖縄の歴史はなかなかわからない」と答えています(2020.11.29 サンデー毎日記事)。

そして2021年総選挙では自民党が衆議院での絶対安定多数を占め、連立公明党と改憲志向の国民、維新勢力を加えると、憲法改正発議の可能な状況になりました。

憲法改正自体は否定しません。現憲法を守る努力をした結果、明らかに改正すべき点が出てきたのであれば改正するのは当然です。しかし安倍元首相には憲法を守る努力をした形跡はありません。ただ罵倒して「改正」を言い募るだけです。

自民党は2012年4月に憲法改正草案を発表しましたが、9条改悪への反発が強いことから2018年3月、「自衛隊明記」「緊急事態条項創設」「参院選の合区解消」「教育無償化」の「改憲4項目」にまぶしました。岸田文雄現首相もこれを実行すると明言しています。

平和憲法は、第9条だけではありません。基本的人権、地方自治など国民一人ひとりの生活と権利を擁護、発展させることを政府に明確に義務づけています。

ところが「新自由主義政策」によって、派遣労働者・非正規労働者が労働者全体の3分の1以上となり、新宿の「年越し相談村」には、昨年を上回る相談者が駆けつけるなど、人間として生きる権利すら否定されている現状を容認しているのです。

憲法9条に基づく平和と、基本的人権を守らせる闘いを断固として展開するべきです。

第2は、日米安全保障条約についてです。現在、自公与党をはじめ野党の大半も含め、安保体制を支持しています。それでよいのかという問題です。

日米安保条約第6条の下に日米地位協定があります。この協定は日本における米軍の特権を認めたものです。

日弁連は2014年10月に「日米地位協定の改定を求めて—日弁連からの提言」を発表しています。①施設・区域の提供と返還②米軍等に対する日本法令の適用と基地管理権③環境の保全・回復等の問題④船舶・航空機等の出入・移動⑤航空交通⑥刑事責任⑦民事責任—と、いずれも重要喫緊の課題です。

全国知事会は、日米地位協定の抜本的な見直しを全員一致で決定し2018年8月14日、日米両政府に提言しています。しかし歴代政権は地位協定の見直しを否定し、運用での改善を求めていくとの姿勢で終始しています。

ところが、運用の改善がなされたことはありません。なぜでしょうか。それは日米地位協定第25条にもとづく「日米合同委員会」が真相を闇に閉じ込め、一切を明らかにしないブラックボックスになっているからです。

日米合同委員会とは何でしょうか。ジャーナリスト・吉田敏浩さんの『「日米合同委員会」の研究—謎の権力構造の正体に迫る』(2016年、創元社刊)は、日米安保条約とその下にある日米地位協定の運用のすべてをアメリカ側が握り、しかもその内容は原則非公開とされていることを徹底分析しています。

議事録や合意文書も原則非公開で、国会への

報告義務もありません。

さらに吉田氏は、日米合同委員会には以下の密約があると指摘しています。「民事裁判権密約」「日本人武装警官密約」「裁判権放棄密約」「身柄引渡し密約」「公務証明書密約」「秘密基地密約」「航空管制委任密約」等々です。

これらは日本の主権を侵害し、「憲法体系」「憲法を頂点とする国内法令の体系」を無視し、米軍の特権を認めるものです。その結果数々の基地被害と人権侵害が引き起こされている。

＊

月刊誌『世界』2021年9月号掲載の『戦後日本の主権と領土—日米安保70年の現在』と題した古関彰一・獨協大学名誉教授の論文によれば、軍事的有事の際には、自衛隊は米軍指揮下に入る密約があると指摘しています。

そこには「1952年7月23日、在日米大使と極東軍司令官とが吉田首相と直接会見し、有事の際には米国人の単一司令官による指揮の下に入ることを迫り、いわば口頭密約の形で、『公然たる声明もしくは文書を要求しない』ことを条件に、了解を得たことが、米統合参謀本部の公文書に残っている」と書かれています。おそらくは、この通りだと思います。

この密約の下、2015年の安保法制成立後「日米共同部」が新設されました。防衛庁は「指揮は別々」と言っていますが、全くの空言でしょう。現に「最大規模の日米共同統合指揮所演習」であるヤマサクラ81(2021.12)などが米軍主導で実施され、「思いやり予算」は2022年度から5年で1兆円、財務省が軍事費の別格増額を認めるなどやりたい放題です。

さらには、1月7日の「日米2+2会議」では敵基地攻撃能力の検討を表明しているのです。これは、明らかに戦争への道に繋がります。

日米安全保障条約→日米地位協定→日米合同委員会の実態を知れば、アメリカによる軍事支配の装置は、日米合同委員会にあると分かります。しかも完全なブラックボックスだとしたら、運用の改善などできるわけがありません。自公

与党と野党の一部から、日本の世論までが支持している「日米安保体制」の実態はここまでしているのです。日本はアメリカの占領下にあるといつても過言ではないでしょう。

そうであるならば、日米合同委員会を規定する日米地位協定、その協定を規定する日米安保条約に立ち返って抜本改定するのが正道です。それは可能です。

日米安保条約第10条は「……いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する」となっています。

日米安保体制を擁護する限り、戦争への道を阻止することはできません。「日米安保条約廃止」の声を上げ、日本政府に終了を通告させる運動を起こす時だと考えます。

*

今から58年前の1964年、東京オリンピック開催直前の9月8日、米軍F-8C クルーセイダ一戦闘機が、厚木海軍飛行場を離陸直後、エンジン故障のため、滑走路北側約1000㍍地点の大和市上草柳の館野鉄工所に墜落して、工場・住居が全焼。作業中の工場主・館野正盛さんの長男、三男、従業員の3人が即死、次男と従業員の2人が入院後死亡する「米軍機墜落館野鉄工所事件」が引き起こされました。

館野さんは、怒りに震え当時の横浜防衛施設局の責任を問いました。結果、国は工場跡地の買い取りと代替地の提供、補償金の支払いを提案。館野さんは不満ながらも了承しました。

ところが実施段階になると、担当者を入れ替えて払下げ拒否に出たのです。館野さんは、国を相手に裁判を起こし、一審では敗訴でしたが控訴審（東京高裁）では、国から補償の見直しをさせて和解（1982年12月）に至りました。

この事件では画家の田島征三さんや歌手の横井久美子さんら多くの支援者と共に闘ったのが大きな力になりました。私（福島清）も支援の一端に参加し、館野さんと何度も会いました。

運動を広げる会議の後の交流会での館野さんは、実に楽しい「鉄工所の親父」でした。

この間、館野さんが事あるごとに言っていたのは「日米安保条約と地位協定がある限り再び事故が起きる。安保をなくせ」でした。事故さえなければ、鉄工所の親父として地元の世話役になっていたでしょう。その館野さんが強く呼びかけた「安保をなくせ」は、ますます今日的課題になってきていると思います。

*

宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件をはじめ数々の国家権力による冤罪事件を考える時、国家権力による冤罪事件が戦争への道と一体になっているという重い事実に行き当たります。秘密保護法・共謀罪法を手にした国家権力がかつてない暴挙を画策する可能性が高まっていると言つて過言ではないでしょう。「国家権力犯罪に“時効”はない」立場から、立ち向かわなければならぬと考えます。



第89回メーデー 2018年5月1日

参考資料②ー1

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」関連年表 ①

<宮澤弘幸とレーン夫妻の動静を軸に、冤罪弾圧経過・敗戦～本会結成に至るまで>

◆1892（明治25）年

10月7日 ハロルド・メシー・レーン生誕。アメリカ・アイオワ州タマで、父ヘンリー、母サラ。両親ともクエーカー教徒。ハロルドも受け継ぎ、同教徒系のウイリアム・ペン大学から同系のハヴァアフォード大学を出てペンシルベニア子供虐待防止協会などで働き、第1次世界大戦では良心的兵役拒否を選択しフランスでの戦後復興業務に従事した。卒論は「チャールズ・ディケンズと社会悪の改革」

12月7日 ポーリン・ローランド・システア・レーン生誕。京都の産院（同志社病院）で、父ジョージ・M・ローランド、母アンネット・ヘレン・グリッチ。父はアメリカン・ボードの宣教師で、日本各地で伝道していた。ポーリンはミドルベリー大学を卒業後、札幌第1中学（旧制）などで英語教師を勤め、26歳でウイリアム・モーリス・システアと結婚するもウイリアムの戦病死で死別。

◆1919（大正8）年

8月8日 宮澤弘幸生誕。東京都豊多摩郡代々幡町175（現・代々木あたり）で、父・雄也、母・とくの二男。長兄（長男）俊光は夭逝。
＊父・雄也=1890～1956。宮城県黒川郡大谷村出身。旧伊達藩士の出。早稲田大学を出て横浜電線から藤倉電線、社内留学でドイツへ。敗戦前後には富士工場の工場長を勤めた。

＊母・とく=1895～1982。父親は近江商人の出で、横浜で生糸を扱って成功した松浦吉松。才気煥発。老後、長女・美江子夫婦の住むアメリカ・コロラド州に越し、同地で死去。

＊弟・晃。慶應義塾大学から学徒動員で海軍航空隊パイロット。戦後復学し、藤倉電線から三

井物産に転職。長崎原爆の直後、その被害状況調査のための上空飛行でパイロットを務め、旋回繰り返して被曝。白血病が原因で、40歳のとき発病、1964（昭39）年4月12日死去。

＊妹・美江子。大妻女子専門学校から津田塾で学ぶ。戦後、兄弘幸を慰靈する旅の途中、阿寒湖で秋間浩と出会い、結婚。のち浩の転職でアメリカ・コロラド州ボルダーへ。

◆1921（大正10）年

8月？ ハロルド、アメリカ・ニューヨークで商社勤めしていたおり、日本政府が大学教員に外国人を公募していると知って応募、北大予科の英語教師として任用（傭契約）され来日。

◆1922（大正11）年

4月18日 ハロルドとポーリン、札幌で結婚。前年、来日したハロルドが寄留したローランド宅でポーリンと知り合った。

＊家族=長女ウイルミン（父はシステア）、長男ゴードン（夭折）、二女マジョリー、三女ジャネット、四女ヴァージニア、五女ドロシー、六女キャサリン。長女～四女は、いずれも15歳でアメリカの学校へ進学して渡米。次女～四女は北星学園の卒業生。

◆1932（昭和7）年

4月 宮澤弘幸、代々木の山谷小学校を卒業し、東京府立第六中学校（現・新宿高校）に入学。2年～5年級長、成績良く5年間を通じ250人中5～18番。学籍簿に「思想（志操？）堅固」。

◆1937（昭和12）年

4月 宮澤弘幸、府立六中卒業し、第一高等学

校理科甲類受験するも失敗。北大予科工類に合格。北4条東2丁目 歯科医・小沢保之助方に下宿。以後、次記に転々→1939年6月~1940年9月、小川孝彦方（先輩・大條正義と共同下宿）→1940年9月21日 北11条西3丁目マライ一二の移転先（借家）に居候→1941年4月 北2条西24丁目 茅野アパート、大審院判決文にある「住居」は南8条西8丁目 藤田方。
 7月7日 中国北京郊外で蘆溝橋事件。関東軍の暴走で日中戦争引き起こす。
 7月21日 文部省に教学局新設、思想取締強化。
 8月13日 改定「軍機保護法」公布
 11月 北大学部学生の軍事教練必修化。
 12月 北大総長、高岡熊雄から今裕へ。今は医学部教授。以降1945年11月まで在任。

◆1938(昭和13)年

5月 左翼的文化運動を理由として北大の学生および予科生徒計10人（内予科生徒4人）が治安維持法違反で検挙される。（新文化事件）



横光(利一)、川端(康成)、式場(龍三郎)三氏を囲みて
 (昭和13年6月18日、豊平館にて)

11月 北大当局は、5月検挙10人につき無期停学1人、停学7人、けん責2人の処分。
 *宮澤弘幸は、文武会（全学的学友会）の理事に。文化部講演班の一員として福山、江差回る。学友と古典研究会・哲学研究会を組織。予科長である同会講師から「古典読むなら原語で読め」と強く教わる。

12月15日 フォスコ・マライ一二（26歳）が国際学友会の留学生として、妻・トパーティア、

娘・ダーチャと共に札幌着。

◆1939(昭和14)年



6月8日 「ソシエテ・ドュ・クール」（心の会）発足。小樽高等商業専門学校（現・小樽商科大学）教授・太黒マチルド夫人（夫は医師）宅で発会=写真。母国語以外の言語によって交流に努めるのが約束事。

*メンバー

○太黒マチルド（フランス語）=小樽高商教授、戦後北大教養部フランス語専任講師。写真=前列中央。右ヘトパー・チャ、ポーリン、宮澤。

○ハロルド・レーン（英語）

○ポーリン・レーン（英語）

○ヘルマン・ヘッカー（ドイツ語、フランス語）=予科ドイツ語教師。ナチス難民。写真=学生を膝にしている。毎週金曜午後、自宅を開放していた。

○フォスコ・マライ一二（イタリア語）=1912年11月15日生れ。文化人類学者。国際学友会の留学生として奨学金を得、アイヌ民俗研究のため北大へ。医学部解剖学教室（当時アイヌ研究の中心）の無給助手。1941年4月、京都大学のイタリア語科講師に転。1943年9月、ムツソリーニ・イタリアの降伏で敵国人となり名古屋の強制収容所に。戦後イタリアに帰国するも何度も来日し、1966年国際交流基金受賞。勲三等旭日小綬章。のちフィレンツエ大教授。登山家、写真家でも。著書に『ミーティング・ウイズ・ジャパン』（1960年米バイキング社刊）→原本は『オレ ジャポネジ』（1957年イタリア語刊）

で、宮澤レーン冤罪を初めて世界に発信した書籍となる。ほかに『PSSEROTTO—半世紀前の札幌の思い出—』など。『會議は踊る ただひとたびの』(北大出身で大阪市大教授・武田弘道の追悼集)への寄稿で宮澤弘幸やレーンやヘッカーの思い出を書いている。写真=後列中央。

○トパーチア・マライーニ (イタリア語)。

○ヴォルフガング・クロル (ドイツ語) ユダヤ系ドイツ人。量子力学が専門。北大理学部勤務。

ナチス難民。写真=左端。

○吳景禹 (名前推定) 中国人留学生

○この他、会名の命名者・大條正義、宮澤弘幸ら日本人学生・生徒が8人。最盛期には9人ないし10人ほどになる。



樺太・オタスの杜でアイヌの人々と交流
(昭和14年8月16日)

*当時の北大外国人教師用官舎は、北11条西5丁目に4軒並ぶ。西から東へ、ビリー・クレムプ、レーン、ヘッカー、マライーニ。



*秋～10月上旬 宮澤弘幸、海軍の軍事思想普及講習会に参加 (於・大湊要港部)

◆1940(昭和15)年

2月4日～5日付『北海タイムス』(戦時統合された『北海道新聞』の前身の一つ)にフォスコ・マライーニと宮澤弘幸の連名による「雪小屋(イグルー)」実験手記」連載される。

4月 宮澤弘幸、北大工学部電気工学科へ進学。

5月 南満州鉄道KKが全国の大学・高専の学生・生徒を対象に論文募集。宮澤弘幸「大陸一貫鉄道論」で入選。

6月4日～10月31日 2年先輩の「心の会」同人・大條正義の発案で北1条西6丁目の「日本植民学校」でフランス語の講習会を開き、宮澤も講師となる。主催「あてね・さっぽろ」(顧問に太黒マチルド)。

7月14日 宮澤弘幸、レーン家族と自転車で札幌郊外・宇都宮牧場へハイキング。牧場主の宇都宮仙太郎はポーリンの父の弟子で、北海道酪農の草分け、札幌組合教会の会員。のちの札幌北光教会。

7月21日～29日 宮澤弘幸、マライーニと自転車で北海道の中央部から南部を旅行 (日高・二風谷＝にぶたに＝のアイヌ集落など訪問)

8月3日～31日 宮澤弘幸、「満鉄招聘満洲調査団」の一員 (論文入選者11人で構成) で、満州旅行。

9月3日～11日 宮澤弘幸、マライーニと日本北アルプス穂高・槍に登る。

10月 アメリカ大使館が在留アメリカ人に「本国引揚げ」を勧告。

11月12、26日、12月17日 宮澤弘幸、各日付の『北大新聞』に「満洲を巡って」を連載。

◆1941(昭和16)年

2月 アメリカ大使館が「アメリカ市民に告ぐ」、再度の引揚げ勧告。

3月 「治安維持法」改定→5月10日施行

4月 マライーニ、京都大学イタリア語科講師へ転。宮澤弘幸は下宿を北2条西24丁目、茅野アパートに転。このころ、遠縁の高橋あや子と急速に親しくなる。

*高橋家は、宮澤の父方の遠縁で、同じ宮城県黒川郡の出身。あや子の父は警察官で、小樽水上署の署長など歴任。母はマサ。当時、茅野アパートから数分のところに住んでいた。

5月2日宮澤弘幸、千葉県習志野の陸軍戦車学校に於いて機械化訓練講習会に参加→6月10日付『北大新聞』に「戦車を習ふ」



5月10日 「国防保安法」施行

5月 満鉄月刊誌『満鉄グラフ』5月号に「大陸一貫鉄道論」載る。8月号まで連載→応募論文に見聞を加え書き直したもの。

6月頃 宮澤弘幸、日高の平取（びらとり）村二風谷に黒田しづ（伊達藩士・黒田彦三の二女）を訪ねる。

6月 宮澤弘幸、海軍の委託学生の試験に合格し、海軍から月45円の手当を受ける。いずれ海軍の技術将校になる道を選択か？

6月22日 ナチス・ドイツ軍、ソ連に侵入。独ソ戦。

7月2~16日 宮澤弘幸、札幌通信局長・遠藤毅の斡旋で、通信省灯台監視船「羅州丸」に便乗して、千島列島・樺太を旅行。遠藤毅は父・雄也の仕事上の知人。

*宮澤弘幸、京都でマライーニに会う。帰途、横須賀から海軍の軍艦にのって上海へ。委託学生の見学を兼ね、上海ドックに入る軍艦に便乗を許された。軍艦がドック入り中は自由な行動を許された。←翻訳料で旅費をつくったようだ。

8月 ポール・ローランド（元・北大予科英語教師=ポーリンの兄）から「すぐ（アメリカへ）帰るように」とレーン夫妻へ電報。夫妻は「1942

年7月に北大との契約が切れるまでは帰らない」と返電。

9月頃 山浦隆次郎・札幌警察署長（小樽水上署で高橋署長の部下）から高橋マサに「宮澤弘幸が特高に目をつけられている」と忠告。10月頃、あや子も尾行を実感。

10月18日 近衛内閣潰れ、東条内閣に。

11月5日 御前会議。

11月 アメリカ大使館、書状「日本在留のアメリカ国民へ」を出し、本国引揚げを指令。

*『外事警察概況』（昭和16）に、米東京総領事館作成の「1941年7月1日現在に於ける在日米国人調査報告書」の記載があり、1941年1月1日現在、白人系米国人1302人ある。→その後7月1日現在651人（内訳=宣教師・伝道師219人、官吏と家族86人、商社員67人、非伝道教師51人）→1941年12月8日時点約530人、1942年末426人。

11月26日 海軍機動部隊、千島・エトロフ島から出航。

12月1日 御前会議。12月8日開戦を決定。

12月2日 ニイタカヤマ ノボレ

*アール・マイナー（レーンの四女の夫・プリンストン大教授）著『日本を映す小さな鏡』（A little mirror of Japan=1962年刊・吉田健一訳）に「外国人官舎の向いの商家の2階は特高のアジトで常時4軒は監視されていた。出入りの学生には尾行がついていた」

*『防諜参考資料 防諜講演資料』（内務省警保局外事課編集 1941年4月）に当時の状況が詳しく載っている。



12月初め 宮澤弘幸、高橋家を訪ね、2階に居たあや子に「僕はどこにいてもあやちゃんの幸福を願っているからね」と言い残して去る。

12月4日 高橋あや子、急な腎孟炎で北大附属病院に入院。

12月7日 午後1時ころ、宮澤弘幸、あや子を見舞う。白い封筒に70円入れ、氷枕の下に差し込み、「翻訳で得たきれいな金だから」と。

12月8日 真珠湾攻撃で日米英開戦。内務省指揮のスパイ摘発で全国一斉検挙。



「この日、札幌は薄ら寒く雪のある日であったが、工学部では普段と少しもかわらず授業が行われた」（北大百年史・部局史）

*高橋マサによると、昼少し前、茅野アパートの家主が高橋家を探し当て、宮澤弘幸にかかる異常を告げた。

*マサは昼食後、宮澤の部屋へ行き、病院に行き、あや子に「誰がきて、何を聞かれても言うな」と口止め。通信局長の遠藤に電話した。

*電話を受けた東京の母・とくは、その夜発つて札幌へ。特高に荒らされた下宿を片づけ、高橋家へ行き、大浦署長経由で弘幸への差し入れ頼む。みな口をとざし冷たい。

*数日後、雄也も札幌へ。両親、今北大総長をその自宅に訪ね「大学から当局に事情を聞いてくれ」と頼むも、断られる。

*宮澤弘幸、札幌・夕張・江別など周辺の警察署をたらい回しされて拷問。弁護士の助言に基づき特高に自白を強要された外形的事実を認めても、予審では否定。

*数日後、東京の宮澤家も捜索を受ける。

*12月9日 『北海タイムス』3面「スパイ網一挙に覆滅 きのふ払曉一斉検挙」

*『外事警察概況』12月8日 111人→（追加合わせのべ計126人）+52人（憲兵隊拘束）、うち日本人61人。北海道では、レーン・宮澤関連の7人の外に、ダニエル・ブルック・マッキンノム（樽商教師、アメリカ人）→公訴取消釈放。イーチェンヌ・ラボット（宣教師、カナダ人）→釈放。大槻ユキ→釈放

12月19日 レーン夫妻は大通刑務支所（拘置所）に移送・留置。同囚となった牧師・内田ヒデ、さらには支所長の野手甚之助らとの一見不思議な交流が織り込まれる。

◆1942(昭和17)年

2月24日 「戦時刑事特別法」公布→3月21日施行

3月25日 宮澤弘幸、札幌地裁検事局に送致される。身柄は大通刑務支所（拘置所）に留置。

3月31日 北海道帝国大学、レーン夫妻との傭契約を一方的に解約。

4月1日 北大工学部・宮澤弘幸の学籍簿の「退学」欄に「昭和17年4月1日」、同（理由）欄に「家事上ノ都合」、同「備考」欄に「昭和16年12月8日国家総動員法ニ依ル諜報問題ニテ勾引セラレ後起訴セラル」と記載

4月9日 レーン夫妻、宮澤弘幸、渡邊勝平、軍機保護法、陸軍刑法等で起訴。→丸山護、黒岩喜久雄は翌10日起訴。

*札幌地裁刑事部裁判官=菅原二郎（部長）高橋勝好、松本重美、宮崎悟一（当時新任。戦後弁護士登録、1980年5月～1984年5月最高裁判事）。

*検察官=向江菊松（璋悦）。

*宮澤弘幸の弁護人=鈴木義男、斎藤忠雄

5月7日 北大工学部の教授会議事録に「電気工学科三年目学生宮澤弘幸ニ対シ四月一日附ヲ以テ退学ヲ許可セリ」と記載。

*札幌地裁（公判は非公開）、宮澤弘幸に無期懲

役を求刑。軍機保護法第4条第1項違反。罰條がどの段階で決したかは不明。

6月25日 日米交換船・浅間丸が横浜港を出航。レーン夫妻の双子の末娘ドロシーとキャサリンが乗船。→7月22日にロレンソ・マルケスでグリップスホルム号に乗り換え、8月24日ニューヨーク港着。ポーリンの兄ポール・ローランドのもとへ。

12月14日 ハロルドに地裁判決15年（弁護人・稻村）

12月16日 宮澤弘幸に同判決15年。丸山護に同2年。

12月18日 渡辺勝平に同2年

12月21日 ポーリンに同12年

12月24日 黒岩喜久雄に同2年執行猶予5年
弁護人・笹沼孝蔵。

◆1943(昭和18)年

5月5日 ポーリン上告審判決。棄却。

*以降、5月27日宮澤弘幸、6月1日ハロルドにいずれも上告棄却。ポーリン、ハロルドは苗穂の札幌刑務所に収監。6月 宮澤弘幸は網走刑務所に収監。

9月14日 レーン夫妻、横浜港から最後の日米交換船・帝亞丸で出航。インド・ゴアでグリップスホルム号に乗り換え12月2日ニューヨーク港着で、アメリカ送還。

◆1944(昭和19)年

4月 藤倉電線は富士郡富士根村へ主力工場を移転。宮澤雄也が工場長、単身赴任。留守宅（京橋区小田原町3-2）は築地の海軍経理学校と道を挟んだ向かい同士となり、とくは空腹の生徒の面倒を見た。

◆1945(昭和20)年

3月9日 宮澤留守宅は東京空襲で被災→富士根の社宅へ転居。

6月 宮澤弘幸、網走刑務所から仙台の宮城刑務所へ移送→6月25日着

8月30日 マッカーサー厚木着。日本海軍が用意した通訳の一人に宮澤晃が選ばれる

10月4日 GHQ「政治的、市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書」を日本政府へ

10月5日 司法省刑事局長から各刑務所長宛電信「思想犯受刑者の釈放に関する通達」

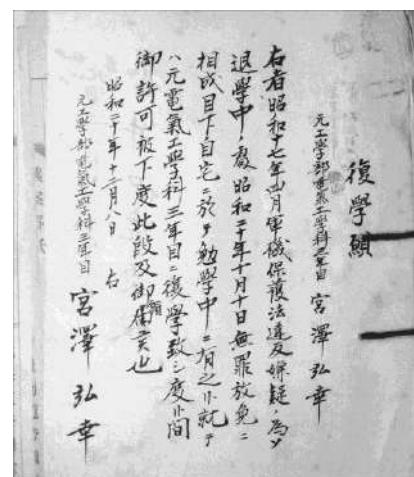
10月10日 宮澤弘幸、出所し、富士根の藤倉社宅へ。弟・晃も復員。

10月13日 GHQ覚書に基づく勅令568号で国防保安法、軍機保護法廃止

10月15日 GHQ覚書に基づく勅令575号で治安維持法、特別高等警察廃止

*宮澤家、東京・千代田区富士見町2-9（警察病院の裏手）へ引越す。

12月8日 宮澤弘幸、北大へ復学願送付。



*学籍簿には「昭和20年12月21日復学許可ス」との記載（実際には復学せず）

◆1946(昭和21)年

1月 宮澤弘幸、マライニー（米軍関係の雇用での採用面接のような仕事をしていた）の仕事先をみつけ訪ねる。

2月6日 朝日「天声人語」が、宮澤弘幸の社会復帰をとりあげ、半分揶揄する。

9月 宮澤弘幸から高橋マサ宛てに手紙「療養中で社会復帰に努力している」。弟・晃、復学した慶應大を卒業し、藤倉電線を経て三井物産へ。

12月末 宮澤弘幸、喀血。腸結核から肺結核に

転移。府立六中当時の友人が警察病院の医師で、看てくれる。「数ヶ月のうちには必ず回復して北海道で何があったのかをあいざらい書いて、出版する」と言うも果たせず。

◆1947(昭 22)年

2月 22 日 午後2時、宮澤弘幸死去、27歳。

◆1950(昭 25)年

○月 宮澤弘幸の母・とくと妹・美江子、網走から阿寒湖へ→湖畔で秋間浩と出会う→1955年12月結婚。

◆1951(昭 26)年

○月 ハロルド・レーン、北大へ再招聘。杉野目晴貞(1954~66年学長)、堀内寿郎(1967~71年学長)らが強力に推進したらしい。中谷宇吉郎が在アメリカのおりに意向確認。

3月 26 日 レーン夫妻、横浜着。

4月 17 日 レーン夫妻北大着任。北11条西5丁目の官舎に入る→のち、ポーリンも北海道学芸大学の外国人教師に。

◆1956(昭 31)年

4月 14 日 宮澤弘幸の父・雄也病死。

◆1960(昭 35)年

○月 ハロルド・レーンに永年の英語教育の発展と国際平和・日米友好関係の促進への貢献に対し勲五等瑞宝章
*「レーン先生ご夫妻謝恩記念事業会」発足→代表・杉野目晴貞元学長。1500人から300万円集まる。

◆1963(昭 38)年

8月 7 日 ハロルド・レーン死去。腸ポリープ手術中に脂肪が血管に入り致死。享年70。

◆1965(昭 40)年

3月 「記念事業会」100万円を北大に寄付。北

大は「レーン記念奨学金」を創設。

7月 12 日 「レーン記念奨学金」5人に初授与。

「英語の成績優秀にして且フレーン先生ご夫妻の理想にふさわしい学生」が対象。

*秋間夫妻、浩の転職でアメリカ中西部コロラド州ボルダーへ。

◆1966(昭 41)年

7月 16 日 ポーリン・レーン死去、享年73。蔵書(450冊)は北大に寄贈され「レーン文庫」となる。

◆1974(昭 49)年

○月 宮澤弘幸の母・とく、秋間夫妻のもとへ→デンバーの日本人の多い仏教会アパートへ転居。1982年死去。享年86。

◆1976(昭 51)年

8月 21 日 アメリカ・デンバーで、日系アメリカ人が戦時中の州知事(1939~1943在任)ラルフ・エル・カアの顕彰碑を建てる。戦時下、日系アメリカ人への迫害を阻止し、生活への援助を率先して行った。秋間夫妻、宮澤とくも積極的にかかわった。

◆1978(昭 53)年

内閣総理大臣・福田赳夫が「秘密保護法」の必要性をとねえ、法制化の動きが表面化。

◆1979(昭 54)年

3月 1 日 保護法推進派が「スパイ防止法制定国民会議」を結成。

◆1980(昭 55)年

4月 自民党が「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を発表。

◆1982(昭 57)年

7月 自民党が「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」の第2次案を発表。

◆1983(昭58)年

5月および11月 参議院選、続く総選挙で自民党が「スパイ活動の防止」を公約。
7月 自由法曹団及び憲法改悪阻止各界連絡会議(憲法会議)が「スパイ防止法阻止の懇談会」をもつ。

◆1983(昭59)年

8月 自民党が「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」の第3次案発表。対象に外交秘密が加えられ、刑罰に死刑を追加。

◆1985(昭和60)年

春 各地各界で「スパイ防止法阻止」の声が高まる。
6月6日 通常国会に「国家秘密法に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」上程。衆議院議院運営委員会で継続審議に。
10月11日 日弁連、新聞協会、日本民間放送連盟が「国家秘密法案」反対を表明。
12月 通常国会衆議院内閣委員会理事会で「国家秘密法に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を審議未了廃案とすることに決定。

◆1986(昭和61)年

2月5日 弁護士・上田誠吉が『戦争と国家秘密法』刊行。
4月 自民党スパイ防止法特別委員会が廃案を修正した「森私案」を委員会素案とし、再度の立法化に向け動く。
10月12日 『朝日新聞』の企画記事「スパイ防止って なんだ」の1回目掲載。この中でボルダー在の秋間美江子が兄・宮澤弘幸の冤罪について初めて語っている。
※記事は「新聞週間を機に」とあり、10回連載で、2回目と10回目でも本件を取上げている。おそらく国際電話での取材と思われる。
11月9日 秋間浩が上田誠吉弁護士に事実解明を要請する手紙を送る。
11月14日 「スパイ防止法を支持する法律家

の会」発足

◆1987(昭和62)年

2月 自民党、法案の名称を「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律案」に変更。

3月13日 秋間美江子、東京で開かれた「国家秘密法に反対する女性達の集い」で、訴え。

*以来、秋間美江子はしばしば来日し、宮澤冤罪の語り部となる。→7月9日 札幌弁護士会の招きで「国家秘密法に反対する市民集会」に参加など。「国家秘密法(案)」は再上程に至らず、事実上阻止となる。

9月28日 上田誠吉が『ある北大生の受難』を刊行。秋間浩の要請書簡に応えたもの。

12月6日 文化放送(ラジオ)「日曜の夜はTVを消して 落合恵子のちょっと待って MONDAY」番組が「もう一つの12月8日」を放送。

◆1988(昭和63)年

7月20日 上田誠吉が『人間の絆を求めて一国家秘密法の周辺』を刊行。これで宮澤・レーン事件関連三部作となる。

◆1994(平成6)年

6月25日 『外事月報』の合本刊行。

◆2004(平成14)年

6月8日 フオスコ・マライニ死去。享年91。告別式は、6月10日、フィレンツェの旧市庁舎パラツツィオ・ヴェッキオで執り行われた。マライニが、死を予期して「親しき友人諸氏へ」と題した遺言文書には、「『神の啓示』ではなく『常在する啓示』こそがすべての生きとし生ける人類のすべてが、一つなることを保証してくれるのです」とあり、伝統的なしきたりに従った告別式を行わなかったことに許しを乞うている。全文は、「京都大学学士山岳会ニュースレターNo.32」に掲載されている。

<http://www.aack.or.jp>

参考資料②-2

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」関連年表 ②

<「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」結成から現在まで>

2013年1月に結成した「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」(真相を広める会)の12年間の活動の概要である。本会は結成時に「宮澤弘幸に対する冤罪事件を糺すとともに、北海道大学に名誉回復を求め、さらに二度と国家による非道が起らぬよう、秘密保全法立法策動阻止」との目的をたてた。本稿では、主として集会・墓参と、秘密保護法反対運動への連帯などの行動の記録を中心とした。

秋間美江子さん北大に兄の遺品贈呈

【2012年】◆10月24日 宮澤弘幸の妹・秋間美江子さんが本会代表となる山野井孝有と一緒に、北大を訪問。兄の遺品アルバムを寄贈するとともに、兄の名誉回復を求めた。 ↓



◆11月12日 東京新宿・常圓寺祖師堂会議室で、秋間美江子さんの北大訪問報告集会を開催。ここで、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件問題を考え、二度と繰り返させない運動を推進する組織結成の方向を確認した。 ↓



「真相を広める会」結成>

【2013年】◆1月29日 「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」結成(札幌・エルプラザ) 代表・山野井孝有(毎日新聞OB)、山本玉樹(北海道大学OB)、事務局長・福島清、幹事・大住広人ら9人。 ↓



◆2月23日 宮澤弘幸顕彰命日墓参後、「真相を広める会」主催で「宮澤弘幸さん追悼顕彰と秘密保全法を考える集い」開催。泉澤章弁護士が秘密保全法策動の危険性を訴えた。宮澤弘幸の名誉回復と秘密保全法阻止の活動を推進することを確認した。66人参加。「週刊金曜日」「十勝毎日新聞」「しんぶん赤旗」が取材した。 ↓



◆4月14日 「真相を広める会」は北海道大学に、宮澤弘幸の名誉回復と謝罪を求める「申入書」(2月22日付)、「質問書」(4月14日付)を送付し、回答を求めた。

◆5月27日 北大(山口佳三・総長)は、「故・宮澤弘幸氏に係る件について」と題して、これまでに確認されていた公文書「学籍簿」「教授会議事録(退学)」「教授会議事録(死亡届)」に加えて、新たに確認された文書「退学願及び指令書」「復学願及び指令書」「死亡届」「退学(死亡)届」の7文書を、「真相を広める会」に送付してきた。同文書は5月30日にコロラド州ボルダー在住の秋間美江子さんに直接手渡すとした。

北海道大学、「対面交渉」に応じる

◆6月25日 北海道大学と初めての「交渉」。北大側=三上隆・副学長、井上高聰・大学文書館助教、辻邦章・総務企画部総務課長、太田裕美・同課長補佐。「真相を広める会」は、山野井孝有、山本玉樹・両代表、大住広人、刈谷純一・幹事、福島清・事務局長、根岸正和・同次長。北大は「事件を風化させないように努めます」とし、「二度と戦争を起こさせない」では一致した。しかし大審院判決では、宮澤弘幸は「北海道帝国大学学生」となっていることと、退学願との矛盾等についての説明とともに、引き続き北大としての謝罪と総括を要求した。

◆6月26日 午前中、両代表と幹事有志で円山墓地に眠るレーン夫妻墓参。午後、拡大幹事会(札幌)。結成以降の活動を報告し、①北大に対しては謝罪と総括を要求②秘密保全法阻止の活動強化——を確認。 ↓



◆10月10日 「秘密保護法阻止 10.10 シンポジウム この道は、いつか来た道」(市ヶ谷エデュカス東京)「宮澤・レーン『スパイ冤罪事件』の再来を許すなアピール」採択。110人参加。↓



◆10月13日 「この道は、戦争への道！宮澤・レーン『スパイ冤罪事件』の再来を許すな！『秘密保護法阻止』10.13 札幌集会」(札幌市内)↓



◆12月8日 「もう一つの12月8日」札幌集会(北海道大学学術交流会館) 120人参加。↓



【2014年】◆2月22日 顕彰命日墓参後、『宮澤弘幸追悼・顕彰2.22のつどい—悪夢を再来させる秘密保護法を許さない』。秋間美江子さんが「私はがんを患っているが、今の日本の政治の方が怖い」と訴えた。140人参加。↓



◆5月6日 『秘密保護法廃案と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民のつどい』(北大学術交流会館、240人参加) 山野井孝有代表がこれまでの活動経過を報告、齋藤耕・弁護士が「秘密保護法施行阻止から廃案への運動」と題して講演。折から帰国していた秋間美江子さんが、兄・宮澤弘幸が検挙から網走刑務所に収監され、戦後釈放された27歳で事実上獄死した経過を報告。「私のような家族を二度とつくりらないでください」と訴えた。山本玉樹代表が、「心の会の碑(仮称)」建設運動を提起した。↓



北大、「宮澤賞」創設を提起

◆5月7日 午後2時から三上隆・副学長と山野井・山本両代表と幹事そして帰国中の秋間美江子さんが同席して交渉を行った。冒頭、秋間さんが兄・宮澤弘幸の遺品アルバムの残り2冊を贈呈した。

続いて三上副学長は①特定の科目に優秀な成績を修めた学生に贈る「宮澤賞」を創設する。②2026年の北大創基150年記念誌に冤罪事件を

正史として位置付ける③風化させない取組みとして百年記念館に別途展示コーナーを設けるなどと説明した。山本代表は「心の会の碑」(仮称)建立のための敷地提供を正式に要請。↓



「心の会の碑」(仮称) 建設運動

2013年12月幹事会で「心の会」顕彰「記念碑」建設運動を具体化する方針を決定した。この決定に基づいて、以下の方々の賛同をいただいて『「心の会の碑」(仮称) 建立にご協力を』との呼びかけ文書を決定した。

呼びかけ人は以下の通り。丹保憲仁(北海道大学元総長) 中村睦男(同) 後宮敬爾(札幌北教会牧師) 加藤多一(童話作家) 山本玉樹(真相を広める会代表) 山野井孝有(同)。

この呼びかけに基づいて、建立期成会結成を目指して建碑賛同署名運動を開始した。2014年5月6日の『秘密保護法廃案と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民のつどい』で山本玉樹代表が呼びかけた。続いて翌日5月7日の北大との交渉で、北大に対して敷地提供などの協力を要請した。5月28日、山野井・山本両代表名で北大に対して、建立予定地の北大構内外国人教師官舍跡地の無償提供を文書で要請した。

しかしながら北大は以後、再三にわたる要請に対して回答することすら拒否、最終的に2015年11月7日、吉田総務課長は電話にて、(三上副学長との話し合いの場設定要請に)「応じられません」と一方的に電話を切った。

以上の経過を踏まえて、呼びかけ人6氏に対して「真相を広める会」事務局長名で、建碑運動は断念せざるを得ないと報告し、建碑運動は終止符を打った。「会報」でも経過を報告した。

なお建碑運動賛同者は、1159人にのぼった。

【2015年】◆2月22日 顕彰命日墓参後、「戦争への道」許さず、秘密保護法廃止を！—宮澤弘幸追悼・顕彰2.22のつどい。清水雅彦・日本体育大学教授が「秘密保護法が与える市民生活の影響」について講演。95人参加。↓



◆8月30日 『安保法制=戦争法に反対する全国的大行動』。「真相を広める会」の幟をたててマスコミ労働者たちと参加。↓



◆12月6日 『特定秘密法廃止！安保法制=戦争法廃止！宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許さない道民のつどい』(札幌・北大大学術交流会館)。荻野富士夫・小樽商科大学教授が「戦時下の言論・思想弾圧—宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の背景を考える」と題して講演。120人参加。(右上写真)



北海道大学OB/OGのつどい」発足

【2016年】『宮澤・レーン事件を忘れない！北大・戦後世代をつなぐOB/OGの会（「北大OB/OGの会」）』は、2016年2月22日の第1回つどいで正式に発足。以後、コロナウイルス下で開催できなかった年を除いて集会を主催。

◆2月22日 顕彰命日墓参後、『戦争法・秘密保護法廃止を—宮澤弘幸の命日につどう 北大OB/OGのつどい』(新宿アイランドタワー41F)

①「戦争法廃止へ、変革期の展望」吉田万三（元足立区長）②「手をとりて美しき国を—宮澤弘幸の命日に思うこと」山本玉樹（「真相を広める会」代表、1958年発表の恵迪寮歌「手をとりて美しき国を」作詞者）③「15年戦争体験者として語り継ぎたいこと」梁田政方（イールズ闘争時の道学連委員長）46人参加。↓



◆6月5日 『明日を決めるのは私たち—政治を変えよう！6.5全国総がかり行動』。北大OB、千代田区労協、「真相を広める会」有志は、2本の幟旗を立てて、日比谷公園かもめ広場ステージに参加。18歳選挙権が実現した実現したシ一

ルズやティーンズソウルの若者はじめ4万人が国会を包囲した。 ↓



「事務局」中心の活動体制へ

◆8月6日 「会員が一會員に戻り運動の存続を原点から確かなものに」と題した「今後の活動体制」について「幹事会は解散するが事務局は継続し、真相を広める会の名のもとに、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を訴える活動と『秘密保護法反対ネットワーク』との連携・情報交換、ホームページの維持・活用等の活動は継続することとした。

宮澤弘幸不当弾圧抗議墓参を開始

◆12月8日 「宮澤弘幸が軍機保護法違反で特高に検挙された1941年12月8日を忘れまい！」と「宮澤弘幸不当弾圧抗議墓参」を開始（福島、水久保）。この日発行の「事務局たより」第6号で「12月8日を忘れまい！」と呼びかけ、以降、2018年を除いて継続している。↓



◆12月10日 『宮澤・レーン事件を忘れない－太平洋戦争開戦75周年につどう』（新宿・主婦会館）①「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広める活動について」福島清（真相を広める会・事務局長）②「軍学共同に反対して－特に北大への防衛装備庁資金の給付を危惧して」伊藤陽一（法政大学名誉教授）③出席者意見交換。30人参加。 ↓



【2017年】 ◆2月22日 頸彰命日墓参後、「宮澤・レーン事件を忘れない－強権国家づくりノイー！－宮澤先輩の命日につどう北大OB/OGのつどい」①「真相を広める会活動と共謀罪」福島清（真相を広める会・事務局長）②「山川菊栄研究から見る戦前の運動・言論取締」伊藤セツ（昭和女子大名誉教授）③「軍事研究の現状（防衛省・米軍）と学術会議の検討」伊藤陽一（法政大学名誉教授）④「東京の体制についての検討提案」泉定明（「北大OB/OGの会世話人」）⑤「札幌における活動」山本玉樹（北大OB）⑥「構成劇公演」DVD鑑賞。35人参加。 ↓



【2018年】 ◆2月22日 頸彰命日墓参後、「強権国家NO！－宮澤先輩の命日に集う」①DVD上映「種まく人々－旭川師範の生活絵画事件や横浜事件などを描いている」②山本玉樹（「宮澤・レーン事件を考える会・札幌」代表）③基調講演「治安維持法による道内・北大における諸事件を振り返る」宮田汎（治安維持法国賠同

盟中央本部副会長) ④「非常勤講師雇い止め問題」志田昇(非常勤講師) 59人参加。↓



【2019年】◆2月22日 墓参後「宮澤・レーン事件を考えるつどい—思想教育統制の歴史から学ぶ」①DVD上映「レーン・宮澤事件—もう一つの12月8日」②挨拶・報告 山本玉樹(「宮澤・レーン事件を考える会・札幌」代表)③「よみがえる戦時体制—大学と教育をめぐって」と題して荻野富士夫(小樽商科大学名誉教授)が講演。58人参加。↓



【2020年】◆2月22日 コロナウイルス禍中のため顕彰命日墓参のみとした。↓



【2021年】◆2月22日 顕彰命日墓参。↓



【2022年】◆2月22日 不当弾圧抗議墓参。↓



【2023年】◆2月23日 顕彰命日墓参後、新宿・農協会館で『戦争に暴走し自由を圧殺した『宮澤・レーン事件』を忘れないつどい』①DVD上映「HBC開戦記念日特集 宮澤・レーン事件」②挨拶 山野井孝有(真相を広める会元代表)③講演「原発・憲法・ジャーナリズムのいま」青木美希(ジャーナリスト)。56人参加。↓



◆4月23日 宮澤家遺骨 供養塔へ移設法要

新宿・常圓寺にあった宮澤家の墓(長男・俊光、次男・弘幸、父・雄也、三男・晃、母・とく)を管理されていた福原恵美さん(三男・晃長女)が施主となって、5人の遺骨を同寺内にある供養塔へ移設する法要を行った。↓



【2024年】◆2月23日 顕彰命日墓参後、『宮澤・レーン事件を考えるつどい—クラーク先生と大戦前夜の北大生』①DVD上映「人間の自由

のために～シャッターをきれなかった2年間～あるイタリア人の昭和」(名古屋テレビ制作)②挨拶 山野井孝有(真相を広める会元代表)③挨拶 福原恵美(宮澤弘幸・姪)④「札幌での取り組み」奥井登代(宮澤・レーン事件を考える会幹事)⑤講演「クラーク精神と大戦前夜の北大生」藤田正一(北大名誉教授・平成遠友夜学校主宰)⑥特別発言 青木美希「なぜ原発を止められないのか」。51人参加。↓



◆6月12日 「ダーチャ・マライーニさん歓迎交流会」2024年6月11日～20日、宮澤弘幸が北大時代に交友を深めたオスコ・マライーニの長女で、文学者のダーチャ・マライーニが来日。12日、新宿・常圓寺に眠る宮澤弘幸の墓参後、同寺内で講演・交流会。開催にあたって、泉定明をはじめ「真相を広める会」と「北大OB/OGの会」有志が実行委員会に参加した。↓



◆12月8日 不当弾圧抗議墓参 ↓



【2025年】◆2月23日 宮澤弘幸七十九回忌法要(新宿・常圓寺祖師堂)と顕彰命日墓参。↓



法要・墓参後『2025 宮澤・レーン事件を忘れない！ 宮澤弘幸さんを偲ぶ墓前のつどい』(常圓寺 B1 祖師堂ホール) ①DVD上映「宮澤・レーン事件構成劇『エルムに寄せて』」②福原恵美さん、山野井孝有さん挨拶。

(この後は、会場を新宿ルノアールに移動)



- ③「ダーチャさんが私たちに伝えたかったこと」
黒澤多佳子（イタリア語翻訳家、東京外語大卒）
④「戦時下、日本国内にあった敵国人抑留所」
小宮まゆみ（POW 研究会）⑤「ダーチャさんを迎えて—札幌の報告」奥井登代（宮澤・レーン

事件を考える会幹事) ⑥「レーン先生の思い出」
野上紘子（北大 OB）35 人参加。↓



再び“戦争への道”へと突き進む内外の動き

◆2012年

12月 26 第二次安倍内閣発足

◆2013年

1. 30 内閣法制局長官に小松一郎駐仏大使
12. 4 国家安全保障会議設置
12. 6 特定秘密保護法成立→施行（14. 12. 10）

2014年

4. 1 防衛装備移転三原則閣議決定
7. 1 集団的自衛権行使閣議決定
11. 16 沖縄県知事選で翁長雄志当選
◆2015年
4. 29 安倍首相、法案提出前に米議会上下両院
合同会議で安保法制整備を明言
9. 19 安保法制=戦争法成立→16. 3. 29 施行

◆2016年

1. 1 マイナンバー運用開始
2. 8 高市総務相、テレビ局の放送内容に関して「電波停止」を措置する可能性に言及
5. 24 刑事訴訟法・盗聴法改悪法成立

◆2017年

6. 15 共謀罪法成立→7. 11 施行
9. 28 安倍首相「森友・加計疑惑」隠しを狙つて臨時国会冒頭に解散

◆2018年

3. 7 財務省近畿財務局の男性職員が自殺
10. 1 東京・横田基地にオスプレイを強行配備

12. 21 19 年度予算案で米国製兵器の大量購入
など軍事費に過去最大の 5 兆 2574 億円

◆2019年

2. 24 沖縄・辺野古米軍基地建設の埋立て賛否
を問う県民投票で、43 万票が反対

◆2020年

9. 16 菅内閣発足
10. 1 菅内閣、日本学術会議会員 105 人のうち
6 人の任命拒否

◆2021年

5. 12 デジタル関連 6 法成立
6. 23 重要土地利用規制法公布

10. 4 岸田内閣発足

◆2022年

2. 24 ロシア、ウクライナ侵攻開始
5. 11 経済安全保障法成立
12. 16 「安保三文書」を閣議決定

◆2023年

10. 7 イスラエル、パレスティナ侵攻開始

◆2024年

5. 10 重要経済安保情報保護活用法成立
10. 1 石破内閣発足

◆2025年

5. 16 能動的サイバー防御法成立
6. 11 学術会議法成立
10. 21 高市内閣発足

参考資料③

マスコミ報道等の主な記録

＜マスコミは、安倍政権下の暴走に対する危機感から宮澤・レーン事件を報道した＞

【2012年】

- 10.25 北海道、朝日、毎日新聞の各紙北海道版 = 秋間美江子さんの北大へのアルバム寄贈と名誉回復申し入れを報道
11.2 [NHK おはよう日本] = 「宮澤・レーン事件 北大生・失われた青春」

【2013年】

- 1.29 NHK [北海道ネットワークニュース 845] = 「宮澤・レーン事件で名誉回復を」
1.30 朝日新聞北海道版 = 「レーン・宮澤事件 名誉回復へ市民団体 北大生の退学撤回要求」(植村隆記者)
2.24 北海道新聞 = 「退学撤回 名誉回復を— 宮澤弘幸さん事件『真相を広める会』北大に26日要請」
2.27 毎日新聞北海道版 = 「レーン・宮澤事件 名誉回復と謝罪を—支援団体、北大に申し入れ書」(伊藤直孝記者)
3.1 『週刊金曜日』「宮澤・レーン事件の真相広める会、北大に申し入れ」(片岡伸行記者)
4.6 每日新聞東京版 = 「戦中スパイ疑獄『レーン・宮澤事件』『秘密保全』危険性知って—弁護士ら名誉回復へ活動」(東海林智・伊藤直孝記者)
4.19 北海道新聞 = 「冤罪・レーン・宮澤事件—退学願あった—北大、遺族に連絡」
6.1 每日新聞北海道版 = 「北大復学願は『兄の字』—スパイ冤罪事件、米在住の妹話す」
6.27 北海道新聞 = 「北大の責任明確化を レーン・宮澤事件、市民団体が報告」
9.16 しんぶん赤旗1面「潮流」 = 宮澤弘幸スパイ冤罪事件を紹介
9.25 平和新聞 = 「秘密保護法、軍機保護法再来許さない」山野井孝有代表インタビュー
10.13 しんぶん赤旗 = 「秘密保護法案、戦前の

軍機保護法と同じ 学生を『スパイ扱い、懲役15年』(古荘智子記者)

10.14 東京新聞「こちら特報部」 = 「スパイぬれぎぬ宮澤事件 軍機保護法、秘密保護法と酷似 第三者検証仕組みなく、悲劇教訓に再来許すな」(出田阿生記者)

10.21 每日新聞家庭欄「女の気持ち」 = 「アメリカの少女」(葉山町の高村叔子さん 83歳が、レーン夫妻の娘キャサリン・レーンとドロシー・レーンの思い出を書く)

10.31 每日新聞北海道版 = 「秘密保護法案、道内でも批判広がる 知る権利を制限 国会審議控え弁護士らビラ配布」(伊藤直孝記者)

11.8 朝日新聞大阪版・東京版 = 「軍機保護法 戦前からの警鐘 1941年逮捕された兄、スパイの汚名させられ、当時の国会も懸念したが、国『危険な運用しない』 結局増えた摘発」(佐藤達弥記者)



※新聞報道の多くは「逮捕」と表記しているが既に明らかなように「検挙」の誤り。

11.15 しんぶん赤旗 = 「戦前の宮澤・レーン事件 旅先の見聞話した学生を逮捕・投獄スパイ

汚名苦しむ家族 秘密保護法案は軍機保護法の再来」(山本長春記者)

11.18 每日新聞=「72年前秘密情報漏えいレーン・宮沢事件 過ち繰り返さないで、元北大生の妹、法案危惧」(伊藤直孝記者)

11.23 北海道新聞=『『レーン・宮沢事件』時を超える警鐘 27日緊急デモ、来月反対集会真実葬られる 宮沢さん妹・秋間さん』

11.28 北海道新聞=「レーン・宮沢事件 機密の根室飛行場、逮捕前から絵はがきに 拡大運用の典型例」(丸山格史記者)

11.29 每日新聞北海道版=「レーン・宮沢事件 町の要覧などに根室飛行場、周知の事実を『軍機』」(本間浩昭・伊藤直孝記者)

12.5 東京新聞【こちら特報部】=「太平洋戦争中レーン・宮沢事件『機密』とされた飛行場、事件7年前絵はがきに『当局のさじ加減次第』秘密法案でも懸念」

12.8 朝日新聞【天声人語】=「レーン・宮澤事件」を紹介

12.10 每日新聞北海道版=「『レーン・宮澤事件』から72年 秘密保護法の危険性訴え、北大で初、語り継ぐ集会」(伊藤直孝記者)

12.12 北海道新聞【今日の話題】=「遺伝的継承」と題して秘密保護法成立を批判

12.15 每日新聞北海道版【ニュース再訪】=「北大スパイ冤罪事件・レーンさん、熱意の教育実践、人間の内なる光信じ」(伊藤直孝記者)

12.21 北海道新聞【私は思う—秘密保護法】=「棟徹夫・北見工大名誉教授が『レーン・宮澤事件のような悲劇を繰り返すな』

12.29 しんぶん赤旗日曜版【発言・秘密保護法】=「暗黒時代の再来危惧 旅行見聞さえも罰した戦前」(山本玉樹)

【2014年】

2.10 『メディアウォッチ』第440号=「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の悪夢」(福島清)

2.17 しんぶん赤旗=「若い世代を会員に一勤労者山岳連盟が総会」(山野井孝有さんが「戦時には登山も迫害された。平和だから登山ができるが、いまは軍国主義の時代に急速に近づいて

いると感じている」と訴え)

2.20 室蘭民報夕刊=「悲劇繰り返さないで—戦時中の北大生スパイ嫌疑事件 22日に東京で追悼の集会」(共同通信配信)

2.22 每日新聞=「元北大生の妹来日、レーン・宮澤事件 秘密保護法を危惧」(青島顕記者)

2.23 朝日新聞=「スパイ冤罪家族 秘密法の廃止訴え」(佐藤達弥記者)

2.23 東京新聞=「北大生スパイ嫌疑事件追悼集会『軍機』の悪夢許さない、懲役刑の宮澤さんの妹『どこにいても黒い影』」

3.5 山形新聞=「『国賊』の汚名 遺族、あんな時代が再び来てはいけない、法廃止訴える」(共同通信配信)

2.25 東京新聞=「宮澤・レーン事件遺族『秘密法は危険』訴え 人間関係の破壊 何より怖い」(出田阿生記者)

3.18, 19, 20, 21 北海道新聞【秘密法を考える 第2部『冤罪』】=連載①「スパイの家族」に耐え②機密の範囲そろり拡大③闘い抜いた精神後世へ④時を超えて危機感共有

3.20 『世界へ未来へ—9条連ニュース』=「スパイ冤罪事件(レーン・宮澤事件)を知っていますか、悪夢を再来させる秘密保護法を許さない」(寄稿・関千枝子)

3.31 每日放送【ラジオ報道特別番組】=「秘密~今 明らかになる ある大学生の死」

5.8 每日新聞北海道版=「レーン・宮澤事件、北大が宮澤賞創設、遺族と面会『冤罪』と明言」(久野華代記者)

5.8 朝日新聞=「スパイ冤罪・拷問・服役…兄は27歳で死んだ、『悲しい思いもう二度と』宮澤さんの妹、北大で講演」(日比野容子記者)「宮澤賞創設 遺族了承、北大、記念碑は結論出さず」(上山浩也記者)

5.8 北海道新聞=「北大『宮澤賞』を創設、遺族同意『冤罪証明できた』」

5.8 しんぶん赤旗=「スパイ冤罪『宮澤・レーン事件』被害者遺族が証言 札幌で集い『秘密法廃棄を』」

5.11 北海道新聞【社説】=「レーン・宮澤事

件、検証し語り継がねば」

5.15 月刊『不屈』第479号=「『がん』より国
の政治の方が怖いです 秋間美江子」

5.18 ほっかい新報=「宮澤・レーン事件は冤
罪と北大認める 暗黒社会回復を許さない」

5.25 北海道新聞〔はなし抄〕=「『レーン・宮
沢事件』遺族 秋間美江子さん、罪無き人が捕
らわれる世の中にしてはならない」

6.15 毎日新聞〔ストーリー〕=「『スパイ』の呪
縛70年—兄は特高にとらわれた」(青島顕記者)

7.15 NHK〔地方発ドキュメンタリー〕=「兄
はスパイじゃない—北大生の妹73年の苦闘」



9.16 しんぶん赤旗〔潮流〕=宮澤弘幸スパイ
冤罪事件を紹介して安倍内閣の秘密保護法提出
に警鐘

9.18 北海道新聞=「『秘密法制 成立した途端
独り歩き』レーン・宮沢事件 警鐘の一冊に、
市民団体が出版」

11.8 東京新聞〔こちら特報部〕=「戦中の軍
機保護法に酷似」と宮澤・レーン事件を紹介

10.26 しんぶん赤旗読書欄=「『引き裂かれた
青春—戦争と国家秘密』 残虐な事件から秘密
法への警鐘」(評者 萩野富士夫・小樽商科大学
教授)

10.31 『治安維持法と現代』第28号=「『宮澤・
レーン・スパイ冤罪事件』北海道大学の対応と
責任明確化」(寄稿・福島清)

11.9 朝日新聞書評欄=「『引き裂かれた青春』
北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を
広める会編」

11.12 朝日新聞=「レーン・宮沢事件、北大、

記念碑建立拒む、名誉回復図るも…理由示さず」
(日比野容子記者)

12.1 『法と民主主義』(日本民主法律家協会)
第494号=「『宮澤・レーン冤罪事件』の再来を
許さない—9条の輝く日本を創ろう！」(寄稿・
山本玉樹)

2.8 毎日新聞=「73年前北大生にスパイ容疑
逮捕の月に秘密保護法施行 届かぬ思い 妹苦
惱 札幌で集会」(青島顕記者)

12.8 朝日新聞〔天声人語〕=「今から思えば、
その明暗に驚く。開戦の日、北海道帝大生が軍
事機密を漏らしたとしてスパイの濡れ衣を着せ
られた。学生は獄中で病み、27歳で死去。後に
「レーン・宮沢事件」と呼ばれ、当局による秘
密独占の危うさをさまざまと物語る」

12.8 しんぶん赤旗〔主張〕=「開戦73年の決
意 平和貴き『戦争する国』許さず」で「宮沢・
レーン事件」を紹介

12.7 しんぶん赤旗日曜版〔本立て〕=『引き
裂かれた青春—戦争と国家秘密』 北大生・宮
澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会編

【2015年】

2.23 しんぶん赤旗=「秘密保護法へ集会 ス
パイ冤罪事件 北大生の命日」

2.24 每日新聞=「元北大生宮澤さん命日 特
定秘密法を考える 新宿・講演に100人参加」
(青島顕記者)

2.26 しんぶん赤旗=「戦争反対運動進めよう
共産党登山者後援会が講演会」

5.8 NHK〔札幌ニュース〕=「北大の宮澤賞 10
人受賞」

月 『えるむ』(北大学生委員会発行)=「平成
27年度北海道大学宮澤記念賞の授与式が6月26
日に行われた」

12.1 北海道新聞=「秘密保護法あきらめない
完全施行『民主主義搖るがす』で宮澤・レーン
事件を紹介

12.9 每日新聞北海道版=「『宮澤・レーン事件』
と現代の共通点指摘 札幌で考える集い」(千々
部一好記者)

あとがき

～問題提起と事務局からの報告～

「日和ることは悪いことでは なく、人間的なことだ」

1969年4月7日、私（水久保文明）は残雪を踏みしめ網走刑務所の門をくぐった。1952年に札幌で起きた「白鳥事件」の共謀共同正犯として懲役20年の判決を受けて収監された村上国治（むらかみくにじ、以下、国治さん）さんに会うためだ。この1カ月前から始まった「白鳥事件やり直し村上国治釈放要求、弾圧反対大行進」（福岡から札幌まで）を歩き通した一人として、国治さんに報告するのが目的だった。

このとき私は間もなく22歳、国治さんは46歳だった。だが白髪まじりの小柄な姿は、60歳にも70歳にも見え、獄中生活の過酷さを感じさせた。面会所で私たちを迎えた国治さんは、にこやかに「おつかれさまでした」とねぎらってくれた。その笑顔は今でも忘れられない。

福岡から始まった大行進で、私は毎日、網走刑務所の国治さん宛にその日の模様を伝えるハガキを送りつけた。そのハガキへのお礼の言葉もあった。極寒の獄でなお、たたかいをやめなかつた人の、柔軟さに戸惑いさえ覚えた。

＊

当時、白鳥事件のたたかいは再審決定への大きな山場を迎える、私は、「大行進」の経験を生かして全国白対協（全国白鳥事件対策協議会）の事務局を手伝つてほしいとの要望を受けることにし、白鳥事件のたたかいの支援を訴えて、全国を飛び回ることになった。

1969年6月18日、再審請求への判決が札幌高裁で出ることが決まり、全国の仲間たちは勝利判決を期して札幌に結集した。

だが判決は「棄却」だった。札幌高裁の前でその報告を聞いた私は、自分でも思いもよらぬ行動をとった。

「裁判所に抗議しよう」

と、その場にいた全支援者に呼びかけたのである。500人はいた抗議の人波に、ブレーキは無用だった。その一部始終は、私の顔のアップをはじめテレビに流れた。この時初めて「人は怒りが頂点に達すると、理性を損なう」と知った。国治さんは直ちに異議申し立てを札幌高裁に行つた。

＊

全国白対協の事務局長は金川三郎さんといつた。私が「国治さんとどういう関係があり、事務局長を引き受けたのですか」と聞くと「事件当時、村上国治が共産党札幌地区委員会の表の委員長で、オレが裏の委員長だったからだよ」と答えてくれた。

私は絶句し、あとは続かなかった。金川さんもまた、被害者だったのだ。権力によって極寒の獄に閉じ込められた男と、それをひたすら支え続けた男のすさまじい二人三脚の戦いを見た気がして、身が引き締まった。

＊

1969年11月14日、権力は刑期の43%を残し国治さんを仮釈放した。網走刑務所の前には1000人を超える支援者が集まり、大歓迎集会となった。国治さんは1952年10月に札幌市の路上で検挙され、未決を含む17年を超える獄中生活を経て、白日のもとに帰ってきた。

1971年7月、札幌高裁は再審の異議申し立てを棄却し、国治さんは最高裁に特別抗告を行つて、活動の拠点を東京に移した。

最高裁は1975年5月に特別抗告を棄却したものの、再審の考え方については、「再審制度においても疑わしきは被告人の利益にという刑事裁判の鉄則が適用される」とも判示し、これが『白鳥決定』となって、再審の扉が広く開かれることに繋がつた。

以降、最近の袴田巖さんの事例も含めて5人の元死刑囚が家族のもとに帰ってきた。国治さんの果たした役割は小さくなかった。

しかし再審が始まるまでの時間がかかり過ぎることや、検察側の証拠品の提出拒否など、問題はなお山積しており、この視点からの対応策の議論も始まっている。

毎日新聞労働組合の青年部が学習会の講師に国治さんを招いたことがある。学習会が終わった後の交流会で、国治さんへ少々面白い質問が飛び出した。

「村上さんは18年間も獄中でたたかい、志操堅固な人だと思いますが、日和（ひよ）ることはなかったのですか」

と。この答がまた意外だった。

「実は私は何回も日和を見を起こしたことがあります。一番つらかったのは検事から『ばあちゃん（注）が心配しているぞ』と言われたとき。ばあちゃんのことを考えると、（事件を）やってもいないけど、やりました、と言おうと何度も考えたことがあります。しかしそのたびに踏み止まりました。私は日和るということは悪いことではなく、人間的なことだと考えています」（※注・国治さんは母親のことを「ばあちゃん」と呼んでいた）。

国治さんが不慮の事故（1994年11月）で亡くなつて数年経ったとき、白鳥事件の運動関係者が偲ぶ会を開いた。白鳥弁護団の一人としても活躍した弁護士の上田誠吉さんは、この話を聞いて「村上國治らしい発言だ。権力に限らず徹底してたたかう者は、実は優しい面を持っている典型かもしれない」との感想をもらした。

*

2025年10月からNHKが「未解決事件」とのタイトルで毎週土曜日に放送することになった。いままでは年に1、2回「NHKスペシャル」として放送していたが、レギュラーパン組として昇格した形だ。1回目は「八王子スーパー3人殺害事件」。女子高生2人と女性従業員が射殺された事件だ。1995年に起きたこの事件、不可解なことが多い。3人を問答無用で射殺したあと、金品には目もくれず逃走している。犯行の手際よさはまるで映画のようで、「事実は小説より奇なり」そのもの。この事件、NHKがどう取材

したのか、後編に期待したいと思っている。

未解決事件はあまたある。被疑者死亡のままの帝銀事件、3億円事件、グリコ・森永事件、再審によって無罪が確定しても、「未解決」のままの事件も少なくない。

1955年に発生した松山事件もその一つ。元死刑囚・斎藤幸夫さんの母、ヒデさんと会ったことがある。ヒデさんは全国に運動を広げ息子を取り戻した。袴田巖さんのお姉さんのような存在だ。だが、松山事件も袴田事件も、真犯人は捕まつておらず、未解決のままだ。冤罪事件は真犯人を取り逃しているのだ。

*

殺人など凶悪刑事事件の「未解決」はもとより、政治的な問題をはらんだ事件も看過はできない。松川事件、下山事件、三鷹事件、メーデー事件、大須事件など、労働組合や民主的団体の弾圧に利用されたものも少なくない。これらはなぜ起きたのか、真相は糾明されておらず未解決のままとなっている。白鳥事件もまたしかり、である。NHKに期待したい。

戦前・戦中では、治安維持法による不当な検挙、投獄は一般市民にまで類が及んでいる。治安維持法による犠牲者と家族は、戦後80年を経た今でも、被害の補償と事件の真相を求めてたたかっている。

*

ここで改めて触れるまでもなく、宮澤・レン夫妻にかかる冤罪は、国家権力が無から罪を作り出し過酷な罰に陥れた最たる事件だ。家族以外に面会もなかった網走刑務所での宮澤弘幸のたたかいが、国治さんの闘魂と二重写しとなって迫りくる思いがしている。

ときに政府は、国会での議論も、国民の声を聞くことなく防衛費を5年間で43兆円も計上した。完遂すれば、日本は世界3位の軍事大国になる。軌を同じくして「スパイ防止法」制定の声が上がっている。いつか来た道だ。84年前の再来を阻止するたたかいに、本腰を入れなければ、それが理不尽な法律で犠牲なった人々への供養もある。（在東京 水久保文明）

戦争へと国民を引き込んだ 国家権力への怒り

30年も前になるが、前坂俊之さん（毎日新聞OB、静岡県立大学名誉教授）から紹介されて読んだ同氏著の『戦争と新聞 1926-1935 兵は凶器なり』と『戦争と新聞 1936-1945 言論死して国ついに亡ぶ』（1989、1991年社会思想社刊）を読み直した。前書のまえがきでは、正木ひろし弁護士が同氏の個人誌「近きより」9月号に書いた「敗戦日本」を紹介している。

日本は降伏した／敗北して尚お生存を続いているのは／宏大無辺なる神の恩寵である／神が日本民族絶滅一歩手前に／一度反省の機会を与えたのである／もしこの恩寵を理解し得なかつたならば／直ちに恐るべき最終の審判！／民族絶滅へと移行するであろう／中世以後において日本ほど／愚昧にしてかつ悪徳の国があつたろうか。

正木弁護士は、映画「真昼の暗黒」で描かれた「八海事件」など冤罪事件との闘いに生涯をかけた。おどろおどろしく厳しい一文だが、あの戦争へと国民を引き込んだ国家権力への怒りが満ち溢れている。

後著の冒頭では「水野広徳の反戦平和思想」を紹介している。

戦時下の言論抵抗として、菊竹六鼓、桐生悠々、石橋湛山、正木ひろしらのほかに、もう一人忘れてはならない人物がいる。日露戦争の日本海開戦の小説『此一戦』を書き、大ベストセラー作家となり、その後、海軍軍人を退き、反戦・平和主義者となった水野広徳（1875～1945）である。戦前の歴史を振り返ってみても反軍・反戦のジャーナリストは何人かいるが、海軍大佐まで登った人物が軍服を脱ぎ、180度転換して軍部批判をし「日米戦うべからず」「戦えば必ず敗れる」と訴えた例はない。当時、日本で唯一といってよい反戦の将校である。

水野は31歳のとき、水雷艇長として日本海開戦に参加、武勲をあげた。この時の体験や戦史

編纂などをもとに『此一戦』を1911年に刊行、水野広徳の名は一躍天下にとどろいた。この頃の水野は「一般軍人に通有なる盲目的軍国主義の信仰者」「侵略的帝国主義の贊美者」であったと自らを述懐している。『此一戦』の冒頭の一節は「兵は凶器なり」であるが、最後の一句は「国大といえども、戦いを好む時は必ず滅び天下安しといえども戦いを忘れる時は必ず危うし」と結んでいる。

*

長い引用になったが、「兵は凶器なり」「言論死して国ついに亡ぶ」との言は、戦前・戦中の日本が歩んだ道を総括する視点だ。翻って「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は、「学問への弾圧」であり、政党活動、労働運動を封殺したのは「大政翼賛会」であった。敗戦後80年を経た今、同じ総括を必須とする状況が迫っている。

アメリカ従属の大軍拡、マスコミ弱体化、学術会議解体と大学管理、さらに労働運動・左翼政党の停滞等々という形で。個々には、沖縄での米軍基地建設反対運動をはじめ、抵抗の闘いはねばり強く重ねられているが、全体としては残念ながら弱いと言わざるを得ない。

加えて、活かすべき総括をあざ笑うかのように高市早苗政権が登場した。性根を据えて立ち向かう体制を構築しなければならない。

*

これまで本会が刊行した書籍・冊子の多くは元幹事・大住広人が執筆・監修を担当した。本冊子も同様になる。長時間かけて一字一句、徹底して正確を期した努力に重ねて敬意を表したい。大住さんは毎日新聞労働組合時代から、私の書いた文書を真っ赤に直した。しかし主旨は完全に生かしてくれた。その当時からもう半世紀も過ぎたが今も同じだ。

この「あとがき」には、在札幌の事務局・根岸正和も執筆の予定だったが、俄かに体調崩して叶わず、「北海道からの報告」が欠けることになった。お詫びして、根岸さんの快復を待ちたい。最後になったが、本冊子についてのご意見・ご感想をお願いしたい。（在東京 福島 清）

◇編集・制作・発行

福島 清 1938年生、毎日新聞活版OB（在東京）。本会結成時、事務局長。以降、事務局にて常時活動。1974～79年、毎日新聞労働組合本部書記長。（2023年11月以降、連絡取次も兼務）

misuzuya@jcom.zaq.ne.jp

根岸正和 1940年生、毎日新聞活版OB（在札幌）。本会結成時、事務局次長。以降、在札幌にて常時活動。1976～1980年、毎日新聞労働組合本部副委員長・北海道支部長。

masakazu-negishi@ac.auone-net.jp

水久保文明 1947年生、毎日新聞労組専從書記OB（在東京）。本会結成時、事務局次長。以降、事務局にて常時活動。千代田区労働組合協議会事務局長として連絡取次も担当（2023年10月まで）。

gold16mm@gmail.com

◇執筆・監修

大住広人 1937年生、毎日新聞編集OB（在東京）。本会結成時、幹事。以降、隨時事務局業務を分担。『引き裂かれた青春』はじめ本会発行の刊本・諸資料の執筆・編集・監修を担当。1975～77年、毎日新聞労働組合本部執行委員長。

oh8sr2md@wind.ocn.ne.jp

国家権力犯罪に“時効”はない

「12月8日」を記憶し続ける

1941年のこの日、札幌で何が起きたのか？

2025年12月8日 発行 2刷

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会
事務局

ホームページ <http://miyazawa-lane.com/index.html>
事務局メール・アドレス misuzuya@jcom.zaq.ne.jp